

令和 4 年

塩竈市議会会議録

(第182巻)

第4回定例会 12月9日 開会
12月21日 閉会

塩竈市議会事務局

令和4年12月定例会日程表

会期13日間（12月9日～12月21日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
12. 9	金	本会議	会期の決定、議案第52号、諸般の報告、請願第4号及び第5号、議案第62号ないし第73号	1
10	土	休 会		2
11	日	”		3
12	月	”		4
13	火	”	総務教育常任委員会 10:00～	5
14	水	”	民生常任委員会 10:00～	6
15	木	”	産業建設常任委員会 10:00～	7
16	金	本会議	一般質問 13:00～ ①鎌田 礼二 議員 ②辻畑めぐみ 議員 ③小野 幸男 議員 ④阿部 眞喜 議員	8
17	土	休 会		9
18	日	”		10
19	月	本会議	一般質問 13:00～ ⑤伊藤 博章 議員 ⑥小高 洋 議員 ⑦今野 恭一 議員 ⑧西村 勝男 議員	11
20	火	休 会	議会運営委員会 13:00～	12
21	水	本会議	委員長報告 13:00～	13

塩竈市議会令和4年12月定例会会議録 目次

(12月定例会)

第1日目 令和4年12月9日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第52号(総務教育常任委員会委員長議案審査報告)	4
採 決	6
諸般の報告	6
質 疑	7
鎌 田 礼 二 議員	7
請願第4号及び第5号	11
議案第62号ないし第73号	11
提案理由説明	11
総括質疑	17
浅 野 敏 江 議員	17
小 高 洋 議員	20
伊 勢 由 典 議員	23
土 見 大 介 議員	29
志 賀 勝 利 議員	32
散 会	36

第2日目 令和4年12月16日(金曜日)

議事日程第2号	39
開 議	41
会議録署名議員の指名	41
一般質問	41
鎌 田 礼 二 議員(一問一答方式)	

(1) 来年度の予算編成について	41
①来年度の予算編成の見通しは	
②ふるさと納税について	
(2) 浦戸について	49
①現状は	
②課題は	
(3) 北朝鮮の核の脅威について	54
①核シェルターの必要性	
辻 畑 めぐみ 議員 (一問一答方式)	
(1) ごみ問題について	59
①ごみ処理事業の現状および課題	
②ごみ減量に向けた取り組みについて	
(2) 難聴者等への取り組みについて	65
①補聴器購入費助成について	
②公共施設における難聴者等への対応について	
(3) しおナビ・NEWしおナビ100円バスの運行について	70
①現状について	
②今後に向けた市の考え方について	
小 野 幸 男 議員 (一問一答方式)	
(1) 教育行政	73
①学校に登校できない子どもたちへの支援について	
(2) 子育て支援	82
①今後の子育て支援策について	
(3) サニタリーボックスの設置	89
①公共施設男性トイレへサニタリーボックス設置について	
阿 部 眞 喜 議員 (一問一答方式)	
(1) 塩竈市の今後の水産について	90
①水産業・水産加工業の現状	
②海業について	
(2) 塩竈市の食を活かしたまちづくりについて	93
①ストーリー性を活かした食の展開について	

(3) 住みやすい塩竈市について	96
①犯罪被害者支援条例の制定について	
②ケアマネージャーとの連携について	
(4) コロナ禍の現状について	98
①陽性者の対応について	
(5) 塩竈市DX化について	101
①市役所のDXについて	
②教育現場のDXについて	
③デジタル給付について	
(6) 市内事業者の応援について	105
①ファンドサポート給付金について	
(7) 燃料費高騰対策について	106
①市で行っている光熱費等削減対策について	
散 会	109

第3日目 令和4年12月19日（月曜日）

議事日程第3号	111
開 議	113
会議録署名議員の指名	113
一般質問	113
伊藤博章議員（一問一答方式）	
(1) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針について	113
①令和3年度から令和7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付けられたが、本市の影響について	
(2) 学校教育について	122
①学校教育の現状と課題について	
小高洋議員（一問一答方式）	
(1) 学校給食について	130
①学校給食の教育上の位置付けについて	
②学校給食費について	

③学校給食無償化について	
(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の現状と感染者等への支援について ……………	135
①本市における新型コロナウイルス感染症拡大の状況は	
②新型コロナウイルスに感染した際求められる行動とは	
③新型コロナウイルス感染者、世帯への生活支援について	
(3) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について ……………	141
①2023年10月から本格実施されるインボイス制度とは	
②インボイス制度をめぐっての事業者の現状と実態について	
③競争入札との関係では	
(4) 利府中インター線整備事業について ……………	145
①利府中インター線の位置づけは	
②利府中インター線整備事業第1期工事後の交通の状況は	
③利府中インター線整備事業第2期工事の進捗は	
今 野 恭 一 議員（一問一答方式）	
(1) 交通インフラの整備について ……………	148
①国道45号線と八幡築港線、その後の進捗は	
②越の浦春日線の進捗状況は	
③北浜沢乙線の赤坂・向ヶ丘間の整備、進捗状況は	
(2) 商工・観光について ……………	153
①鹽竈神社を抱える門前町、活性化は如何に	
(3) 公園の維持管理について ……………	155
①伊保石公園の整備計画、進捗状況は	
(4) 市立病院の今後について ……………	157
①市立病院は果たして再生できるのか	
西 村 勝 男 議員（一問一答方式）	
(1) デジタル化対応について ……………	158
①デジタル化とデジタル田園都市国家構想について	
・デジタル化の進捗状況について	
・デジタル化の基盤マイナンバーカードについて	
・広域でのデジタル化対応について	
・デジタル田園都市国家構想の戦略について	

討 論	192
辻 畑 めぐみ 議員	192
伊 藤 博 章 議員	194
志子田 吉 晃 議員	196
採 決	197
請願第4号及び第5号（民生常任委員会委員長議案審査報告）	198
（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	198
採 決	199
議員提出議案第5号	199
提案理由の説明	199
質 疑	200
討 論	200
伊 勢 由 典 議員	201
鎌 田 礼 二 議員	201
土 見 大 介 議員	203
阿 部 眞 喜 議員	204
採 決	205
議員派遣の件	205
閉 会	206

令和4年12月定例会 12月9日 開会
12月21日 閉会

議案審議一覧表
議員提出議案

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第52号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	修正可決	4.12.9
	議案第62号	塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例	原案可決	4.12.21
	議案第63号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決	4.12.21
	議案第64号	一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	4.12.21
	議案第65号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	4.12.21
	議案第67号	令和4年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	4.12.21
	議案第73号	塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について	原案可決	4.12.21
民生	議案第66号	塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	4.12.21
	議案第67号	令和4年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	4.12.21
	議案第68号	令和4年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	4.12.21
	議案第70号	令和4年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	4.12.21
産業建設	議案第67号	令和4年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	4.12.21
	議案第69号	令和4年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	4.12.21
	議案第71号	令和4年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	4.12.21
	議案第72号	令和4年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	4.12.21

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議員提出 議案第 5 号	塩竈市議会の個人情報の保護に関する 条例	原案可決	4. 12. 21

塩竈市議会 1 2 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 4 号	来年度（令和 5 年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金額に引上げを求める請願	4. 11. 30	民 生	継続審査	4. 12. 21
第 5 号	消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願	4. 12. 1	総務教育	継続審査	4. 12. 21

令和4年12月9日 塩竈市議会定例会
請 願 文 書 表

番 号	第 4 号
受理年月日	令和4年11月30日
件 名	来年度（令和5年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金額に引上げを求める請願
要 旨	<p>【請願項目】 下記の項目について、塩竈市議会に請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 以下の旨の意見書を内閣総理大臣並びに厚生労働大臣に提出いた たきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度の年金改定については、現行の年金改定ルールを見 直し物価上昇に基づいた年金の増額改定を行うこと。 <p>【請願の趣旨】 ご承知のように、高齢者の暮らしはコロナ禍と相次ぐ物価の高騰 で、かつてない苦しみに遭遇しております。 総務省が発表した令和4年10月の消費者物価指数は前年同月比 で3.7%上昇し、4月から連続して2%を超えています。しかも、 私たち高齢者の生活必需品である、パンや生鮮食料品、冷凍食品など は値上げラッシュが続いています。電気、ガス料金もかつてない大幅 値上げとなっており、更なる値上げが予想される中にあります。</p> <p>一方、年金は今年6月から0.4%引き下げられ、この10年の間 に年金は実質6.7%引き下げられています。それに追い打ちをかけ るように、この10月からは後期高齢者医療制度の変更により、医療 費の窓口負担が1割から2割に引き上げられた高齢者もおります。 外来の負担増加を月3,000円までに抑える経過措置があるもの の、この物価高騰の中では苦しい出費であります。</p>

	年金生活者の暮らしの土台である公的年金について、「物価の高騰に見合った年金額引上げを求める意見書」の提出を求める本請願の趣旨をお汲み取りいただき、採択いただきますようお願いいたします。
提出者 住所・氏名	仙台市青葉区五橋一丁目5番13号 全日本年金者組合宮城県本部 執行委員長 小山 功
紹介議員 氏名	伊勢 由典
付託委員会	民生常任委員会

令和4年12月9日 塩竈市議会定例会
請 願 文 書 表

番 号	第 5 号
受理年月日	令和4年12月1日
件 名	消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願
要 旨	<p>新型コロナ危機の収束が見通せない中、社会経済に於いては物価の値上がり、原材料の高騰などで営業もくらしも大変厳しいものとなっています。そうした中で令和5年10月からスタートするインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向けた準備が進められています。この制度に対する事業者への周知徹底が不十分で塩竈市中心部の商店では、コロナや物価・仕入高騰に悩まされインボイス制度について「制度がよくわからない」や「考えられない」と言った声が出されていました。</p> <p>中小零細事業者としての問題点は、商取引において免税業者が排除されてしまう懸念があることです。もう一つは免税事業者であった小規模事業者が、消費税の課税業者となり、新たな税負担が発生することにあります。すでに事業者間の取引において、下請業者（免税業者）に対し、消費税分の切り捨て予告連絡が来た事例も出ています。</p> <p>そもそも消費税制度では、売上高1000万円以下の小規模事業者に対して配慮が必要という観点から、免税事業者として取り扱われてきています。インボイス制度が実施されれば、こうした小規模事業者はあえて課税業者を選択するか、または廃業の道を選ぶか、大変厳しい状況に追い込まれてしまいます。また実務負担も増大します。複数税率となっている現在でも帳簿の区分けが大変なのに、登録番号整理まで求められることとなり、小規模事業者にとっては複雑すぎて過重負担となってしまいます。</p> <p>いま、全国民がコロナ禍で苦しんでいるこの時期に実施すべきではありません。インボイス制度の実施延期の判断が求められます。すでに多くの自治体の実施の延期等を求める意見書を出しているところ</p>

	<p>です。</p> <p>ぜひ塩竈市議会としても国に対してインボイス制度の実施延期を求める意見書を出していただくようお願いいたします。</p>
提出者 住所・氏名	<p>塩竈市西玉川町 11-28</p> <p>塩釜民主商工会 会長 千葉 藤男</p>
紹介議員 氏名	<p>伊勢 由典 曾我 ミヨ 辻畑 めぐみ</p>
付託委員会	<p>総務教育常任委員会</p>

議員提出議案第5号

塩竈市議会の個人情報の保護に関する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和4年12月21日

提出者 塩竈市議会議員

阿部 眞 喜

西村 勝 男

小野 幸 男

菅原 善 幸

浅野 敏 江

今野 恭 一

山本 進

志子田 吉 晃

鎌田 礼 二

塩竈市議会議長

阿部 かほる 殿

「別 紙」

塩竈市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条―第16条）
- 第3章 個人情報ファイル等（第17条―第18条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第19条―第31条）
 - 第2節 訂正（第32条―第38条）
 - 第3節 利用停止（第39条―第44条）
 - 第4節 審査請求（第45条―第47条）
- 第5章 雑則（第48条―第53条）
- 第6章 罰則（第54条―第58条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、塩竈市議会（以下「議会」という）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、塩竈市情報公開条例（平成10年条例第21号。以下「情報公開条例」という。）第2条2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記載されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法に

より他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び病院事業管理者、若しくは塩釜地区消防事務組合管理者、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の職員に限

るものとする。

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

- 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理

のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル等

（登録簿）

第17条 議長は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報取扱事務の対象者
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報の処理形態
- (8) 個人情報取扱事務の委託の有無
- (9) 個人情報の収集先
- (10) 個人情報の利用及び提供の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議長は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 議長は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という

。)の収集方法

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第10条第2号ウに掲げる当該公務員などの氏名に関する情報を除く。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 議長が第25条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は

地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業
に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(部分開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 開示決定等は、開示請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、

当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求書を受理した日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に

関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第31条 個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 個人情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第

1 項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第49条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
(訂正請求の手続)

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第34条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第36条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から3

0日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない

い。

(利用停止請求の手續)

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第41条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第8条に規定する塩竈市個人情報保護審査会（第51条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当

該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第48条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第51条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第52条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第53条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名

加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第58条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)
- 2 塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）の一部を次のように改正する。
第8条に次の1号を加える。
(3) 塩竈市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号。以下「議会条例」という。）第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
第13条第1項中「実施機関」の次に「又は議会条例第46条第1項の規定により審査会に諮問をした議長」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「に係る保有個人情報」の次に「又は議会条例第25条各項、第35条各項若しくは第42条各項の規定による決定に係る議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報（第3項において「保有個人情報」という。）」を加える。

(提案理由)

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に関係する規定が令和5年4月1日に施行されることに伴い塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定され、現行の塩竈市個人情報保護条例が廃止されることから、議会として引き続き適正な個人情報の保護を確保するため、新たな条例を制定しようとするものである。

議 員 派 遣 の 件

令和4年12月21日

地方自治法第100条第13項及び塩竈市議会会議規則第161条の規定により、つぎのとおり議員を派遣する。

記

1. 二市三町議長団連絡協議会議員研修会

- (1) 派遣目的 議員研修会出席
- (2) 派遣場所 七ヶ浜国際村ホール
- (3) 派遣期間 令和5年1月20日
- (4) 派遣議員 議員17名以内

令和4年12月定例会 12月9日 開会
12月21日 閉会

塩竈市議会会議録

令和4年12月9日（金曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

令和4年12月9日（金曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第52号
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 請願第4号及び第5号
- 第 6 議案第62号ないし第73号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員（17名）

1番	阿部眞喜議員	2番	西村勝男議員
3番	阿部かほる議員	4番	小野幸男議員
5番	菅原善幸議員	6番	浅野敏江議員
7番	今野恭一議員	8番	山本進議員
9番	伊藤博章議員	11番	志子田吉晃議員
12番	鎌田礼二議員	13番	伊勢由典議員
14番	小高洋議員	15番	辻畑めぐみ議員
16番	曾我ミヨ議員	17番	土見大介議員
18番	志賀勝利議員		

欠席議員（1名）

10番 香取嗣雄議員

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤靖
病院事業管理者	福原賢治	技監	鈴木昌寿

総務部長	佐藤俊幸	市民生活部長	長峯清文
福祉子ども未来部長	草野弘一	産業建設部長	星和彦
市立病院事務部長	本多裕之	上下水道部長	荒井敏明
総務部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	末永量太	総務部次長兼 総務人事課長	鈴木康弘
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	鈴木良夫	総務部 政策課長	木皿重之
総務部 財政課長	高橋数馬	総務部 管財契約課長	千葉貴幸
市民生活部 環境課長	引地洋介	市民生活部 保険年金課長	布施由貴子
産業建設部 水産振興課長	鈴木睦奥男	産業建設部 商工観光課長	横田陽子
上下水道部 業務課長	渡辺敏弘	市立病院事務部 業務課長	平塚博之
総務部 総務人事課総務係長	阿部俊弘	教育委員会 教育長	吉木修
教育委員会 教育部長	鈴木康則	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小倉知美
教育委員会教育部 生涯学習課長兼 文化スポーツ課長	武田光由	選挙管理委員会 委員長	平間邦子
選挙管理委員会 事務局長	伊藤英史	監査委員	福田文弘
監査事務局長	山本哲也		

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午後 1 時 開議

○議長（阿部かほる） 去る12月2日、告示招集になりました令和4年第4回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、10番香取嗣雄議員の1名であります。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

出席者の方々に申し上げます。本日の会議は、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた、塩竈市議会運営指針に記載のとおり感染症対策を行い、開催いたしております。発言の際にもマスクを着用したままで結構ですので、ご案内申し上げます。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

これより、令和4年度都道府県議会議員及び市区町村議会議員感謝状贈呈式において、総務大臣より贈呈されました感謝状の伝達を行います。相澤議会事務局長。

○議会事務局長（相澤和広） それでは、感謝状の伝達を行います。

本来であれば、感謝状を読上げの上、議長からお渡しするところですが、議員ご欠席のため、ご紹介により、伝達に代えさせていただきます。

このたび、香取嗣雄議員が、35年以上の在職により、総務大臣より感謝状を受けられました。（拍手）

以上で、感謝状の伝達を終了いたします。

○議長（阿部かほる） 本日の議事日程は、「日程第1号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、マスクの着用にご協力をお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、16番曾我ミヨ議員、17番土見大介議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部かほる） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、13日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、本定例会の会期は、13日間と決定いたしました。



日程第3 議案第52号

○議長（阿部かほる） 日程第3、議案第52号を議題といたします。

令和4年9月定例会において、総務教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりました議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の審査の経過とその結果について、総務教育常任委員長長の報告を求めます。12番鎌田礼二議員。

○総務教育常任委員長（鎌田礼二）（登壇） ご報告いたします。

令和4年9月定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、10月31日に委員会を開催し、市当局関係者の出席を求め、審査を行いました。

まず、当局から、本議案の提出の理由となりました塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除誤りについて、その経過と再発防止策について、説明を受け、その概要は、以下のとおりであります。

1、塩竈市特定復興産業集積区域において、指定事業者が、新設、または、増設をした資産について、固定資産税の課税免除を実施していたが、対象とならない償却資産を誤って課税免除としていたこと。

1、誤った金額は、529万9,900円であり、うち賦課更正可能額274万3,800円については、対象となる各事業者から、令和4年8月24日までに全額納付いただいたこと。一方、賦課更正不能額は、255万6,100円であること。

1、再発防止策として、大きく以下の3点を行っていくこと。

1つ目として、各事業の実施に当たっては、担当職員のみならず、管理職を含め、組織として根拠法令等の正しい理解に努め、各種マニュアル等に基づき、適切に事務を執行すること。特に新規事業については、制度の内容を詳細まで共有し、確認すべき事項については、チェックリストを作成して活用していくこと。

2つ目として、実務的な研修の実施など、研修制度の充実や近隣自治体担当者との情報共

有や人事交流に取り組み、職員一人一人の資質向上に努めること。

3つ目として、全庁的な情報共有による業務の再点検や改善を行っていくこと。

続いて、1、関係職員について、10月14日に職員懲戒審査委員会を開催し、制度開始時の担当者及び担当係長の2名に対し、文書による厳重注意を行ったほか、決裁権者としての当時の課長、課長補佐、係長8名に口頭により、厳重注意の処分を行ったこと。

1、本議案に基づき、市長の給与の10%を1か月減額するほか、副市長、教育長及び管理職により市への寄附を行う予定であること。

以上が、当局からの説明の概要であります。本委員会は、この説明を受けて、各委員から質疑を行い、慎重に審査いたしました。主なる意見・要望を申し上げます。

1、各種事務執行に当たっては、複数人での確認作業を行うようにされたい。

1、本案については、税を所管する民生常任委員会に対し、課税誤りについて、情報提供があった一方、それを受けて、市長の給与を特例的に減額するための本条例案を、所管する総務教育常任委員会に情報提供や十分な説明がないまま、9月定例会に提案されたところである。今後は、そのようなことがないよう、全員協議会で報告するなど、議会への説明を十分に行われたい。

質疑終了後、土見委員外、委員長を除く全委員から原案に対する修正案が、提出されました。修正案の内容は、附則第9号の改正規定中、「令和4年10月」を「令和5年1月」に改めようとするものであります。修正案の提案理由として、本議案は、市長の給料を特例的に減額しようとするものであり、減額する理由についての説明が、不十分であったことから、令和4年9月定例会において継続審査とし、閉会中に審査を行ったものであるが、原案は、減額の対象となる給料月が、令和4年10月となっており、これは、不利益不遡及の原則に反することから、減額の対象とする期間を修正する必要があることが、挙げられました。修正案について、採決を行った結果、全会一致により可決すべきものと決し、さらに修正部分を除く原案について、採決を行った結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、よろしく審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 鎌田礼二

○議長（阿部かほる） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

暫時休憩いたします。北側委員会室において議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員及びオブザーバーの出席をお願いいたします。

午後1時12分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、修正であります。

議案第52号に対する修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、議案第52号については、委員会の修正案のとおり可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、議案第52号については、修正議決した部分を除いては、原案のとおり可決されました。



日程第4 諸般の報告

○議長（阿部かほる） 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第13号「車両接触事故による和解及び損害賠償の額の決定について」、専決第14号「空調機器破損事故による和解及び損害賠償の額の決定について」、以上2件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、12月2日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告1件、例月現金出納検査の結果報告1件であります。

これより質疑に入ります。12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二） まず、監査関係について、お聞きをいたします。

監第41号、教育委員会の教育部全課、それから、塩竈市立第二小学校及び塩竈市立第二中学校の財務に関する事務、その他の事務についての監査について、お聞きをいたします。

この監査の結果として、6番の監査等の結果について、ちょっと読んでみますと、今後事業の性質、内容等から、一般競争入札に付することが可能なものはないか検討願うとともに、随意契約の際は、2者以上からの見積り徴収を行ってもらいたいとあるわけです。これに対して、これを受けた教育部がどういう意見を持っていらっしゃるのか、その内容といたしますか、どう思っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 定期監査の結果につきまして、教育部の考え方について、お答えいたしたいと思います。

契約につきまして、一般競争入札ができないかどうかを検討してまいりますとともに、随意契約の場合は、契約担当課とも相談いたしまして、2者以上から見積り徴収を行うように心がけてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） これは、よろしく願いたいと思います。

それから、もう一点です。ミスのことについて、書いてありました。この中で着眼点として挙げて、3番監査等の着眼点を見ますと、単純なミスを防ぐなどのチェック体制は、どうなっているか等を着眼点として実施したと書いていますけれども、監査の結果報告の中にもこのミスが、掲載されておりました。財務やサービスに関する初歩的なミスが見受けられるため、少なくするようチェックの徹底を行ってもらいたいという、そういう内容でした。ここでは、初歩的なミスというようなことが、書いていますけれども、どんなことが見受けられるのか。前々回というか、従来の中までの監査でも結構こういった文章が、見受けられました。依然としてこれが減らないのは、どういうことなのか。その辺について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） まず、どのようなミス、間違いがあったかということなんですけれども、本来、決裁印と書いて、印鑑を押すべきところに押されていない。それから、何

月何日にその文章が決裁されたのか、そこら辺の日付が漏れている。そういうような、ちょっと気をつけていただければ防げるようなミスが多いかなと感じました。

チェック体制ですけれども、私としては、当然のように、人間ですからミスがあり得ることなんですけれども、それを複数でチェックする、複数で見ることによって、ミスを少なくする、そのような行為が、行われているかどうかを見させていただきました。それなりに対応していただいているようでございますが、まだまだどうしても漏れが出てきているので、さらにミスが少なくなるような取組をしてほしいということで書かせていただいております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 分かりました。今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思います。

次に、専決第13号、それから、第14号ですか。いずれも車両に関する、車両を原因とする賠償責任の決定であります。これは、私が、ちょっと見たところ、両方とも全部バック関係、バックをしての事故かなと思っております。この第13号、それから第14号について、概略、どういう事故だったのか。僕が考えているようにバックでの事故なのか、その辺をちょっとお聞きをしたいところです。よろしくお願ひします。

○議長（阿部かほる） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） それでは、私から、専決第13号、産業建設部の案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料、資料No.1の2、定例会専決報告、別紙つづりのほう、こちらの1ページをお開き願ひします。

参考としております事故発生場所見取図をご覧いただきながら、ご説明を聞いていただければと思います。

まず、事故の状況でございますが、本年8月19日の午後2時15分頃、市の担当者が、外国人技能実習生応援バックをお届けするために事業者を訪問いたしました。その際、配達を終えまして次の訪問先へと向かうときに、本市公用車の車両後方確認作業を行わずに、駐車場からバックで方向転換をしようとした際に、敷地内に駐車をしておりました従業員の自家用車、相手方車両に接触をいたしまして、同じ資料2ページにありますように車両の一部を破損させたものでございます。被害者の方、関係の皆様にご迷惑をおかけしたことに對しまして、おわびを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 続きまして、専決第14号「空調機器破損事故による和解及び損害賠償の額の決定」について、お答えさせていただきたいと思えます。

資料に関しましては、資料No.1の2ページ、あるいは、市の資料No.1の2の3ページ、4ページとなります。こちらの内容確認をしながらお聞きいただければと思っております。

事故状況についてでございます。本年9月9日の午前10時30分頃、固定資産税に係る新築の家屋の実地調査のために調査対象家屋を訪問いたしております。敷地内駐車場をお借りしながら、バックで駐車しようとした際に、駐車場後方に設置されておりましたエアコンの室外機に気づかず、公用車が接触し、破損させたという状況となっております。

具体的な状況に関しましては、資料1の2の4ページに室外機の状況が、写真で掲載されてございます。こちらを確認いただければと思っております。当たりましたご自宅の方に関しまして、大変ご迷惑をおかけしております。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

私、車両事故について、欠かさず質疑させてもらっているわけですが、役所の職員が、どこかに向かう場合は、必ず2人で行くようにすべきだという話をずっとさせてもらいました。この2件とも、どういった状況だったのか。2人とも出たのか、2人で行っていたのか、1人で出向いたのか。

それから、やっぱり車の事故で一番要因として大きいのは何なのかというと、一般的に、一般的にですよ、これは。スピードの出し過ぎと、あとは、安全確認なんですね。ですから、これも一つの安全確認になると思いますが、2人で出向いていたのか、いないのか。その安全確認は、どうだったのかということについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 私からお答えさせていただきます。

今回、報告をさせていただいております2件につきまして、どちらの事故も職員が2名体制で現地を訪問しておったという状況でございますが、周囲の十分な安全確認を怠り、そのままバックしたということで事故を起こしたという内容でございます。

これまでも再三にわたりまして駐車場等で方向転換をする際、同乗者は、必ず車から降りて周囲の安全の確認を行うようにということで、職員に周知をしまっていたところではございますが、残念ながら今回も履行されなかったというところでございます。大変申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 分かりました。

再三2人でということで、それが徹底されていたものの、肝腎な、何で2人なのかというその目的を達していなかったのかなと思います。今後ともその辺は、厳重にご指導を願いたいなと私は思います。

これを見ますと、結構写真では大したことがないように思いますが、金額的には、結構大きいと思います。そんなわけで保険が利くといえども、多分こういった事故が重なれば、割安になるやつが、割安にならないというところもあるだろうし、これは、必ず保険で済まされるという話ではないと思います。ですから、そういった指導を徹底していただきたいなと思います。

それから、徹底もそうなんですけれども、指導もそうなんです、やはりこの事故を起こした本人にやはりある程度責任を取ってもらう必要があるのではないかと私は思います。でも、なかなか、もう全額を本人にというわけにもいかないだろうけれども、そういった体制づくりというか、その心情的にやっぱりそういった保険で済まされるからいいやという考えではなくて、やっぱりしっかりと自分が安全確認をしてやらないと、自分にも賠償責任が回ってくる、そういう意識構えも、体制というか、そういうことももう必要な時期ではないのかなと私は思うわけです。

先ほど私も言わせてもらいましたが、この車両事故については、ずっと議員になってから継続して質疑といいますか、言い続けているわけなんですけれども、結構多いなという印象なんですね。ですから、そういった個人の責任、そういったことにもある程度踏み込む時期なのかなと思いますが、それについての考えは、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） まず、今回の事故もそうですが、これまでのを含めまして、事故を起こしました職員への対応という部分では、庁内での安全運転研修会への出席、これは、同

乗者も含めて義務づけをすることで、事故の反省、それから、運転に係る意識改革というのを促しております。

また、やはり今回、先方の財産に対する賠償ということになります。車も当然、我々の公用車も傷つくということもございますので、公用車というのは、やはり市民の財産である。役所の物ですけれども、市民の財産だということの意識を再確認するため、管理職を対象としました安全運転者研修会を開催しまして、所属職員の指導の徹底というところに取り組んでおります。

それから、ご質疑がございました職員個人での責任の対応ということにつきましては、他自治体の状況も確認しながら、今後、総合的に判断をさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（阿部かほる） よろしいですか。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。



日程第5 請願第4号及び第5号

○議長（阿部かほる） 日程第5、請願第4号及び第5号を議題といたします。

今定例会において、所定の期日まで受理しました請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであります。それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第62号ないし第73号

○議長（阿部かほる） 日程第6、議案第62号ないし第73号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第62号から第73号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第62号「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」であります。社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータの流通の両立を図るため、令和3年5月

に個人情報の保護に関する法律が改正をされ、これまで国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等が、それぞれ規定していた個人情報の取扱いについて、全国統一的なルールに一元化されたところでございます。

改正法の地方公共団体における個人情報の取扱いについての規定が、令和5年4月から適用されることに伴い、同法により条例に委任、または、許容された事項等を新たな条例として制定しようとするものであります。

次に、議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」であります。国家公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講じるため、地方公務員法が改正されたことに伴い、本市においても法律の趣旨を踏まえ、関係条例について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第64号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」であります。令和4年の人事院勧告等を踏まえ、本市の一般職の職員の給与等について、本年度から給与月額を平均で0.3%、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第65号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。議案第64号と同じく、令和4年の人事院勧告等を踏まえ、市長、副市長、教育長及び市議会議員並びに市立病院事業管理者に係る期末手当等について、支給月数を引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第66号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」であります。現在、子ども医療費助成事業の対象者の要件として設定している所得制限を令和5年10月から撤廃し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第67号から議案第72号までの補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」であります。新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策の事業予算といたしまして、「三つの支援パッケージ」に基づく事業費を計上しております。

また、重点課題の推進に係る予算やふるさと納税関連予算、小中学校教室整備に伴う予算

などを計上し、歳入歳出予算それぞれに 8 億 5,033 万 5,000 円を追加いたしまして、総額を 249 億 9,275 万 9,000 円とするものであります。

主な歳出予算であります。新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策といたしまして「今を暮らす人々への生活支援パッケージ」では、

物価高騰に対する市民生活の支援を目的として、1 世帯当たり 5,000 円の応援券を全世帯に配布する しおがま生活応援券事業として 1 億 4,039 万円

同じく、「未来を担う子ども達への学習・生活支援パッケージ」では、私立保育所等の光熱水費等の増加に対し、補助金を交付する保育所等物価高騰対策補助事業として 861 万 6,000 円

食料品等の価格高騰に対し、学校給食費を据え置くための学校給食食材購入支援事業として 399 万 2,000 円

同じく、「地域経済を支える皆さんへの事業継続（経済回復）支援パッケージ」では、漁船乗組員等への抗原検査キットの無償配布や、魚市場の船員休憩室等への空気清浄機の配備を行う漁船員感染症拡大防止対策支援事業として 256 万 8,000 円

事業者の地域資源を活用した商品の販売促進・売上向上に資する活動経費に対し、補助金を交付する地場産品販売促進補助金事業として 700 万円

新たに創業・事業承継を行おうとする事業者に対し、補助金を交付する創業・事業承継スタートアップ支援事業として 500 万円

次に、公共施設等における燃料費等高騰に係る経費として 8,672 万 9,000 円

次に、令和 4 年 7 月の豪雨災害関連事業では、

大雨により被害が生じた伊保石公園内の園路等について、復旧工事を行う伊保石公園災害復旧事業として 700 万円

通常事業では、

ふるさと納税の見込額増加に伴う御礼品やサイト利用料に係る経費として 1 億 6,704 万円

重点課題のうち、庁舎、市立病院について、建設候補地選定のための検討を行う重点課題対策検討事業として 416 万 9,000 円

生活保護受給者の世帯や人員、施設入所者の増加等に伴う生活保護扶助費として 2 億 7,900 万円

重点課題のうち、廃棄物処理施設の整備について、基本構想を策定するための経費として

1,298万円

マリンゲート塩釜のテナント入居を促進するため、施設の改修を行う旅客ターミナル施設改修事業として 605万円

小中学校の新年度の学級数増に向けたエアコン設置等の学習環境の整備に係る経費として 3,932万3,000円

玉川中学校体育館のバスケットゴール落下防止対策や、浦戸小中学校のトイレ大規模改修を行う防災機能強化事業として 3,502万1,000円

などを計上しております。

これらの財源となる歳入予算につきましては、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や生活保護費などに係る国庫支出金として 3億8,203万4,000円

がんばる塩竈事業者支援金支給事業などに係る県支出金として 3,416万7,000円

寄附金として 3億9,000万円

小中学校の施設整備などに係る市債として 6,040万円

などを計上しております。

債務負担行為につきましては、市営住宅管理代行業務委託など、計7件を追加するものであります。

地方債につきましては、中学校防災機能強化事業を追加し、旅客ターミナル改修事業などを増額変更するものであります。

次に、議案第68号「令和4年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」であります。市営汽船の運航に係る燃料費を増額する予算を計上し、歳入歳出予算それぞれに220万円を追加し、総額を2億1,030万円とするものであります。

次に、議案第69号「令和4年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」であります。魚市場施設の管理に係る光熱水費を増額する予算を計上し、歳入歳出予算それぞれに1,409万7,000円を追加し、総額を2億461万7,000円とするものであります。

次に、議案第70号「令和4年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定につきまして、施設利用者数の増加等に伴う地域密着型介護サービス給付費等を増額する一方で、特定入所者介護サービス費などの減額を計上し、歳入歳出予算それぞれ1,758万4,000円を減額し、総額を58億2,611万6,000円とするものであります。

次に、議案第71号「令和4年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」であります。令和3年度事業費の確定に伴う精算として、一般会計への繰出金を計上し、歳入歳出予算それぞれに2,040万3,000円を追加し、総額を2,040万4,000円とするものであります。

次に、議案第72号「令和4年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。収益的収支において、令和4年3月の福島県沖地震により被災した上下水道部庁舎の窓口に係る業務の移転費等を計上し、水道事業費用で2,464万3,000円を増額するものであります。

次に、議案第73号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」であります。塩竈市体育館及び塩竈市温水プールについて、選定委員会の審査を経て候補者となりました塩釜市体育協会・フクシ・エンタープライズ共同事業体を指定管理者に指定しようとするものであります。

以上、各号議案について、ご説明申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） それでは、私から、議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.6の43ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの表は、一般会計及び特別会計の12月補正後の予算額の総括表でございます。今回、補正いたします金額は、補正額の欄でございますように、一般会計で8億5,033万5,000円、交通事業特別会計220万円、魚市場事業特別会計1,409万7,000円、介護保険事業特別会計マイナス1,758万4,000円、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計2,040万3,000円、合計では、一番下でございますように8億6,945万1,000円の増となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算額は、その右側でございますように377億2,338万8,000円となりまして、補正前に比べますと2.4%の増となります。

次に、一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出からご説明いたしますので、46ページ、47ページをお開き願いたいと存じます。

ここでは、歳出予算を目的別に分類しております。46ページの補正額の欄で、費目2の総務費3億5,137万4,000円ですが、47ページの備考欄にございますが、財産管理費といたしま

して、先ほど提案理由で申し述べましたとおり、燃料価格等の高騰に係る庁舎等の光熱水費や壱番館管理負担金の増額を計上しております。

以下、提案理由の説明との重複を極力避けながら、備考欄で説明させていただきます。

総務費につきましては、提案理由で説明いたしました企画費のほか、国庫補助金等返還金費として、北浜地区復興土地地区画整理事業に係る東日本大震災復興交付金の精算返還金を計上いたしております。

費目3の民生費2億8,684万3,000円ですが、介護保険事業特別会計繰出金として、各給付費の整理予算に伴う繰出金の減額を計上するほか、保育所等物価高騰対策補助事業、生活保護扶助費の増額を計上いたしております。

費目4の衛生費4,809万4,000円でございますが、廃棄物適正処理推進費といたしまして、燃料価格等の高騰に係る清掃工場等の廃棄物処理施設の光熱水費の増額のほか、廃棄物処理施設整備基本構想の策定業務委託料を計上いたしております。

費目6の農林水産業費1,666万5,000円ですが、魚市場事業特別会計繰出金として、燃料価格等高騰に係る魚市場施設の光熱費の増額に対する繰出金の増額を計上するとともに、漁船員感染拡大防止対策支援事業の事業費を計上いたしております。

費目7の商工費290万6,000円ですが、割増商品券第4弾及びがんばる塩竈事業者支援金支給事業の事業終了に伴います決算整理のための減額を計上するとともに、地場産品販売促進補助金事業、創業・事業承継スタートアップ支援事業の事業費を計上いたしております。

費目8の土木費1,349万3,000円でございますが、街路灯費をはじめといたします各土木施設の光熱水費等の増額と旅客ターミナル施設改修事業に係る事業費を計上する一方で、港広場シオーモの小径再整備事業として、マリングート塩釜の利用促進等を図るため、港広場シオーモの小径の再整備を行うための事業費を計上いたしております。

費目9の消防費92万1,000円につきましては、燃料価格等高騰に係る消防団活動のための燃料費や津波防災センターの光熱水費等の増額を計上いたしております。

費目10の教育費1億2,083万9,000円ですが、小中学校をはじめとする各教育施設の燃油価格等高騰に係る光熱水費等の増額や指定管理者への支援金、小学校修学旅行等取消し料負担事業として、市内小学校の修学旅行延期に伴うキャンセル料を負担するための事業費を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする事業費を計上しております。

費目11の災害復旧費700万円につきましては、伊保石公園の園路についての復旧工事費を

計上いたしております。

費目13の諸支出金220万円につきましては、交通事業特別会計繰出金として、燃料価格等高騰に係る市営汽船運航費の増額に対する繰出金を計上いたしております。

次に、歳入の補正内容につきまして、ご説明いたしますので、同じ資料の44ページ、45ページをお開きいただきたいと思います。

歳出同様に、提案理由の説明との重複を避けながらご説明いたします。

各事業の財源といたしまして、費目15の国庫支出金として3億8,203万4,000円、費目16の県支出金3,416万7,000円、費目18の寄附金3億9,000万円、費目19の繰入金マイナス1,626万6,000円につきましては、東日本大震災復興交付金の精算返還金等に係る北浜地区復興土地区画整理事業特別会計繰入金を計上する一方、今回の補正予算における決算整理に伴う財政調整基金繰入金やふるさとしおがま復興基金繰入金の減額補正を計上するものであります。

最後に、費目22の市債6,040万円を計上いたしております。

なお、この資料の48、49ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を、また、50ページには、投資的経費の内訳書を掲載しておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

私から、以上でございます。ご審議方どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（阿部かほる） 暫時休憩いたします。再開は14時といたします。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第62号ないし第73号の総括質疑に入ります。6番浅野敏江議員。

○6番（浅野敏江） 議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」、債務負担行為視力屈折検査機器購入限度額160万円について、総括質疑をいたします。公明党の浅野敏江です。どうぞよろしくお願いいたします。

今定例会におきまして、幼児の視力検査に使う機器だと思いますが、限度額160万円の視力屈折検査機器の購入が、債務負担行為で上程されております。これにつきましての目的と、それから、この購入に至る経過について、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 6番浅野敏江議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

令和4年度塩竈市一般会計補正予算のうち、債務負担行為を追加する視力屈折検査機器購入に係る視力屈折検査の目的と経過についてでございますが、視力屈折検査は、子供の弱視を早期に発見し、眼科医への受診や治療につなげていくことを目的に、3歳児健診において専用の機器を用いて行う視力検査となります。

これまでの経過といたしましては、先行自治体においても弱視の発見率が向上していることや大型で扱いにくかった検査機器が、コンパクトになったこと、さらには、眼科医会等からの要望を踏まえ、国により、検査機器購入費用の助成措置が講じられたことなどから、本市においても来年度からの実施を予定しているところであります。

なお、今般の債務負担行為の追加につきましては、国内、県内において、視力屈折検査機器の購入が集中することが予想されることから、今年度内の早期の機器調達手続に入るため、補正予算に計上させていただいたものでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

今、市長からご答弁いただきましたように、国におきましても公明党の国会議員によります石川博崇参議院議員も3月10日の参議院予算委員会で、この導入補助を使って、全国の自治体で3歳児健診の導入を促してもらいたいというような発言を、要請をいたしましたところ、当時の後藤厚生労働大臣から、しっかりと行いますという答弁を引き出したと伺っております。

そこでお聞きいたしますが、これまでも本市におきましても全国的にも3歳児健診の際の視力検査というのは、行って来たと思いますが、それは、どのような検査だったのか。そしてまた、今回、この機器を導入するに当たって、それで何か不足の部分があったのか、その辺、お聞かせください。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） それでは、私からお答えします。

まず、乳幼児の視覚検査を今、どのようにやっているかというお尋ねでした。

議員お話がありましたとおり、3歳児健診における視覚検査は、全国の自治体で、国が示すマニュアルに基づいて行われております。本市におきましても2つの検査を行っております。

して、まず1つは、親御さんを対象にした視力に関する問診になります。例えば、お子様をご自宅でご覧になったときに、テレビを見るときに片目をつぶったり、瞳が震えたり、あるいは、お外に出たときに太陽の光をまぶしがったりしないかといったものを聞く問診が、まず一つになります。もう一つは、簡易なキットを使った一次検査でございまして、こちらは、視力検査で使う、こういうアルファベットのC型の円の片方が切れているものです。これをはがき大ぐらいのものに印刷したものと、お子様が目を隠すようなアイマスク、これを健診のご案内と一緒に送付いたしまして、ご家庭で親御さんと一緒に簡易な検査をしていただくという、この2つを組み合わせせてやっているところでございます。

現状それでやってきたところなんですけれども、先ほど市長の話にありましたその最新鋭の機器を使うことによって、より正確に測ることができるということで、来年度からの健診に導入したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

これまでは、各ご家庭にそのアンケート用紙と、それから、お子さんが、片目が見えないようにしてお母さんと一緒に検査したんでしょうけれども、やはりなかなか親子の間でそれがうまくいかなかったり、また、制度的にも問題があったりということで、かなり多くの眼科医の方からも早くこの機器を導入していただくようにという声は、私も聞いたことがございます。

それで、この3歳児健診というときは、かなりたくさん項目が健診もあって、会場もかなり混み合っていると思いますが、その中で、この検査機器が何台あって、また、その中でスムーズにできるものかどうか。それと、この3歳児でどうしてもやらなければならないのか、その辺の検討をされているのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

まず、機械の具体的運用につきましては、市で1つ機械を買いまして、健診会場で行いたいという考え方になります。

後段にございました3歳のタイミングである重要性という形になりますけれども、こちらは、眼科医会の公表資料によりますと、お子様の視力というのは、生まれてから3歳までに

急速に発達していく。そこからなだらかに6歳から8歳まで発達して、ほぼ完成すると言われていいますので、この3歳というタイミングは、その視力の発達カーブもほぼピークを示すということ、それと、3歳ですので、お子様と一定のコミュニケーションが取れるということになりますので、この機を捉えて検査をすること。こちらは、例えば、異常があった場合、眼科医への治療とか、そういったものにつなげることができますので、その子供たちの将来のため、ひいては、親御さんの養育支援にもつながると考えていますので、その3歳というのが、やっぱり肝腎なタイミングだと考えているところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） よろしいですか。14番小高 洋議員。

○14番（小高 洋） それでは、続いて総括質疑を行ってまいります。日本共産党塩釜市議団の小高 洋でございます。

まず、議案第66号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」、そして、続いて、議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、債務負担行為の追加補正、特に市営住宅管理代行業務委託、市営住宅等管理業務委託の部分について、お伺いをしたいと思います。

まず、1点目ですが、議案第66号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」について、この間、議会のたびごとに、あるいは、様々要望など、機会を捉えて、この子供の医療費につきまして、子供の医療を受ける権利という観点から、18歳まで所得の制限なく助成を行うべきということで申し上げてきた中で、来年の10月からこの所得制限を廃止をするということで、まず1点目に、この子供の医療費助成について、庁内でどのような議論をされて廃止を決断するに至ったのか、財源等、様々これまでもご議論ありましたが、そうした経緯、経過等について、お伺いをいたします。

そして、2点目に、議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、債務負担行為の追加補正と市営住宅管理代行業務委託、市営住宅等管理業務委託の部分につきまして、この5年間の宮城県住宅供給公社への委託を行ってきたわけですが、その部分についての総括について、お伺いをいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 14番小高 洋議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

まず、塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例のうち、所得制限の撤廃に至るまでの庁内での検討経過について、お答えを申し上げます。

制度拡充につきましては、現行制度における所得制限撤廃、対象年齢の引下げによる所得制限撤廃等、様々な角度から試算をし、その財源確保等についても全庁的な事業のバランスの中でどう確保していくか、議論を重ねてきたところでございます。

また、これまで定例会でも度々ご質疑をいただき、所管の民生常任委員協議会においても子ども医療費助成の現況や構成内容変更の試算等について、ご報告申し上げてまいりました。

このような検討の経過の中で、どのような考え方にに基づき、所得制限撤廃に至ったのかについてでございますが、子ども医療費助成事業については、第6次長期総合計画前期基本計画にも位置づけられているとおり、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制を構築していく上で、子供と子育て世帯への支援の充実に位置する重要な政策であると考えております。

また、令和4年10月現在、県内33自治体が、子ども医療費助成の助成要件であります所得制限を撤廃している現状も踏まえると、制度内容による自治体格差も解消していく必要があると考えております。

このようなことから、大きな財源を必要とする事業ではありますが、誰もが安心して子育てしやすい環境を整えるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援のさらなる充実を図るために、所得制限を撤廃する判断に至ったものでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） それでは、私から、議案第67号に係ります市営住宅の関係でご答弁をさせていただきます。

まず、補正予算計上の趣旨というところからご説明したいと思いますが、本市の市営住宅管理につきましては、平成30年4月から、宮城県住宅供給公社と管理代行協定等を締結し、進めておりまして、本年度が、今年度最終年度となっております。

先般、所管の協議会にもご報告させていただいたところでございますが、今後の在り方を検討するため、今期5か年の公社管理について、総括をしたところ、入居機会の拡大でありますとか、家賃納付手段の多様化といった住民メリットの増進に加えまして、行政側においても収納率の向上でありますとか、経費の縮減など、副次的な効果が認められると考えてございます。つきましては、令和5年度以降も引き続き、公社による管理を継続するため、本

定例会に債務負担行為の追加をご提案したものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。議案第66号については、第6次長期総合計画の関係ですとか、様々な観点から、今回、決断に至ったということでお伺いいたしました。引き続き、委員会でもしっかりとその点を含めて議論をいただければと思います。

それで、2点目の宮城県住宅供給公社との今回の追加補正との関係であります。確かに産業建設常任委員会でお示しいただいた中で、経費の関係ですとか、1つには、応募の機会が増えただとか、そういったことでの総括を教えていただいていたんですが、その中でちょっと改めてお聞きをしたいと思います。

特に緊急的な修繕対応というところにおいて、受付対応体制が整ったという総括もあったかと思いますが、一方で、ここにも書いてあったとおり、市内の業者さんとの関係で、数が、協定に参加されている業者さんも少ないという中で、実際にお住まいの方なんかからお話をお聞きをすると、その修繕対応が、以前と比べてちょっと時間がかかるようになったなんていうお話も聞いております。そのあたり、今回の改めての管理委託をするということになるんだと思いますが、そうしたところ、その修繕対応の部分、あるいは、協定参加の事業者さんが少ないといった理由、そのあたり、ちょっと今後の課題というところも含めて、お答えいただければと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えをいたします。

まず、修繕対応までの時間というところでございます。

宮城県住宅供給公社では、入居者が、住まいのトラブルに見舞われた際の緊急連絡センターというのを設けておりまして、状況に応じまして宮城県住宅供給公社と協定を交わした修繕事業所を現地に伺わせるという体制を整えてございます。

今般、宮城県住宅供給公社の受付から対応完了までに要した時間を検証するために、今年度、実際に受付をいたしまして修繕事業者が対応した163件のデータを確認させていただきました。この中で、部品の手配等を要せずに短時間で対応可能と思われる事案が、80件ございましたけれども、このうち緊急修繕が必要な水回り関係ですね。こちらにつきましては、一両日中、台所やトイレ設備関係では、おおむね3日から5日、エレベーター等共用部分で

も2週間以内で対応完了しているという状況がございました。もちろんケース・バイ・ケースではございますけれども、今後対応に要する時間をいかに短縮していくかというのが、今後の満足度向上につながっていくのかなと捉えているところです。

後段、市内事業者の不参加というところがございました。そのレスポンスタイムを減らすためにも市内事業者の参加が望ましいと市としても考えてございますので、引き続き、参加を呼びかけてまいりたいと考えておる次第です。

以上です。

○議長（阿部かほる） よろしいですか。次にございますか。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 12月議会に提案された議案のうち、第62号「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」、議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」について、伺います。

最初に、議案62号について、4点伺います。

今回の条例は、令和3年5月にデジタル関連法が成立し、塩竈市の個人情報保護条例を廃止し、全国共通の法律に基づいて全国を一元化するものであります。

塩竈市個人情報保護条例は、第1条から第5条において、目的、定義、実施機関の責務、事業者責務、市民の責務を規定しており、第1条の目的で、個人情報の適正な取扱い、市保有の個人情報開示と訂正、請求権の権利、個人の権利と利益保護、市政の適正な運営と定めております。

議案第62号「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」では、塩竈市個人情報保護条例の第1条から第5条において全て改正法で規定し、改正後の施行後の条例規定は、不可能としております。

そこで、質疑4点についてでございます。

質疑の1点目は、憲法第94条で、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を定めるとしており、自治体の立法権を国において制限すると思われませんが、市当局の認識をお聞きをいたします。

質疑の2点目として、個人情報保護条例を廃止する理由について、伺います。

質疑の3点目ではありますが、議案第62号「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」に関して、個人情報保護審査会に対する報告は12月1日で、12月定例会の議案告示日は12月

2日であります。あまりにも拙速と考えますが、当局の見解をお聞きいたします。

また、市民に対するパブリックコメントは、行うのかどうか否か。その辺についてもお聞きをいたします。

質疑の4点目は、デジタル関連法によって匿名加工情報を定めました。匿名加工情報、つまり特定の個人を識別できないよう加工して非個人で、本人の同意を得ず、第三者に提供と、私ども、いろいろと情報を集めておりますが、そういうものであります。したがって、議案第62号の条例では、当面の間、都道府県、あるいは、政令都市以外の地方公共団体は、任意規定としております。本市では、利用事例は想定していないということになっておりますが、しかし、国の法律改正があった場合、どうするのか、考えをまずお聞きをしたいと思っております。

次に、議案第63号について、伺います。

今回の定年引上げの条例提案の背景に、国が、この間進めてきた退職共済年金と老齢基礎年金の支給開始が、65歳以上からになることによって、60歳から65歳まで働かないと無収入になりますので、定年の段階的引上げ、あるいは、60歳に達した職員が、暫定任用により、7割の給与となることや役職定年制、情報提供の様々な情報提供意思確認制度など、こうした条例がありますが、それぞれが、1つの1本の条例として提案されました。

そこで、5点伺います。

質疑の1点目は、退職手当支給について、伺います。退職手当の取扱いは、現時点で退職時に支払うため、今回の条例をもって考えてみた場合、最も遅い場合は、65歳の定年退職時の支給ということに相なります。退職手当の支給について、第64号にはございません。そうした規定は、ありませんので、伺いたいのは、この65歳退職手当について、今後、どこで決めていくのか。また、決める時期について、伺います。

質疑の2点目として、退職手当65歳支給に伴い、塩竈市職員の今後の生活設計にとって大変大きな影響ではないかと考えますので、市当局の見解を伺います。

質疑の3点目は、65歳定年制制度に伴って、市職員への説明の責任が、塩竈市として生じると考えますが、お伺いをいたします。

質疑の4点目は、塩竈市職員は、55歳から昇給停止で、平成18年から昇給抑制が開始され、平成24年度、本格施行と聞いております。したがって、定年後の7割の支給、あるいは、定年退職手当の影響があるのではないかと考えますが、その点について、伺います。

質疑の5番目として、人事院勧告、令和4年職種別民間給与実態調査によりますと、民間の課長級で給与水準は77.4%、非管理職77.4%と人事院でもその調査の公表をしております。地方公務員退職後の給与水準が、なぜ7割なのか、理由等について、お伺いをしたいと思います。

議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」について、3点伺います。

今現在、市民は、新型コロナウイルスの第8波の感染拡大と円安に伴う物価、電気、ガソリン価格高騰によって痛手を受けております。そうした中で、補正予算編成に取り組みましたと思います。12月定例会に提案された一般会計補正予算8億5,033万5,000円について、3点伺います。

質疑の1点目は、諸物価高騰に伴う補正予算の主な施策について、お聞きをいたします。

質疑の2点目は、重点課題対策検討事業、庁舎と市立病院のハード整備ということのようですが、そのための適地調査として416万9,000円が提案されております。質疑は、この間の2つの検討部会の主な議論について、お伺いをいたします。

質疑の3点目は、廃棄物処理施設整備基本構想のため、1,298万円が提案されております。塩竈市清掃工場施設整備を単独で恐らく行うという基本構想だと考えますが、これまでの検討部会と検討委員会での議論の概要について、お示ししていただければと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 13番伊勢由典議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

憲法第94条との関係についてでございます。憲法第94条では、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができるかと規定しており、さらに、地方自治法第2条第11項では、地方公共団体に関する法律の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならないと規定しております。

今回の法改正は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通を両立するという趣旨の下、行われており、本市といたしましては適切な役割分担の下、法律の範囲の中で、市が自主立法権に基づき、条例を制定していくことが、市の責務だと考えております。

以降の質疑につきましては、担当からご答弁申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） それでは、引き続きまして私から、13番伊勢由典議員の総括質疑に対して、お答えをさせていただきます。

まず、議案第62号につきまして、現在の条例を廃止する理由についてでございますが、これまで、地方公共団体における個人情報保護制度の運用につきましては、直接適用される法律がございませんでしたので、本市においても条例により、制度運用のルールを定めてまいりました。

しかし、個人情報保護法の改正により、新たに法律に基づく個人情報保護制度の運用が始まりますことから、現在の条例を廃止し、法律の施行に関し、本市において必要な事項を定めるための法律施行条例を制定しようとするものでございます。

次に、個人情報保護審査会への条例案の報告についてでございますが、条例案の作成に当たりましては、令和4年9月に実施されました国による説明会の出席のほか、個人情報保護委員会への条例案の確認依頼、警察庁との罰則規定の協議を実施するなど、丁寧に進めてまいりました。

本市の個人情報保護審査会につきましては、現在の条例におきましては、条例の改廃につきましては、諮問事項となっておりますが、条例案を基に条例の制定方針や審査会の役割の変更点等についても審査会の委員の皆様にご説明をさせていただいたところでございます。

また、市民に対するパブリックコメントを行うかということにつきましては、現在の条例と新条例を比較した結果、法律から委任された事項や条例での規定が許容される事項につきまして、現在の条例に規定する個人情報保護や行政サービスの水準を維持しておりますため、パブリックコメントは行わないということとしたものでございます。

次に、匿名加工情報につきまして、本市では規定しないとあるが、国の法改正等があった場合はどうなのかということでございますが、国の法改正等により、規定が求められた場合には、国や県におけます取組の状況や民間事業者等のニーズ、他自治体の動向等も注視いたしますとともに、個人情報保護審査会にもお諮りしながら、具体的な実施方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、議案第63号について、お答えを申し上げます。

まず、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のうち、退職手当についてでございますが、本市は、宮城県市町村職員退職手当組合に加入して

おりまして、職員の退職手当は、当該組合から支給されます。

支給については、組合の条例で定めることになっておりまして、今回の定年引上げに伴う退職手当に関しましては、組合の令和5年2月の議会に条例改正案を上程予定であると伺っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

次に、退職手当支給の職員の影響について、また、市職員への説明責任について、お答えをさせていただきますが、退職手当につきましては、制度完成時には、65歳での支給ということになりますので、長期的に生活設計をしている職員には、一定の影響があるものと考えております。

そのため、今回の条例改正に伴い、60歳に到達する前年度に該当職員へ情報提供を行うことを必須とするとともに、勤務の意思を確認することとしております。特に60歳以降の勤務に関する情報は、今後の働き方や生活に関わる重要な事項でございますので、対象となる職員への説明を丁寧に行ってまいりたいと考えてございます。

次に、55歳昇給停止等、退職手当の影響ということでございますが、本市では、国家公務員を参考といたしまして、平成18年度から、55歳に達した職員の昇給抑制措置を実施し、平成24年度からは、昇給停止措置を実施しております。

昇給停止措置につきましては、世代間の給与配分の適正化を図る観点から、55歳を超える職員の給与水準の上昇を抑えるために行っているものでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、人事院の調査した民間企業退職者給与と地方公務員の退職後の給与7割の関係についてでございます。

国におきましては、平成30年の人事院からの定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を踏まえまして、60歳を超える国家公務員の年間給与を7割の水準にするよう制度設計をしております。この人事院の申出におきましては、職種別民間給与実態調査及び賃金構造基本統計調査を参考としており、平成30年の職種別民間企業実態調査において、定年を61歳以上に引き上げて、60歳時点で従業員の給与の減額を行っている事業所では、60歳を超える従業員の年間給与水準は、課長級で75.2%、非管理職は72.7%と平均で7割台となっていることなどを踏まえまして、7割の水準に設定するのが適当であるとされております。

本市におきましてもこの国家公務員との均衡を図り、給与の7割措置を実施するものでご

ございますので、お願いしたいと存じます。

最後でございます。議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」についてでございます。

まず、物価高騰に伴う主な施策についてお答えいたします。

今回の補正予算におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用する事業を中心に計上いたしております。主な事業といたしましては、全世帯に5,000円分の商品券を配布する塩竈生活応援券事業といたしまして1億4,039万円、私立保育所は、幼稚園に対し、光熱費を補助する保育所等物価高騰対策補助金事業として861万6,000円など、総額1億6,684万5,000円を計上しております。これらの事業につきましては、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者等の支援を図ることができるものと考えてございます。

次に、庁舎並びに市立病院、それから、廃棄物処理施設に係ります検討会議の議論の経過ということで一括してお答えをさせていただきます。

まず、令和2年度におきまして、本市の抱える重点課題に関し、全庁的に調査と対応策を検討するために、塩竈市重点課題検討本部及び重点課題検討部会を設置しまして、老朽化が進んで早急な対応が必要な庁舎、市立病院、ごみ処理施設について、議論を進めました。庁舎整備検討部会では、新庁舎の整備について、その規模、時期、場所等の検討を行い、議論を継続することになりました。

市立病院の在り方検討部会では、地域医療におけます市立病院の今後の在り方の検討を行い、病院及び本庁部門で連携し、議論を継続するということといたしました。

ごみ処理事業検討部会におきましては、老朽化した清掃工場や廃棄物埋立処分場の在り方のほか、ごみ処理の広域化について、調査研究を行い、さらに副市長を委員長といたします廃棄物処理施設等整備検討委員会に引き継いで在り方を検討してきたところでございます。令和3年度には、それぞれのハード整備に係る調査を行ったということでございまして、今年度におきましては、それぞれの調査結果を基礎データとして、重点課題の方向性の整理と優先順位を決定するために、4月に塩竈市重点課題検討会議を設置いたしました。検討会議におきましては、ハード整備に係る緊急度や現地再建の可能性などの検討を行い、ごみ処理施設を優先に進める決定をいたしましたほか、庁舎及び市立病院についても候補地選定の検討を始めることといたしました。この決定によりまして、本定例会におきまして、廃棄物処

理施設整備基本構想の整備に係る補正予算のほか、庁舎及び市立病院に係る候補地選定のための適地調査に係る予算を計上させていただいたというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 当局に申し上げます。総括質疑でありますので、答弁は、簡潔に行うようお願い申し上げます。

よろしいですか。17番土見大介議員。

○17番（土見大介） それでは、私からは、議案第72号「令和4年度塩竈市水道事業会計補正予算」から、上下水道部庁舎の移転について、大きく4点、総括で質疑させていただきたいと思っております。

今回のこの庁舎の移転につきましては、3月の福島県沖地震の発災を契機に検討がなされているということでございますが、福島県沖地震発災からの経緯について、簡単にですけれども、概要を時系列にもう一回おさらいしたいと思いますので、ご説明をお願いいたします。

続いて、2つ目です。今回、窓口に係る業務とそれ以外の業務の部分で、なかなかスペースの関係もあって、分散移転になるというお話を伺っております。その場合、一般的に考えると、通常時であれば、管理、それから、緊急対応の部分などのマネジメントの部分での連携がしっかり取れるのかとか、窓口とそれ以外の業務の連携というのが、しっかりできるのかというような懸念点が、幾つか考えられるわけなんですけれども、その点について、どう検討されてきたのか、伺いたいと思います。

3つ目です。窓口に係る業務の移転先について、今回、賃貸契約であるということが、説明資料に載っておりますが、この契約の方法、または、契約期間などが、ほかの議案として上程されております庁舎の本庁舎のほうですね。庁舎の建設候補地選定のための検討など、ほかの検討計画との間の整合性が、しっかり取れたものになっているのか、その点をご説明いただきたいと思います。

最後に、窓口以外の業務です。今回、本事業の中で移転するもの以外のところの業務、課の移転先について、現状検討は、どのようになっているのか、伺いたいと思います。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 17番土見大介議員の総括質疑にお答えをいたします。

令和4年度塩竈市水道事業会計補正予算のうち、福島県沖地震発災からの経過についてで

ございますが、まず、庁舎の目視点検を行いましたところ、庁舎の一部の床が、傾斜していることが分かり、速やかに専門機関へ現状調査を依頼しました結果、基礎ぐいの損傷が、大きな原因でございました。その後、建物の修理方法や概算費用の算出について、詳細調査を行いましたところ、修理を行った場合でも耐用年数である60年を既に経過しているため、次に震度6以上の地震を受けた場合は、使用を控えるべきとの見解が示されたところであります。

この見解を踏まえまして、お客様と職員の安全確保や業務継続を考え、事務所移転の検討に切り替え、これまで移転の方法、適地の選定、経済性など、総合的に検討を進めた中で、今回、分散移転といたしました補正予算の提案に至ったものでございます。

以降の質疑につきましては、担当からご答弁申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（阿部かほる） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） それでは、2問目以降につきまして、私からご答弁申し上げたいと思います。

2点目の分散移転の懸念点のお話が、ご質疑としてございました。

まず、現水道庁舎からの移転に伴いまして、上下水道部の業務課及び上水道課窓口部門と、残る上水道課が分散するということとなります。そのために、業務課の窓口部門というものは、やはりお客様の利便性というものを最優先にまず考えさせていただくということ、それから、それを考えた結果として、本庁舎の隣接地への分散移転ということになったものでございます。

一方で、分散移転ということに伴います部内での連携というものに支障が生じることはないように、まずは、現行の内部情報システム、あるいは、各種通信手段をフルに活用するなど、緊急を要する事案への迅速な対応というものを図りたいというのが、まず1点と、それから、定期的な情報共有に努めるということをしつかり進めながら、連携というものを確保したいと思っております。

3つ目の窓口に係りますその契約の方法についてのご質疑ということがございました。

先ほどもお話し申し上げましたように、まずは、窓口を利用されるお客様の利便性というものを最優先にするということ、それから、大きな2点目としましては、この危険な状況をいち早く避けるという意味での緊急性というものをまず重点に考えさせていただきました上

で、本庁舎の隣接地を適地としたというところでございます。ただ、この物件が、買取り物件ではなくて、賃貸物件であったという経緯、結果でございます。

最後に、窓口以外の業務の移転先というところのご質疑です。

こちらもやはり利便性、それから、経済性というものも、最適なその候補地、候補の絞込みというものを今現在、進めてございます。内容が、整理できましたらば、改めてご提案をさせていただきたいと、かように考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ご説明ありがとうございます。

今回、ほかの議案でもその庁舎の建設候補地の話が出ている中で、今、この建物が建っているところも浸水区域となってしまうという現状もあって、本当に仮の移転地ではあるかと思えますけれども、ここが本当に適切なのかなというのは、若干疑問があるかなとは感じております。

1点お伺いしたいのが、今回、予算書を見ると、その賃貸料ということで計上されているわけなんですけれども、契約の期間としては、何か月、何年、分からないですけれども、どのような期間を契約しているのか、ご回答よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） まず、期間については、一年一年と見させていただきたいと思っております。ただ、今回の補正予算は、年度で経理をさせていただくということでありますので、この1月から3月分というところの賃貸料と、あるいは、敷金、あるいは、その仲介手数料などが含まれた金額ということで、今回、補正予算に計上させていただいております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

最後に分散移転のところについてなんですけれども、定期的な情報共有とか、それぞれのコミュニケーション手段をしっかりと使ってという話がありましたので、ぜひそういう機能というのをフル活用できるような場所に今回の窓口業務以外のところの業務も移転して、連携を取りやすいような形で業務が行えるよう、検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部かほる） 次にございますか。18番志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利） 会派かいしんの志賀でございます。

令和4年12月定例会補正予算に対する総括質疑をいたします。

議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」より、3点について、総括質疑を行います。初めに、廃棄物処理施設整備基本構想の策定について、総括質疑をいたします。

本件は、塩竈市のごみ焼却工場の老朽化による新規建て替えに当たっての基本構想であると理解しております。ごみ焼却工場は、昨今、世界中で提唱されているSDGsの活動家から目の敵にされているCO₂の大量発生源とも言える施設ではありますが、地域住民にとっては、日々の生活を営むに当たり、重要な施設であります。

そこで、新しい焼却工場の基本構想には、SDGsの観点から、どのような配慮がなされていくのか、お伺いいたします。

2つ目としては、塩竈市漁船員感染症拡大防止対策支援事業についてであります。検査キット等、いろいろ整備していただくということは、非常にありがたいと思いますが、やはり漁船員の感染された方が、夜間に入港されたときの車の搬送とか、それから、入院先とか、そういったものをもうちょっと系統立てていかないといけないのではないかなと思っていますので、その辺についての対策をお伺いいたします。

3つ目としましては、地場産品販売促進補助金交付事業についてであります。この具体的な内容、事業内容について、お伺いいたします。

以上で、質疑は終わります。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 18番志賀勝利議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

新たな清掃工場の整備に当たっての発電設備の整備や余熱利用の考え方について、お答えを申し上げます。

本市では、今年度の施政方針におきまして、2050年までにゼロカーボンシティを目指すことを表明いたしております。その実現に向けましては、今後の公共施設の整備や改修に当たって、エネルギーの有効活用を図れる設備の導入など、可能な限り温室効果ガスの排出を抑制する仕組みづくりが重要であると考えております。

新たな清掃工場の処理方式につきましては、基本構想の策定過程において検討することと

なりますが、ゼロカーボンシティー実現の一翼を担える施設になるよう、発電設備の整備や余熱利用について、積極的に検討してまいりたいと考えております。

以降の質疑については、担当部からご答弁申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 私からは、新たな施設整備に当たってのSDGsの観点からという、その考え方についてということでお答えしたいと思います。

新たな清掃工場の整備に当たりましては、国の様々な補助メニューを活用しながら、発電設備、あるいは、余熱利用なども含めて検討していきたいと考えてございます。発電した電力を施設内で有効活用することなどにより、維持管理費の抑制を図れるほか、温室効果ガスの排出抑制にもつながるものと考えてございます。

また、施設の規模にもよりますが、余剰分の電力の活用を近隣の施設等への供給する仕組みを整えることで、昨今のような燃料価格が高騰した際にも、地域に貢献できる可能性があると考えてございます。

さらに災害時には、蓄電したものを避難施設などへ運搬し、非常用電源として活用するなど、持続可能な施設としての整備に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） よろしいですか。鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木睦奥男） それでは、私からは、塩竈市漁船員感染症拡大防止対策支援事業に係る部分について、お答えを申し上げます。

夜間の部分を含めまして漁船員が感染した場合の受入れ体制、組織立てはどうなんだというご指摘かと存じますが、今現在、我々といたしましては、乗組員の感染者の受入れ体制につきましては、まず、宮城県の新型コロナウイルス感染症フローチャートに基づきまして対応をさせていただいております。

まず、市場に入港いただきました漁船から、乗組員にそういった発熱症状等があると連絡が入った場合には、漁船員全員に対しまして、まず、抗原検査キットをお配りさせていただいているところでございます。自主検査を行っていただきまして、陽性反応があった場合には、24時間対応の受診相談センターをご案内させていただき、医療機関等での受診を行っていただくという形で、医療機関で適切な処理をお願いしているところでございます。

また、その医療機関までの搬送という部分でございますけれども、今現在におきましては、緊急性の高い部分におきましては、救急車両によります医療機関への搬送をお願いしております。

なお、緊急性の低い部分につきましては、民間救急事業者などのご利用をご案内させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） それでは、私からは、地場産品販売促進補助金交付事業につきまして、具体的な対象事業にというご質疑にお答えさせていただきます。

本事業は、地場産品の販売促進のための緊急的な事業者支援を目的としております。長引くコロナ禍や円安等のコスト増により、事業者の皆様にとって大変厳しい状況が続いていることから、地場産品の販売促進につながる経費を補助しまして、事業者の負担軽減を図ろうとするものです。

具体的には、商品の宣伝広告費ですとか、市内外での物販等の見本市の参加に係る経費について、補助対象としたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。

まず、ごみ処理場ですね。これについては、エネルギーの活用というところで、いろいろいただきました。

それと、先日、日経新聞でちょっと面白いニュースを見たんですが、デンマークでごみ焼却場の屋上を利用して、1年間を通すスキー場グレンデを造っている。人口8万世帯の焼却施設だそうです。やはり地域のコミュニティー的なものも遊び心も、危険だから入れないんじゃないくて、地域の人たちに有効に活用してもらえるような施設も、焼却工場を新しくするに当たって、ひとつ検討されてはいかがなものかなと。どっちかというところ今までは、排煙が、風向きによってというか、住宅街に行くと、それで、昔は、ダイオキシンが、非常に毛嫌いされていた時代もあったわけですが、最近そういう話はあまりないんですが、そういうことから焼却施設が、もうちょっと市民から身近な施設に変身できるような遊び心も加えたものを考えていただくのも一つなのかなと思いますので、その辺、今後、検討委員会の方々に頭の中に入れていただければなと思っております。

それと、漁船員の感染防止については、これは、今年度もそういった体制を組んでやっていただいています、より漁船員の方々が、安心して入港できるような組織立ったものをきちんとやっていただくことによって、やはり塩竈に来ると安心だよと。一つの漁船誘致にもつながっていかうかと思しますので、その辺、さらに磨きをかけていただければと思います。

地場産品促進補助事業は、過去もありました。マルシェをやる。マルシェとは何だか分からなかったんです、私。何のことはない、ただの物産展なんですよ、平たく言うと。それで、効果がいかなものかなということで私も注視していましたが、残念ながら、わざわざ名古屋まで行ってお金をかけてやって、結果として何か残っていないような感じもいたしません。

ですから、マルシェ頼りにするのではなくて、やはりこういったものを出す場合には、品質の一定以上のものを外に出していかないと、買った方が「何だこれ、おいしくないわね」という判断をされると塩竈のそういったその販促品が、それでもう価値が失われて、評価が失われてしまうわけです。そうならないような手だてを講じて、そして、そういう販促をしていかないとなかなか難しいのではないかなと思います。

北海道物産展が、一番今、人気があるわけですね。なぜか。やっぱり新鮮でおいしいものをみんな出しているからなんですよ。そのところを、作っている方々は、誰も自分のところをまずいと思っては作っていないはずなんです。ただ、第三者の舌から評価されると「えっ」と思われたら、もう二度と見向きもされないわけですから、食品というのは、そういうものですから、そうならない善後対策としては、やっぱり出す側の主催する側が、事前に出品する商品の品定めをきちんとしていかないとなかなか難しいのではないかなと。一つの例が、ひがしものというメバチマグロが、塩竈では、それなりに成功しているわけですから、そういった人間の舌というのはごまかせないので、やっぱり誰が食べてもおいしいものというものを提供することによって、塩竈産品は、おいしいんだよねという評価をいただければ、出ただけで反応がだんだんだんだん広がっていくのではないかなと思いますので、その点も、ただ、せつかく700万円もかけるわけですから、無駄にならないように、従来と違った形でのアプローチを考えていただけたらなと思いますので、よろしく願います。その辺、いかがですか。考えられますか。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） お答えいたします。

従来と違った形での展開というご意見をいただきました。今回の事業につきましては、やはりコロナ禍において、非常に利益率も下がっている中、事業者の皆様が、大変苦しんでいるということで、緊急的な措置と考えております。やはりスピード感を持って対応できるようにということもありますので、短期的に使える宣伝広告費、通常ですと、単独の事業者の取組に対して、広告費を市が出すということは、通常はあり得ない対応かと考えて、なかなか対応かと考えておりますので、こういった部分が、今回の緊急的な措置であり、効果を期待できる部分かと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 課長もスーパーに買物によく行かれると思いますが、残念ながら塩竈の産品が、並んでいるのが少ないんですね。市民の方も塩竈市で作っているそういった食品の味覚をなかなか味わえる機会が少ないということもありますので、できれば、せっかく今、商工の振興ということでやられていますので、やっぱり地場産品をいろんなものを食べていただいて、おいしいと自分で思ったものだけでも推奨して売っていくとかというようなことは簡単に取り組めると思いますので、ぜひ太らない程度に食べていただいて、その辺を磨いていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（阿部かほる） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号各案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、10日から15日までを常任委員会開催のため休会とし、16日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、10日から15日までを常任委員会開催のため休会とし、16日、定刻再開することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月9日

塩竈市議会議員 阿部 かほる

塩竈市議会議員 曾我 ミヨ

塩竈市議会議員 土見 大介

令和4年12月16日（金曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）

議事日程 第2号

令和4年12月16日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし第2

出席議員（17名）

1番	阿部 眞喜 議員	2番	西村 勝男 議員
3番	阿部 かほる 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	今野 恭一 議員	8番	山本 進 議員
9番	伊藤 博章 議員	11番	志子田 吉晃 議員
12番	鎌田 礼二 議員	13番	伊勢 由典 議員
14番	小高 洋 議員	15番	辻 畑 めぐみ 議員
16番	曾我 ミヨ 議員	17番	土見 大介 議員
18番	志賀 勝利 議員		

欠席議員（1名）

10番 香取 嗣雄 議員

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤 光樹	副 市 長	佐藤 靖
病院事業管理者	福原 賢治	技 監	鈴木 昌寿
総務部長	佐藤 俊幸	市民生活部長	長峯 清文
福祉子ども未来部長	草野 弘一	産業建設部長	星 和彦

市立病院事務部長	本 多 裕 之	上下水道部長	荒 井 敏 明
総 務 部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	末 永 量 太	総務部次長兼 総務人事課長	鈴 木 康 弘
市民生活部 次長兼市民課長	伊 東 英 二	福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	並 木 新 司
総 務 部 政策課長	木 皿 重 之	総 務 部 財政課長	高 橋 数 馬
総 務 部 管財契約課長	千 葉 貴 幸	総 務 部 危機管理課長	小 林 史 人
市民生活部 環境課長	引 地 洋 介	市民生活部 浦戸振興課長	菊 池 亮
福祉子ども未来部 子ども未来課長	鈴 木 和 賀 子	福祉子ども未来部 保育課長	佐 藤 聡 志
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	中 村 成 子	福祉子ども未来部 健康づくり課長	櫻 下 真 子
産業建設部 水産振興課長	鈴 木 睦 奥 男	産業建設部 商工観光課長	横 田 陽 子
総 務 部 総務人事課総務係長	阿 部 俊 弘	教 育 委 員 会 教 育 長	吉 木 修
教 育 委 員 会 教 育 部 長	鈴 木 康 則	教育委員会教育部 学校教育課長	松 崎 和 佳 子
監 査 委 員	福 田 文 弘		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	相 澤 和 広	議 事 調 査 係 長	石 垣 聡
議 事 調 査 係 主 査	工 藤 聡 美	議 事 調 査 係 主 査	梅 森 佑 介

午後1時 開議

○議長（阿部かほる） ただいまから12月定例会2日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、10番香取嗣雄議員の1名であります。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第2号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、マスクの着用にご協力をお願い申し上げます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番志賀勝利議員、1番阿部眞喜議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（阿部かほる） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二）（登壇） オール塩竈の会の鎌田礼二でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、質問の機会を与えていただきありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。

早いもので、今年も、2022年も残すところ半月余りとなりました。昨年、一昨年と同様に、新型コロナウイルス感染症に振り回された1年でした。

さて、今回の一般質問ですが、令和5年度の予算を決める最終段階である今定例会で、今年度の予算編成について一般質問に取り上げました。また、住民人口の減少が止まらない浦戸について、そして、度々ミサイル発射を続けている北朝鮮の核の脅威について、大きく3項目について取り上げました。

まず、令和5年度の予算編成の方針の概略をお聞きいたします。

以下の項目については、自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 12番鎌田礼二議員の一般質問にお答えを申し上げます。

来年度の予算編成の見通しについて御質問をいただきました。

まず、予算編成の方針についてでございますが、令和5年度は第6次長期総合計画がスタートして2年目となり、10年後の目指すべき都市像の実現に向けた歩みを着実に前進させる年度であると考えております。また、清掃工場や庁舎、病院のハード整備をはじめとする7つの重点課題の解決に向けた取組を、これまでに引き続き推進していくこととしております。

一方で、来年度は市長選挙が予定されておりますので、市民サービスを低下させないように留意しながら、政策的な事業に係る当初予算は、基本的には骨格予算として編成を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、今後5年間で約33億円の収支不足が生じるという財政見通しとなっておりますことから、引き続き自主財源の確保や事業の見直し、優先順位による事業選択などを徹底して行ってまいります。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。今の内容で分かりました。それで、やはり問題となるのは、自主財源の確保かなというふうに思います。

過日、新聞に掲載された項目があります。今日、時間がたっぷりありますので、これをちょっと読ませていただきます。これは、今年の12月2日ですか、2日の新聞なんですが、見出しとしましては、財調47億円取崩しという、そういうタイトルです。これは石巻市についてですけれども、これ、よくよく読んでみると、まず、塩竈市に物すごく当てはまるのではないかと思います、これを中心に前半は質問を展開したいと考えています。

ちょっと読みますね。「石巻市は、1日、2023年度から3年間で自治体の貯金にあたる財政調整基金、財調を47億円取り崩す見通しとなったと発表したと。東日本大震災の復興事業の完了に伴い、国の特別交付税や交付金などが大幅に減る一方、新たに整備した公共施設やインフラの維持管理費などがかさむためだと。市によると、震災前は600億円台だった普通予算の規模は、震災を境に最大5倍近くに膨らんだ。しかし、今年度限りで国の特別交付税などの繰越期間が終了、人口減による市税の減少も確保で、23年度の普通予算は700億円台

に縮小するものと見込まれている」と。内容がもう金額はちょっと違いますが、塩竈市も同じ状況かなと思いました。

「歳出には引き続き震災の影響がのしかかる、維持管理費や老朽化対策、震災後に発行が増えた市債の元利償還金が増加と。生活保護など、扶助費も高水準の120億円前後を見込むと、歳入不足分は財調を充てるが、19年度末には147億円あった基金残高は、25年度25億円に減る見通しだ」というような内容なんですね。

そんなわけで、これ、塩竈に当てはめると、先ほど言ったように、かなり当てはまるところがあるかなと。いうふうに思うんですね。まず、交付税については、交付税措置については前年度の会計から割り出して次年度に入ってくると思うんですが、どの程度になるのか、これは減るのか、減らないのか、その辺の状況ですね。それから、ここに財政調整基金がありました。財政調整基金の状況もどうなのかも併せて、ちょっとまずはお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） はい、お答えいたします。

まず、震災に係る交付税というところですけども、震災復興特別交付税につきましては、震災の復興に係る事業に充当されるものですので、これにつきましては、震災の事業が完了するにつれまして減少していくということになってございます。現在のところ、一番多いときで60億円程度の、年度で、交付がありました。現在では、令和4年度としては、約2億円というところで交付される予定となっております。

また、財政調整基金につきましては、現在、令和4年度で6億円ほど取り崩しまして、12億円という残高になってございますが、これが決算剰余へ大体5億円ほど出ておりますので、それを積みますと大体17億円程度の令和4年度末残高になるというふうに見込んでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。やっぱり状況としてはそうなのかなと思います。

問題は、先ほど市長も言われましたように、自主財源の確保ですが、その中でも、市税がちょっと心配なんです。前年度、令和3年度の決算、9月にありましたが、それで市税が若干増えているという状況で、いい見通しなのかなと思っていましたが、今の現在の状況で、令和4年度はどういう状況なのか、それから、来年度はどういったことを見越しているのか、

減るのか、減らないのか、その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思いました。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 市税の見込みにつきましてご質問を頂戴しました。

令和3年度の決算の部分につきましては、今議員からもございましたように、58億3,000万円ほどということになってございます。これを基調にいたしますと、令和4年度、そして今ご質問にありました令和5年度、これは同水準で推移するのではないかと見込んでいるところでございます。新型コロナの影響というものはございますものの、その影響額につきましては、若干縮小傾向とは捉えているところでございまして、さらに令和4年度の動向といたしましては、固定資産税や軽自動車税については若干上向き、増収傾向にあるという状況でございます。また、宮城県におきましては、10月の経済動向、緩やかに持ち直しているという判断が示されているところではあります。昨今の物価高騰や、さらなるコロナ禍の長期化、こういったことを見ますと、いまだ、これからもちょっと厳しい状況は続くものだろうと捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。平行線というか、同じ程度なのかなと理解はしました。やはり、市民税と申しますと、やっぱり人口に関わってくるので、少しでも人口を増やさないといけないと思うわけですが、来年度の、そこまで発表するほどの内容ではないのかもしれませんが、今の段階として、来年度としては、いわゆる人口増加策、新たなものを設けるつもりなのか、それとも現状維持というか、そんな程度なのか、現在の状況で構いませんので、その辺分かりましたらお願いしたいと思っております。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 次年度におきます人口増加策ということでございました。

先ほど市長ご答弁申し上げましたとおり、次年度選挙の年ということもございまして。ですから、骨格予算という形で政策的なものは取り組んでいるところでございますが、今年度やってきたようなものにつきましては、年間の事業ということもありますので、引き続き当初予算でつけるべきもの、あるいは、選挙後につけるべきもの、こういったところを今我々としても精査をさせていただいているところでございます。ただ、課題として、人口増加策というのは大きな課題でございますので、引き続き取り組めるように進めてまいりたいという

ふうと考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 市長の答弁にもあったとおり骨格予算だということですが、やはりそれはそれとして、それなりの戦略を持って積極的にポジティブに考えて進まないといけないのかなというふうに思いますので、その辺よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、話をちょっと戻しますと、やっぱり復興関係で建てた建物やら何やらで、あれから10年ぐらいたつわけですから、そろそろメンテナンスやら維持管理費も新たなものが生まれたりして、負荷がかかってくる時期なのかなというふうに考えるわけですね。ここにも、新聞にも書いてありましたが。私の頭の中では、やっぱり復興住宅関連、それからマリゲート塩釜とイオンとの避難通路ですか、あれとかあったように思いますが、そのほかもあるんでしょうけれども、あと、それに関わる魚市場関係も新たにできましたし、そういった関連のメンテナンス、維持管理、復興関係で造ったものについてのね、いわゆる維持管理費、これはどういうふうになっているのか、増えてきているのか、まだそこまで発生していないよという状況なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 震災復興により整備をされました施設の維持管理費の見通しということでご質問をいただきました。

ご質問にもありましたように、震災以降本市におきましても、復旧復興事業としまして、国の復興財源などを活用してハード整備やってまいりました。魚市場、津波防災センター、災害公営住宅などなど新たに整備された施設も数多くあることとございます。これらの、今のところの維持管理ということになります、通常、年間でかかるのは当然あるとしまして、今のところ、災害の被害以外には大規模な修繕というのは発生には至っていないところではございます。しかし、今後修繕あるいは更新費というものは増えてくるというものと見込んでおりますので、各施設における修繕計画、計画的な修繕と申しますか、そういったものの策定や、あるいは予算の積立て、そういったものを行うことで、過度な財政負担が生じないように今から備えていくことは寛容ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。そうですか、そうすると、そうするとといいま

すか、次にちょっと心配なのは、やはり円高の絡みで物価高になっておりますし、今後も続くのかなというふうに思いますし、あとは、去年の決算を見ても、扶助費がかなりアップしておりました。やはり医療補助やら、高額医療関係もあるし、これはやっぱり続くものだと、もっと増える可能性も大きいと。そうすると、マイナス要因もかなりあると思うわけですが、その辺の見通しは、どういうふうに考えてらっしゃるのか、来年度の予算について、その辺もちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） ご質問いただきました扶助費の見通しということでお答えをさせていただきますが、令和5年度も生活保護費の医療扶助費や障がい者の福祉サービス費など、これはやはり増加が続くものではないかというふうに見込んでいるところでございまして、その対策というのは、本当に今の段階では大きな課題と捉えているというような答弁にとどめさせていただきますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） これについては、ちょっと見通しが見つからないところもありますので、そうかなと思います。

次に、やはり、その自主財源の中で、最近増え始めている、私も何度も言わせてもらっているふるさと納税について話を移らせていただきます。

前年度から比べると大幅に増えてはいるようですけれども、現状と、私はある程度知っているんですが、テレビを見てらっしゃる市民の方やら、興味もあることだというふうに思いますので、ふるさと納税の現状と見通しについて、それ、よろしくお願ひします。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） ふるさと納税の現状と今年度の見通しということでお答えをさせていただきます。

本市の今年度10月末までのふるさと納税の受入れ状況でございますが、まず、件数につきましては、3,155件、寄附額が、ちょっと細かくなります、1億2,573万6,000円、約1億2,600万円ほどとなってございまして、これを昨年度の同時期と比べますと、件数で約2.5倍、金額では約2倍という状況でございます。これは、寄附受付のインターネット上のサイトの増設ですとか、ウェブ広告などを活用したことで、ふるさと納税を検討いただく皆様の目に留まる機会が増えて、昨年度よりも増収になっているのではないかと考えてございます。こ

れを受けまして、本市では今年度の目標額6億9,000万円というふうにご設定をさせていただきまして、今後も増収に向けました取組に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 今から増える時期というんですかね、年末からね、稼ぎどきという表現はよくないんですが、そういう時期なのかなというふうに思います。それで問題になるのは、今ちょっと出ましたけれども、サイトのほうを増やしたりということで話をされていましたが、どういった、私としてはちょっと細かなところは分からないんですが、もちろん市民も分からない人たちもほとんどかなと思うんですが、どういう入り方をして、どういう買い物をして、満足度があって再度、もう一回申し込むとか、そういうデータ情報ですね、いわゆる納入者の、そういったものというのは取れる状況にあるんですか。それだったら、いわゆる、サイトA、B、Cあるとしたら、Aが有力ならAに力を入れていくとか、商品もこういった商品が出ているならこうだとか、それから、あと二度、三度やってくれる人もいるんだったら、次の案内を出すとか、そういった、PDCAといいますか、それは、あまり表現はよくないのかもしれないですけども、そういう戦略的に回していくような、そういう措置は取られているのかどうか、全然そういったこと考えられないし、考えていないしという状況なのか、その裏側の状況というか、よろしかったらその辺もちょっとお聞きしたいし、興味があるのでよろしくお願いします。

○議長（阿部かほる） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） はい。では、お答えします。

現在、本市では、寄附受付サイトにつきましては、8サイト実施しております。こちらの寄附受付サイトのほうで申込みをいたしますと、基本的に塩竈市のどの商品が取れまして、それと、あとその方が男性なのか女性なのか、またどこの地域にお住まいなのかというデータ、全てこちらのサイトで分かりますので、そちらが我々のほうにフィードバックされまして、そちらを基に現在対策というか、どういうふうにしていくかということをお練っております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 今どきですから、やはりそういった状況なのかなというふうに思い、聞いておりました。それで、先ほども言わせてもらいましたが、そういった固定客という話は

ちょっと表現が悪いですが、そういった利用者について再度促すような案内を出すとか、こういう商品が増えましたよとか、そういう処置も取られているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） お答えいたします。

塩竈市のふるさと納税に申請した方、もう一度案内するかどうかというところなんですけど、基本的にはそういった案内はしてはおりません。自主的にふるさと納税していただく方に関しては、寄附サイトを見ていただいて、申請していただくというふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） あまりいろいろプッシュするとしつこくなっちゃって、かえって離れちゃうかなという、今ちょっと質問をしながらそういう心配もしながら質問してしまいました。

昨年の今頃でしたっけ、塩竈市の市政施行80周年ですね、その折に、利府町の熊谷町長が私の前に座っておられまして、ちょこちょこ話をさせていただきまして、その折に中央紙にふるさと納税の広告掲載をしていたという話を、去年もしたような気がするんですが、その後やるというような話を聞いていましたが、全国紙への広告掲載、それは何もないのでしょうか。私の意見も無視されたのかなというふうに思うんですが、どういう状況になっているのか教えてください。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 今年度ふるさと納税PRのための新聞掲載の予算を頂戴しておりましたので、先週12月11日に、関東地方の新聞に対しまして、片面の全面を使いまして塩竈市のふるさと納税のPRの記事を掲載させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） じゃあ、もう過ぎているんですね。私のところは、中央紙は2紙しか取っていないので、その中には見つけられなかったんですが、関東地方だけね。宮城県は入っていないんで見られないということなんですね。宮城県は塩竈知れているのでということですね、じゃあ。分かりました。やっていただいたんですね。その成果というのは、まだ分からないのでしょうか。11日ですから、今日何日でしたっけ、（「16」の声あり）そろそろ出

る頃か、まあ分からないですね、それはね。そんなわけで……、分かるんですか、ある程度。よろしくをお願いします。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） それで、直接どのぐらいというのは残念ながらまだでございますが、やっぱり新聞広告をご覧になったということで、関東圏にお住まいの方からの問合せというのも数件、実際いただいております。あと、そこから先、今度は、新聞記事には当然、先ほど申しましたインターネットのサイトとかにリンクできるような部分をつくっておりますので、ご覧いただきましてぜひということをお話をさせていただいているということでございますので、反応は、物すごく何千件ということではないですけども、引き合いは来ているということでございますので、今後もそういった情報をまた捉えてきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 分かりました。じゃあ、インターネットにリンクされていると。ですから、問合せ以外はちょっとよく分からないというところですね。どうもありがとうございました。よろしくをお願いします。

このふるさと納税については、先ほど言った自主財源確保に大きく貢献するものだし、これを利用して人口増加策に回していただければ市民税も増加してくるというような良好な循環に変わっていくのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいなと思います。

次、浦戸についてお聞きをしたいと思います。

浦戸は、認識的には、私はずっと人口が減っていると、減り続けていると、それに対しては市もいろいろ施策を練っているいろいろやられているのは分かりますし、現状が今どうなのか、浦戸の現状はどうなのか。それから、将来どういうふうになりそうかという、その辺の見通しについても、見通せないんだろうと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 浦戸の人口の見通しということでございます。

まず、現状といたしましては、令和4年11月末現在の浦戸地区の住民基本台帳に登録されている人口でございますが、298人となっております。これは、20年前の平成14年の同時期と比較いたしますと、約500人の減少ということでございます。東日本大震災以前から少

子高齢化、あるいは若者の本土への流出、そういったものがありまして、人口の減少傾向が続いておりましたが、震災によりまして、それにさらに拍車がかかった状態なのかなと感じているところでございます。今後につきましても、このような傾向というのは、どうしても今何もしなければそのまま減少傾向は続くというふうには考えておりますので、そういったところを今後また取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） どうもありがとうございます。順調に減っているというか、減っているということですね。それで、ちょっと問題視したいのは、この中で、11月で298人ということですけども、この中の年齢層というか、年齢の分布というか、平均年齢がどのぐらいで、若い人が、20代の人、298人いるんなら万々歳ということもないんですけども、見通し明るい話ですけども、これが極端な話が70代、80代が298人というんでは、全員が全員そうだとは思えませんけれども、どういう年齢層になっているのか、ちょっと細かなところはいいです、概略で結構ですから、どういう状況なのかを、これはかなり大きな問題だと思うので教えてください。

○議長（阿部かほる） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） 令和4年11月末現在、浦戸の人口298人というところで、年齢分布どんなふうになっているかというところでございますけれども、基本的には高齢者の方が多いということなんです、すみません、ちょっと今その分布の資料が今手元にないので、後で答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。やっぱり、高齢者が多いということなんです。私も、もう言うのも嫌になっちゃうんですけども、70歳になっちゃったんですが、残りの人生のほうが少ないという、ちょっと暗い状況にあるわけですけども、島で高齢者が多いということは、こんなこと言っちゃあれですけども、年には勝てないので、だんだん減っていくのが当然だというふうになっちゃうわけですかね。市として、いろいろ施策を取っていると思うんですが、原因は何なのかという、その点について分かるのであれば、それは1点に絞ることはできないにしろ何項目があるのかと思うんですが、大きな要因として何があ

るのか、2つとか3つぐらいあれば、思っていらっしゃるのかちょっとお聞きをしたいところ
です。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 減少の要因ということでございますが、幾つか上げさせていただきますと、交通手段が市営汽船に基本的には限られていること、あるいは、これは人口減に伴ってということになります、島内での買い物ができる場所というのが非常に少ないということ、あるいは、外から移り住むという部分につきましては、開発行為等の制限によりまして、島外からの移住者の新築、これが難しいことなどが、やはりちょっと大きい理由になってくるのかなというふうには捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） どうもありがとうございます。私は、市で思っていることと現状が、ちょっと乖離があるのかなと思っていましたが、私が捉えている感じでは、捉えてはいるんだなという、しっかりね、先ほどの交通手段やら買い物関係とか出ましたが、そう思いました。でも、これを飛び抜けて、これを解消するような策を取らないと、まず増えないのかなと思うんですね。

買い物に関しては、昨日かおととい、テレビの番組を見ていたら、ドローンで、ドローンといっても垂直離着陸できるドローンではなくて、飛行するタイプなんですけれども、それを利用して医療品を届けたり、あとは、その中で出たのは、五島列島の話ですけれども、出前も取れると。料理も温かいやつを頼めば、弁当やら何やらをばっと運んで来て、投函する形なんですけれども、下ろす形なんですけれども、パラシュートでね、そういうこともやられている、実証実験をやられているんですが、そういったものが、浦戸、そういったこともできればちょっと違って来るよな、なんていうふうに考えていました。

私が思うのは、やはりあそこに全然今まで身寄りもない、家族でもない人が住めるような状況にするのが一番なのかなと私は思うんですね。別荘まではいかないにしろ定年退職後は静かなところで、海の見えるところで毎日静かに暮らしたいとかいう人が家を買って住めるというような、そういうあれが私は一番大きいところかなと。それから、あと交通手段としては橋かなという。やっぱり橋がないという、船でしか行けないというところが大きな問題だったなと私は思っているんですよ。

そんなわけで、住むに当たっては、やっぱり景勝松島やら何やらの問題もあって大変なんですけれども、やっぱり人間がいて景勝松島が成り立つのであって、人間が住まなくて、何もいったら辺地であったら意味がない話ですし、何とかそういった、法を変えてでも、私は浦戸のあれに力を入れて増やすべきだと考えているんですね。基準を設けてある程度景観をよくして、ヨーロッパでなくて地中海の港町で家は、屋根は茶色で家は白とか、パーッと同じ風景でパーッと並んでいてきれいな地中海の風景とかありますけれども、それは日本的な風景を浦戸につくるとか、そういった、今障害になっている景勝松島なんかの法令を変える方法という動きは必要だと思うんですが、それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 浦戸に関しましては、先ほども総務部長のほうからお答えをさせていただいたところでございます。僕の認識としても、やはり大変厳しく見ておりまして、移住定住という言葉をよく使わせていただきますが、そもそも移住定住するための、例えば中古のおうちだったり、新たにおうちを建てることはほぼ不可能に近いところがあります。この問題をどうクリアしていくかということが、やっぱり長期展望の中でやっていかなきゃいけない案件でございます。先ほど来特別名勝の問題がありますけれども、7つの法の網にかぶっておりまして、そう簡単に地域に新しいものを建てるというのは不可能に近い、今の時点では。一昨年官邸のほうにも行って、その辺のところいろいろ交渉はしてきたんですが、まずは地元の宮城県としっかりと話をしながら、そういった問題を一つずつクリアにしていくべきだというアドバイスをいただいていたところでございます。

僕らとしても、今やれることは、まずは何なんだと考えたときに、やはり、交流人口をしっかりと増やす努力を、まずはするべきだろうと。それよりもまずしなければいけないのは、地元の小学生をはじめ皆様方に、浦戸というところはどういうところか知っていただくこと。地道かもしれませんが、そういったところから始めていかないと、なかなか浦戸のほうに行って住んでいただくというハードルは相当きついなと思います。若い皆さんが浦戸に行ってお住みになっていただくということになるとすると、やはりなりわいが必要になってまいります。今ある漁業中心のなりわいだけで、果たして若い人の方々が、ご家族もいらっしゃればどのような生活になっていくか、継続してできるのかどうか、そういったことも冷静に考える必要があると思っています。ただ諦めているわけじゃございませんので、しっかりとそういうこ

とを、まずはやれることから進めていくこと、そういったことも積み上げていくしかないだろうと思っています。

鎌田議員がおっしゃった架橋の話も、これは浦戸の皆さんの俺らの夢なんだということは会うたびに言われております。ただ、その進め方も、今までだと島内架橋、島内架橋というお話をされておりましたが、果たして今大島に橋が架かって、その次の段階で出島が動かれていращる。その次の段階で浦戸に来るかどうか、この辺が、やっぱり真剣に考えなきゃいけないし、島内架橋を優先するのか、もしかすると一番近い鰐ヶ淵、約80メートル近くの距離しかない場所から造ったほうがいいのかどうか、地元の方々ともよくご相談をしながら、現実味のある対応をサジェスチョンしていくということも、これは市として必要だろうと考えておりますので、どちらにしても、よくよく島の皆さんとお話を重ねながら、ただ、あまり時間かけられないというのもよく島の皆さんから言われることですので、今はご要望いただいている中身について一つずつ真摯にご要望にお応えできるのかどうか、お応えできるものを丁寧に積み上げていくことが必要だろうと考えているのが現状でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。かなり大きな壁なんだなと思いながら話を聞かせていただきました。でも、298人の島民が高齢者ということを考えると、もうあと10年が、長くても10年の間にそれらのものをクリアしないと遅いのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

今、橋の話が出ましたが、橋については、やはり私は島々をつないでもやっぱり島なので、これがもう何千人という島だったら話も分かりますが、島は島なんですよ。やっぱり島同士つなぐのは。やっぱり本土とつなぐことが優先かなと私は思います。その際景観が問題であれば、何度も言わせてもらっていますが、トンネルでもいいんじゃないのという、トンネルのほうがいいんじゃないのという話も申し上げておきたいと思います。

そして、先ほどこちょっと市長からも話出たんですが、市長も県議時代で、前も僕質問させていただきましたが、今の東松島の市長も県議会議員でしたし、副議長をやられていました。それで、会う機会は、今市長会やら何やらであるとは思いますが、そういった情報交換やら何やら、橋に対しての考えとか、そういう意見交換とかはやられているのかどうかを、渥美市長とですよ、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 市長会も含めて年に四、五回以上はお会いさせていただいていると思います。毎回そういう話が出るかといったら、毎回出ることはない、年に1回出るかどうかということを申し上げておいたほうがいいだろうと思います。ただ、県議時代の渥美現市長からは、当時よく覚えておりますが、よく話を聞いてやってくれないかというようなお話は県議時代の私もお聞きをしておりましたし、市長になってからもこの話についてはいろいろ考えてくれたらいいんじゃないかというお話を、市長も含めて、今の高橋さんという県議からも、積極的にどうこうではなくて、お話をいただいているのは確かでございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） やはりそういった情報交換やら何やらを増やしていただいて、少しでもいい方向に進むように検討といいますか、願いたいなと思います。

次に話を移らせていただきます。

次は、3番目の北朝鮮の核の脅威についてですが、昨今、特に今年は、発射実験の数が飛び抜けて多いようです。インターネットでちょっと調べてみたんですけども、11月18日で66発あったという、ちょっとこれは違うかもしれないですよ。インターネットでちょこちょこ調べただけの話で。ですから、これ以上の数は打ち上げられていると思います。この間、先月ですか、Jアラートも鳴りましたし、どこで間違えて日本にポンと落ちてくるか、ないしは狙って落ちるのか、その辺は分かりませんが、それが核だったり、核でなくても原子力発電所に落とされたらえらいことで、同じような状況で。これは、ちょっと今の世界情勢を考えると放っておけないなという、考えるべきじゃないのという、そういう時期に来ているんじゃないかと。ソ連もロシアに侵攻して、それで、ソ連がウクライナに、ソ連じゃなくてロシアがウクライナに侵攻して、爆撃を受けても地下シェルターで何とか逃れているという状況もありますし、調べたところ、核シェルターを大体100%持っているのはスイスとイスラエルのようなようです。それから、スウェーデンとかあるんですが、韓国もそうですね。それから、アメリカ、ロシアあたりは約8割ぐらい持っているという。

それで、日本はどうなのかというと、調べたら0.02%だそうです。ですから、ほとんどないという状況にあります。でも、私はこの状況を見ると、もう必要な時期になってきているのかなと思います。世界情勢を見ると、先ほど言った、ロシアがウクライナの、ウクライナがロシアの西側の隣国ですけれども、東側の隣国は日本です。北方領土を取られて、もう北海道にすぐ来られる状況にありますよね。そういう現実もあるし、台湾の状況が今変わって

きています。中国が台湾を攻める場合は、僕の考えですよ、尖閣諸島やら与那国島を乗っ取って、それから占領しちゃうという、そういう状況かなと思うと、現実味を帯びてきているわけですね。いわゆる戦争になった場合のことを考えると。どこに何が飛んでくるか分からないという、そんな状況にあると思うんですが、この核シェルターの必要性を、私は思っているわけですが、市当局ではそんなの考えていないのか、どうなっているのか。あとは、先進事例として、どこかの市でそういった核シェルターを造っているところがあるのかどうか。シェルターをですね。その辺、ちょっとまずお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） まず、核シェルターの必要性ということですが、まず法律側の規定を少し触れさせていただきますと、国民保護法の第150条では、「政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めなければならない」と規定がございます。これを受けて、本年11月の国会でも、政府答弁では、核攻撃等のより過酷な攻撃を想定した一定期間滞在可能な施設、つまりシェルターということだと思いますが、こういったものに必要な機能、あるいは課題について、現在検討を進めているというような状況で答弁をなさっております。つまり、国におきましても、今その機能等を検討している途上にあるということございまして、私ども、今それを整備をしようとした場合に、何に基づいて基準等を定めていくかというよりどころが今ない状況でございます。

また、2つ目の質問としてございました、国内での整備の状況、先進事例でございますが、地下シェルターの整備の先進事例では、県にもちょっと問合せをしてみたところでございますが、国におきましても、国内の整備状況を今把握はされていないというお答えをいただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 把握されていないということですが、私はないと思いますね、多分。でも、やっぱり国へも呼びかけることも必要だろうし、私はもう必要だなと思うんですね。それで、施設を、例えばですよ、塩竈市で全国で先駆けてシェルターをつくったということになると、塩竈市ってすごいよなという、これもまた大きな人口増加策になるのではないかと。造るに当たっては、先ほど言った、何かの災害やら避難のあれもあるし、助成は下りないこ

とはないんじゃないかと思うんですが、その辺の、今何もないようですけれども、そういう雰囲気的な方向性としてできそうだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） シェルターの整備につきましての助成制度ということでございますが、これはご質問に当たりまして問合せをさせていただいたところでございますが、地下シェルター整備を目的としました専用の交付金、あるいは補助金というのは、現在のところはやっぱり制度化はされていないということでございます。今後も、そういった活用できる財源あればということで、情報収集には努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 災害の避難所としての扱いも兼ねれば、その関連のあれが何か下りるのは違いますか。下りるのであれば、例えばですよ、市役所を今度建て替えをするという場合は、地下5階ぐらいにして3階から4階、5階を地下シェルターにするとか。それから、市立病院も建て替えをするのであれば、その地下を余分に造ってそこをシェルターにすると。ただ、シェルターだけにするのはちょっともったいない話で、公共施設として何か使えるような、通常は公共施設として何か使えると、使っていると。緊急時はそれがシェルターになるというような考えで、先ほど言ったように災害の避難所も兼ねて、そういったことがもう現実味を帯びているのではないのと、私はそう思っているんですよ。そういう考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 先ほどご紹介をいたしました交付金、補助金等の整備の問合せをする際に、併せて今議員からおっしゃっていただいた避難所整備のような起債制度等、こういうのも当たらないかというところでは確認させていただきましたが、シェルターについては該当はしないんだという、ちょっと残念ながらお答えを頂いているところでございます。あと、市役所の建て替えの際にということで今ご質問いただきましたが、我々としましても、市役所というのは災害のときに本部機能を持つということでは十分な配慮が必要だということになります。現段階で、庁舎そのものを今どういう形にしていくかという検討は、まだ進んでおりませんので、今後幅広い議論をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 今の法的にはそうだというんですけども、世界情勢が変わってきているので変わる要素は結構大きいと思うので、働きかけは必要だと思うので、そういった考え方も進めてというか、検討だけぐらいは少なくともしていただきたいと思います。

それで、もう一つ、シェルター的な役割として、市役所も今ここ役所の裏を整備しましたけれども、下に防空壕があります。尾島町のあっちに抜けられる話ですけども、この防空壕の中身はどの程度広いしどうなっているのか分からないんですけども、こういったものも利用すべきだと私は思うんです。中を整備して、補強して、中は常に何かで使える状態にするという。そういった手法、考え方、そういったものが必要だと思うんですが、そういった考え方について、ちょっとお金がないなら何もできないというところでしょうけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 先ほど冒頭の質問でも触れさせていただきましたが、今国のほうでも核シェルターといいますか、そういったものの基準がまだないということです。ですから、今ご質問にございました裏庭にあるトンネル、これを、もしそういう機能を持たせようとした場合でも、どの程度の強度にしていくとか、その辺が今我々基準として残念ながら持ち合わせないというところがございます。そういったところは、今後また国のほうの動向も、先ほど働きかけというような言葉もございましたが、そういったところも含めて、相談してまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 分かりました。それから、例えば、核を、ここで言ったら仙台に下ろされたとなると、しょっぱなの光やら照射のあれは、距離の二乗倍に下がるので、大したことがないということはないんですけども、後からのごみとかちりとか、それで被曝する確率が高くて、それが影響一番大きいらしいんです。それを防ぐために、テント型のシェルターがあるそうなんです。僕もいろいろ調べたら、自分たちの家の中の一室を、シェルターとしてテントを張って、外気を浄化したやつを、常に負圧にして、負でなくて加圧状態にして、外から空気が入ってこないようにして、浄化された空気だけ入れて、あとは逃がしてやるという、そういうテント型のシェルターもあるらしいんです。そういったことを検討して、欲しい人に、欲しい人というのは悪いですけども、市民に助成金を出して配るとい

うような、そういうあれも手法としてあるんですが、そういう考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 民間のシェルター、あるいは、今ご紹介いただいたテント、いろいろ商品化されているというのも今回のご質問に当たりまして勉強させていただきました。今の段階で、それを具体的に補助金制度をつくるとかという形の明言はちょっとできかねるところではございますが、ご意見として参考とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） もう時間も1分しかないのであれですけども、この話はちょっとやめて、来年度の予算についても、ふるさと納税やらで税収アップを図りつつ、それで新たな施策を、人口増加策につながる策を少しでも多く練っていただいて、その中で、先ほどのテント型の核シェルターなんかも、どこの市町村でも多分やっていないと思うんですよ。それを塩竈市でやったということになると、これはえらく違う話ですよ。それを本当に買う人がいるかといったらあまり多分いないのかもしれませんが、そうすると、少ない金額で大きな宣伝効果というのは表現悪いですけども、意識、効果を上げることができるのではないかと思いますので、そういったことも期待しつつ今日の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 以上で、鎌田礼二議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時といたします。

午後1時53分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの鎌田礼二議員の質疑に対し答弁漏れがありました部分につきまして、木皿政策課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） 先ほど鎌田議員のほうから浦戸の年齢階層のご質問がありました。お答えさせていただきたいと思います。

浦戸の298人のうち15歳未満の方が2人です。15歳から64歳までの方が80人、65歳から75歳未満の方が81人、75歳以上の方が135人となっておりまして、65歳以上の高齢化率につきましては、72.48%となっております。大変失礼いたしました。

○議長（阿部かほる） それでは、ただいまより一般質問を続行いたします。

15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ）（登壇） 日本共産党塩釜市議団辻畑めぐみでございます。一般質問をさせていただきます。

ごみ問題について伺います。

先日、日本共産党塩釜市議団全員で、現在ごみ問題の状況はどのようになっているのか視察をさせていただきました。現場の状況を見ながら、そこで働く皆さんのお話を聞くことができました。改めてごみ問題は、私たちにとって、みんなでしっかり取り組んでいかなければならない課題と考えさせられました。

毎日の生活の中で発生するごみの処分、焼却をしたりリサイクルしたり、埋めなければならないものがあり、その場所が必要になります。中倉埋立処分場は、令和12年度まで延長可能となりましたが、あと8年で埋める場所がなくなります。きれいな環境で生活ができるための対策はとても重要です。行政と市民一人一人が考えていかなければならない問題と考えます。

まずは、ごみ処理事業の現状及び課題について伺います。塩釜市でのごみ処理の分別はどうなっていますか。

この後については自席で行わせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 15番辻畑めぐみ議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ごみ処理事業の現状及び課題といたしまして、私からはごみ分別の現状についてでございますが、本市では、市民の皆様がごみを排出する際には、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源物の大きく4つの分別をお願いしてございます。ごみの分別の現状について主なものを申し上げますと、まず可燃ごみにつきましては、本来はリサイクルが可能な紙や布類が約26%含まれている状況となっております。また、プラスチック製容器包装には、本来は対象とならないカミソリや乾電池、おむつなどの不適合物が約18%も混入している現状でございます。このことは選別作業に支障を来すほか、汚れが付着することなどにより、ほかのリサ

イクルできるプラスチック類にも影響を及ぼすこととなります。ごみの正しい分別は、リサイクル率の向上のみならず、ごみの減量化によって、老朽化が進む清掃工場や埋め立て処分場の延命化にもつながることから、分別の現状や正しい分別について市民の皆様へより分かりやすく伝えるなど、引き続きごみ減量化に向けた努力をしていくことが重要であると認識してございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。18%も混入ということでは、本当に分別大変な状況だと分かりました。それで、その後ですが、具体的にいろいろ回収、リサイクルプラスチックとか回収した後は、どのように処分されていますか。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） 現在、プラスチック製容器包装のリサイクルでございますが、集積所からプラスチック製容器包装が新浜リサイクルセンターにまず収集されます。そこで選別作業を行いまして、現在千葉県君津市にありますプラスチックを原料として新たなプラスチック製品とする工場に運ばれてリサイクルされる流れとなっております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。今はプラスチックの処分について説明がありましたが、ほかのごみについてはどのようにされていますか。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） 其他のごみの処理についてでございます。

まず、可燃ごみにつきましては、清掃工場で焼却されます。また、不燃ごみにつきましては、埋立て処分場に運ばれまして、そこで破碎処理がされます。そこで、まず瀬戸物ですとか、例えばガラス類などは埋立て処理されます。そのほか、燃えるごみにつきましては、清掃工場に再度運ばれまして焼却処理がされます。さらに金属類につきましては、こちらは製鉄の原料となりますので、そういったリサイクル処理の流れとなっております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。それでは、今度は、清掃工場、またリサイク

ルセンター、中倉埋立処分場、それぞれの課題はどのようなことがありますか。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

ただいまごみ処理施設全体の今現在の課題というところだと思います。まず、清掃工場でございますが、昭和51年の建設からもう46年が経過しているというところで、特に機械設備の老朽化が非常に進んでいるという状況でございます。この機械設備でございますが、どこか一つでも機能停止した場合には、工場全体が稼働停止してしまうということで、大きな影響を及ぼすような可能性が懸念されるところでございます。こういった状況を未然に防ぐためにも、毎年度設備の更新、こちらを行ってございます。ただ、老朽化に伴いながら更新に係る費用が年々多額になってきているということが大きな課題となってございます。

廃棄物の埋立て処分場でございますが、現時点で、こちらのほうに関しましては、先ほど辻畑議員のほうからもお話あったとおり、これまでだと、令和8年2月までの埋立てを見込んでございましたが、今年度の補正予算に基づきまして、環境影響調査など延命化の取組によって、こちらのほうが令和12年までの確保ということで延長が図れるという見込みとなってございます。その後を見据えながらの延命化対策、特にごみの減量化に努めるところになってくると思いますが、併せまして、広域化、こういったところに向けても取組が今後の課題になってくるかなという状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。では、次に移ります。

ごみ減量化に向けた取組について伺います。

市で配布されていますごみの出し方虎の巻があります。ごみ出しのルールから、ごみの出し方、集積所に出せないごみ、市で処理できないもの、500ぐらいの品名について分別区分や出し方を説明しているごみ分別辞典など掲載されて、とても見やすい冊子となっています。平成28年に発行され、市民の皆さんには配られているようですが、転入された方にもこれが配布され、また詳しい説明などする機会がありますか。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） こちらの、ごみの分別、減量に向けた取組の中で、ごみの出し方虎の巻、こちらのほう以前住民の方に配布させてもらってございます。今現在は市民課の取組

として、こちらに新しく転入される方に向けまして、ごみの出し方虎の巻、あるいはごみ収集のカレンダー等を配布しながら、こちらのほうの周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） それでは、日常的に市民に向けたごみの正しい分別方法や、ごみ集積所への出し方などについて周知される機会は何かありますか。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） ごみの出し方に対する周知ということでございました。

今現在、こちらのほう、公式の塩竈市のLINEなんかでも正しいごみの出し方について定期的に発信をしている状況でございます。そのほか、ごみの出し方に関しましては、広報紙等を使いながらも、こちらのほうの周知を改めて行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 町内向けの出前講座というのもお聞きしたことがありますが、これは最近どうなっていますか。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） 町内会などに向けた出前講座の実施状況でございますが、つい先日、保健センターを活用されている団体様向けに、ごみの出し方、特にプラスチック製容器包装などの分別が分かりづらいというお声がありましたことから、そのことを中心に講座を開いている実績がございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。私たちが視察のときに、リサイクルセンターで職場体験としてプラスチックの選別体験をしている中学生が数人いました。ごみ問題を考えるととても貴重な機会となったと思います。学校でごみ問題について学べる機会は現在ありますか。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） 小学4年生を対象とした施設見学、毎年3校から4校の児童の皆様が清掃工場にいらっしゃって、ごみの、例えば簡単なクイズですとか、あとは清掃工場を実際に見ていただいて、あと先日ご覧いただきましたプラスチックを選別しており

ます新浜リサイクルセンターの見学などもしていただいて、ごみ分別のほか減量化に向けた普及啓発の取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） そこに参加された子供たちの何か感想とか、本当、子供たちが見たままおしゃべりするので、どんなことがありましたか。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） 施設見学終了後に、児童の皆様から温かいお礼のお手紙を頂きます。その中にはやはりごみの分別について分からなかったとか、臭いがすごかったとか、そういったところで苦勞して働いている方がいるんだということで、いろいろ、様々子供さんたちなりに実感されておられたのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 手紙を頂くのは本当によかったと思います。子育てや仕事などで忙しい生活の中でも、子供がそのように学習してきたことをきっかけに、家族も気づき、改善できることが増えればと期待しているところです。

次に、家庭用ごみ処理機の事業が始まっています。虎の巻によりますと、燃やせるごみの2割が生ごみで占められているとあります。この事業、普及は怎么样了か。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） 生ごみ処理機の助成事業についてのお尋ねでございます。

今年度の当初予算にお認めいただきまして、生ごみ処理機の助成事業をスタート、今年の6月1日からスタートしております。助成金額は購入費の2分の1となりまして、上限額が2万円とさせていただきます。現在、現時点で14件の申請がありまして、大分普及が進んでいるかと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。住環境などにもよりますけれども、購入額の半分を助成してもらえれば利用してみようかと、ごみ減量化に積極的に参加される市民が増えていよう、さらにこの普及と事業の継続をお願いいたします。

次に行きますが、リサイクル広場が取り組まれ、とても好評と伺っていますが、どのような企画になっていますか。何人くらいの方が参加されていますか。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） 昨年度から、しおがまりサイクル広場を実施しております。内容といたしましては、家庭で使われなくなりました家具類、日用品などを環境課のほうに展示しまして、希望者の方に抽選で差し上げるものでございます。昨年度2回実施しております。来場者数が、合わせまして451名でございました。なお、展示した品数は、全部で149品となっております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） このリサイクル広場は、市民と交流できる場になると考えます。450人の参加ではびっくりいたしました。この来場者に、日常的なごみ減量化などについて話す機会がありますか。例えば、学校で子供たちが学んでいること、これを掲示したりとか、上映など、何か考えられていることはありますか。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） リサイクル広場の機会を活用したそういった普及啓発の取組でございます。

来場いただいた方に、アンケートを昨年度は実施しまして、例えば、ごみにかかわらず、例えば地球温暖化ですとか、そういった問題への関心などについても伺ったところでございます。なお、今年度につきましては、ちょうど今度の日曜日開催予定でございますので、そういった普及啓発などにも努めながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 本当に大切な交流できる場なので、いろいろ生かしていただければと思います。ぜひ、リサイクル広場をぜひ継続お願いしたいと思います。

今年度の新型コロナウイルス感染症対策事業の中に、町内会等コミュニティ強化支援事業がありますが、ごみ集積所の整備を利用された町内会が多かったと伺いました。町内会への支援として、集積所の設置やネットの購入費など、また修繕費など、今後に向けて何か検討

されていることはありますか。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 今辻畑議員のほうからもお話あったとおり、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業として、町内会等コミュニティ強化支援事業、こちらのほうを実施してございます。その中でも、やっぱり多く利用されているというのが、ごみ集積所、こちらのほうの整備が非常に多かったということで聞いてございます。こちらのほうの助成に関しましても、大分幅広くごみ集積所だけじゃなくてネットの購入なんかにも活用できるような、幅広い事業というところで取組をさせていただいておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 今後について市として何か考えられていることはありますか。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 今回、町内会に対する支援ということで行ってございましたが、こちら、ごみ集積所に関しました市内約880か所ほどあります。こちらの維持管理に関しましては、町内会、あるいは自治会の皆様をお願いをしながら、こちらの維持管理を行っていただいているという状況でございます。こちらの内容に関しましては、集積所の数がかかなり多いものですから、財源の確保もかなり大変だということで、今後の検討ということでさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。市内800か所もあるごみ集積所なので、その管理というか見回るのは、本当、市職員の方は大変なことだと思います。どうぞよろしく願いいたします。一人でも多くの市民が、このごみ問題を身近に感じて、ごみの減量化ができるように強く望むところです。

では、次に行きます。

難聴者などの取組について伺います。

当市における補聴器購入の助成はどのようになっているかお知らせください。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） それではお答えします。

本市において、どのような補聴器購入の助成制度があるのかというお尋ねかと思えます。本市で2つのメニューがございまして、1つは、障害者総合支援法による補装具費の支給制度とといったもの、あとそれと、宮城県の市町村振興総合補助金を活用しました難聴児の補聴器購入費助成制度という2つを実施しているところでございます。

それぞれの制度の内容をお知らせしたいと思うんですけれども、まず、補装具費の支給制度、こちらは聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持しているか、障害者総合支援法施行令で定める難病等で、判定等により補装具費の支給が必要な障害状況と認められた場合、厚生労働省が定める基準に基づきまして購入費の助成が受けられるというものになります。具体的な聴力レベルが70デシベル以上の方という方に、1割の自己負担で済むような助成制度をしているというのが一つになります。

あと、もう一つは、難聴児の補聴器の購入費助成事業というものがございまして、こちらは、身体障害者手帳の交付対象とはならない軽度、中度の18歳未満の難聴のお子様を対象としまして、補装具費に準じました基準で購入費の助成が受けられるものになっております。具体には、こちらは聴力レベルが30デシベル以上になります。3分の1の自己負担で購入できるような助成制度を2つほど運用しているところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。今の説明によれば、塩竈市では身体障害者手帳を持っていない18歳未満の方はありますが、18歳以上の軽い、軽度、中等度への対応はないという状況になると思います。

それで、全国的に見ますと、軽度、中等度の購入費助成の事業は、昨年12月定例会で補聴器購入の問題について質問しましたが、このときは50くらいの自治体が行っていました。その後、速いスピードで広がっており、10月現在では110以上の自治体がこの中度、軽度の方への補聴器の助成制度を行っています。

資料を見ますと、対象は聴力検査または医師の判断で判定されています。65歳以上の対象が多い中でも、18歳以上対応の自治体もありました。また、金額は2万円から5万円が多かったです。非課税世帯は5万円の自治体もありました。数日前のNHKの番組で、耳鼻科の医師から、加齢性難聴者は軽度でも補聴器の購入補助を行っている自治体があるから、町に

聞いてみたらという紹介がされました。宮城県では、富谷市が5月より申請が始まりました。県で初めての取組です。購入費用の上限は2万円だそうです。加齢性難聴者は、高齢化が進む中で増え続けています。聞きにくくなれば日常生活が不便になり、外出がおっくうになります。鬱や認知症の原因になると考えられています。厚生労働省が作成している認知症施策推進総合戦略オレンジプランでも、難聴は認知症の危険因子の一つと言っています。昨年12月の定例会では、今後について情報収集をしながら助成の必要性に関し検討していきたいとの答弁でした。34%の高齢者が住む塩竈市として、この事業を求められていると思いますが、実施についてはいかがでしょう。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） それではお答えします。

ご質問にございましたとおり、本件については、昨年12月一般質問を頂戴いたしまして、その後、私どもも障がい者の担当、あるいは高齢福祉の担当と庁内でいろいろと協議を深めさせていただいているところですが、現在のところは、例えば高齢者といったような、対象を限定したような助成制度の実施にはまだ至っていないという状況でございます。

あと、なお、議員からもご紹介ありましたとおり、こういった助成事業を行っている例がやはり増えてきてございます。ただ、やはりご高齢になると聴力が落ちるとというのは、これは仕方ないことではありますけれども、例えば一定程度お医者様の診断をいただいて、どうしてもつけることが必要といった場合は認めるとか、あるいは65歳以上で1回限り2万円といったような、いろいろな補助制度があるようでございます。私ども、そういった内容も、既に調査、研究しているというところがございますので、今後ちょっと継続して勉強しながら対応を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。引き続きご検討よろしく願い申し上げます。

次に、公共施設における難聴者への対応について伺います。

市役所や壺番館など、公共施設での難聴者に対する支援ですけれども、昨年12月定例会以降進んだ点はありますか。また、避難所における支援はどうでしょうか。お聞かせください。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

こちら、以前お答えしたとおり、まず難聴の方が一番お見えになる機会は、私ども壱番館の障がいの方の担当でございますので、こちらには、コミュニケーションという、スピーカーとマイクを使った、これはたしか新型コロナ交付金で拡充したものだと思っておりますけれども、こちらを配備して対話の支援を行っているというものです。あと、そのほかの窓口には、耳マークも設置しまして、必要な場合には筆談や大きな声、こういったもので対応するというように心得ているところでございます。

あと、なお避難所につきましては、コミュニケーションボードという、イラストを指し示すようなものがございます。これは窓口にも配置しておるんですけども、災害時にも必要になるだろうということで、避難所のほうに配備を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。このコミュニケーションというのは、今新型コロナで相手の方と幕というか、垂れ下がっていますよね、感染しないように、あれがあるとなかなか聞こえづらい状況なので、あれは本当にいい設備だと思います。

それから、ヒアリンググループ、昨年12月定例会でお話ししたときはあまり利用されていないというお話でしたが、現在はどうか。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） ヒアリンググループ、こちらも新型コロナ交付金の関係でそろえさせていただいたものだと思います。ヒアリンググループというのは、補聴器をお使いの方の聞き取りをさらによくする電磁コイルのようなものなのですが、そういったもの、例えば、聴覚障害がある方たちのサロン事業など、そういうところにはどこにでも持っていけるものですから、その会場のほうに持って行って使わせていただくということをやっております。また、まだちょっと実施までは至っていないんですが、今後、ご要望いただければ貸出しができるような取扱いをしていきたいなというところで、今準備を中で調整をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 市としての難聴者への対応は本当に充実してきたと感じます。ほかに何か検討されている支援はありますか。例えば、前、県聴覚障害者福祉会の手話通訳の派遣

等を聞いたことがあるんですが、今はどうですか。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 手話の通訳とかの派遣なんですけれども、例えば聴覚に障がいのある方が何かの手续に行くとか、しなくてはいけないとか、そういう場合、我々のほうにお申出いただければ、そういった委託契約を既に済ませていますので、手話通訳者を同行派遣できるような取組もしております。また、会議とかシンポジウムとか、そういったものがあれば、手話通訳以外にも要約筆記というので、しゃべっている内容をメモ書きをしていって、それをプロジェクターで大きく映していくような、そういった方たちも派遣できるような体制を整えておりますので、ぜひそういった何かイベント、行事等ありましたら、我々のほうまでお声がけいただければ、そういった対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。そういう事業があるのを、さらに広めていただきたいと思います。ほかに、聴覚障がいの方、またはご家族が地域で安心して暮らすための支援はどんなものがあるでしょうか。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） それ以外でも、例えば、消防署のほうでやっているものなんです、ネット119番という、こちら塩釜地区消防事務組合のほうでやっている登録制の緊急の情報伝達などというものも実はご紹介をさせていただいております。もちろんそれ以外に聴覚障がい者の方たちが意見交換できるような県の事業のほうなんです、みみサポサロンというのを定期的開催させていただいて、我々もそれに参加させていただいて、いろいろ実際に耳が不自由な皆さんの生の声を聞かせていただきながら今後どういった市として支援とか、そういうことを考えていけばいいかという参考にさせていただいているところです。

以上です。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 市の方もその都度参加ということでは、本当に理解が深まるかと思えますし、また同じ病気を持っているご本人や家族の方が交流できる本当に貴重な場と考えますので、どうぞ引き続きよろしくお願いたします。60歳前半は5人から10人に1人、60歳

後半は3人に1人、75歳以上は7割以上が難聴になると言われています。市としても、このような状況を感じていることはありますか。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） やはり、自分の親もそうなんです、やはり年を取るごとに会話をするとき大きな声でしゃべるとか、そういうことが必要になってきたなと思います。本来であれば、マスクがなければ口の動きでもある程度コミュニケーションが取れるのかと思うんですが、今、マスクをすることによって声も小さくなるし、口の動きも見えない、表情も分からないというところで、なかなかコミュニケーションが取りにくい状況が発生しているのかなと感じております。今後高齢化、加齢に伴う身体機能の低下という部分にどこまで行政としてお手伝いをしていけるのかというところについては、かなり高度な問題になってくるんだと考えております。関係課であるとか、そういったお困りの方たちのお話も伺いながら、この先じっくりと考えて、しっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） なかなか大変ということではありましたが、どうぞ寄り添って対応お願いしたいと思います。

では、最後にしおナビ、Newしおナビ100円バスの運行について伺います。この事業、そもそも車を運転しない方、できない方、高齢となり免許を返納した方、またなかなか家計的に大変だという方に対して、市民の生活を守るために始まった事業と聞いています。足が確保できれば買物をしたり、また友人との交流ができ、元気に過ごせる機会を持てます。また、高齢になれば通院する機会も増え、バスは不可欠な事業となっています。

初めに、各事業の経過、また現状はどうなっているかお知らせください。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） しおナビ、Newしおナビ100円バスの運行につきましてご質問いただきました。

まず、運行開始の経過についてでございますが、本市では公共施設の利用促進、商店街の活性化等のため、株式会社ミヤコーバスが運行いたします市内循環バスに補助を行うという形で平成16年12月にしおナビ100円バスの運行を開始してございます。その後、仲卸市場や港町地

区へと路線を拡大したところでございますが、その一方で、北部、東部、西部地区など、空白地区へのバスの乗り入れの要望が近く課題となっております。そのような中、平成18年10月に道路運送法が改正されまして、コミュニティーバスなど地域実情に合った旅客運送が可能となりましたことから、本塩釜駅と100円バスの空白地区を結ぶ新たな交通手段として平成22年2月からNewしおナビ100円バスの運行を開始したところでございます。

現状ということで、利用者数についてご紹介させていただきます。令和3年度におきます年間の乗車人員は、しおナビ100円バスが約25万3,000人、Newしおナビ100円バスが約7万8,000人ということでございまして、これをコロナ禍前の令和元年度と比較いたしますと、しおナビ100円バスで約6万2,000人の減、Newしおナビ100円バスでは約1万3,500人ほどの減ということで、今も利用者数がちょっと戻ってきてはいないという状況にございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。でも、この100円バス定額で乗れるバスはいろいろな自治体で行われています。隣の利府町でも100円バスを運行しており、塩竈市でもありますが、半額にするという、手帳をお持ちの方とか、そういう対応はありますが、利府町では、70歳以上の方、また障がい者に向けては無料としているそうです。採算を考えるのではなくて、どうすれば利用者を増やせるかと話されていました。今後に向けた市の考え方について伺います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） バス事業の今後についてということでお答えをさせていただきます。

しおナビ、Newしおナビ100円バス、共に高齢化率の高い本市においては、今おっしゃっていただいたように、高齢者の皆様のお出かけの際の欠かせない交通手段であると認識をしております。今後もバス事業を継続してまいりたいという思いは持っているところでございます。しかしながら、先ほどご紹介しましたように、利用者数が減少する一方で燃油価格の高騰等によりまして運行経費が増加をしていると。そのため、市の財政負担が年々増加しているという状況にもございます。そのことから、一律100円での運賃による事業継続、これは大変厳しい状況になっているということも事実であります。私どもとしましては、したがって、今後も事業を続けるためにも、運賃の見直しを含めまして、しおナビ、Newしおナビ100円バスの運行の在り方について検討を進めなければならないと考えてございますので、よろしくお願

いたします。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 新型コロナの影響で乗客の方が少なくなったという現実には確かにあるとは思いますが、求められている事業だと思います。最近、100円バスを利用されている大日向や母子沢地域の方々にアンケート調査を行ってみました。バスを利用するときの目的地は病院、お店、市役所や駅が続きました。帰りはまた100円バスを利用したり、買物で荷物が重くなるのでタクシーを利用する方もいました。年金だけで生活される方にとってタクシー料金は厳しいものがあります。遠方ならなおさらのことです。土日の増便、せめて土曜日だけでもと希望もありました。土曜日の受診や子供たちのお出かけが理由でした。また、近くのお店がどんどん減って、食べ物や日用品などの購入が気楽にできなくなり、とても困っているという声も多くありました。

この発言に当たり、バスに乗ってみました。坂道や狭い道が多く、子供の通学時間に当たれば、さらに慎重な運転が求められていました。また、アンケートの要求項目にありましたバス停の椅子の設置ですけれども、地元の方が作ったと思われる木製の椅子が3か所ぐらいのところに置かれていました。腰かけるのもいいんですが、大きな店から買物して帰る方が時間によってはとても多くて、買ったものをちょっとそこの椅子に置くとか、本当に椅子は、とてもありがたいということでした。

市民の足を守るために、生活、健康を守るためにも、安心して出かけられるバスの運行は欠かせません。市として改めて、全市的に調査をして市民の意見、要望も聞きながら、100円バスを利用する市民が増えるよう検討していただきたいのです。いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 先ほども申しましたように、このバス事業そのものというのは非常に大事だと思っております。これは、今後も続けていきたいというところは事実でございます。やはり、コロナ禍ということもあるのかもしれませんが、利用をどうやって拡大するかというところが、我々もPR等にまず努めていくというのが一番最初かと思っております。乗ってくださる方がやっぱり増えれば、経費も、市からの持ち出しも少なくなる、抑えられるということになりますので、そういったところをまず取組をさせていただきたいと考えているところでございます。路線としては、やはりこういうものというのは許可が必要なものでございますので、こういったところは、今いただきましたアンケート等も行っながら、どのよう

な需要があるか、こういったところをまず検討してみたいと考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。本当に実際皆さんも乗られたと思いますけれども、本当に大変な道の中、このバスの運行は貴重なものです。どうぞ市民の皆さんが気軽に出かけられるようなバス運行を引き続き充実するようによろしく願いいたしまして、終わりにいたします。

○議長（阿部かほる） 以上で、辻畑めぐみ議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時55分といたします。

午後2時43分 休憩

午後2時55分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男）（登壇） 令和4年12月定例会におきまして、公明党を代表して質問させていただきます。小野幸男でございます。

私の質問は、教育行政、子育て支援、サニタリーボックスの設置についての大綱3点についてお伺いをいたします。佐藤市長はじめ、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、教育行政として、学校に登校できない子供たちへの支援についてお伺いいたします。

文部科学省の2021年度調査では、不登校の児童生徒数は24万人超と、過去最多で、増加は9年連続と公表されております。学校へ通えなくなる理由は多岐にわたりますが、無気力と不安が半数を占めています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が繰り返される中で、学校活動が制限されたことによる登校意欲の低下なども要因の一つとされております。2017年12月に、フリースクールや夜間中学など、多様な学びの場づくりを進める教育機会確保法が制定され、不登校の児童生徒の休養の必要性を認め、学校以外での学習を国や自治体が支援すると明記しております。

そこで、子供たちの学ぶ機会の確保と、充実の観点から、本市の学校に通うことのできない

児童生徒への関わり方についてお伺いをいたします。

以降の質問は自席で行いますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 4番小野幸男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

教育行政についての質問といたしまして、学校に登校できない子供たちへの支援についてお答えを申し上げます。

長引く新型コロナウイルス感染症の拡大により、子供たちや保護者の皆様の生活環境及び生活様式が大きく変化をしております。このようなコロナ禍による環境変化は、子供たちの心に大きな影響を及ぼしており、学校に登校することができない児童生徒が全国的に増えている大きな要因の一つであると言われております。このような環境に置かれている子供たちのために、本市では、安心できる居場所づくり等、多様な学習活動の支援に力を入れるとともに、学校以外でも相談できる体制を整え、子供たちの心のケアに努めております。

今後も、学校や様々な関係機関が一つのチームとなって、子供たち一人一人に寄り添いながら丁寧に関わってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） はい、分かりました。今どのような取組をしているかという、そういった部分の答弁だけだったんですけれども、どうなんでしょうか、今、不登校の部分では、低学年も増加傾向であるということなんです、塩竈市の不登校、学校に登校できない児童生徒の人数的な、そういった具体的な状況をお話いただければと思います。よろしくお願いをいたします。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 小野議員のほうから、2021年文部科学省発表不登校の数は24万人を超え、過去最高となったということでお話がありました。おっしゃるとおり、2021年文部科学省の発表では、不登校の数が24万4,940人と、過去最高となりました。

宮城県も、本市も、前年度より増えております。比べやすいように出現率で申し上げますと、全国は、小学校で令和2年度の1%から1.3%、中学校で令和2年度の4.9%から5%となりました。これに対しまして、宮城県では、小学校で令和2年度の1.05%から1.46%、中学校で令和2年度の4.61%から6.01%となり、全国に比べて若干高い数値になりました。そして、塩竈

市も、小学校で令和2年度の0.73%から1.6%、中学校で令和2年度の2.91%から6.4%と、県と大体同じような数値で増えているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。人数的には公表できない部分もあるのか分かりませんが、何人ぐらいいるのかということも、もしお話しできるのであればちょっとお話しいただきたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 昨年度、令和3年度は小学校が38名、中学校が77名、合計で115名となりました。前年度に比べてかなり増えまして、前年度は小学校が17名、中学校が35名、合計52名でしたので、増えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。文部科学省の発表で、前年度よりも25%増加したということで、来年度以降も増えるのではないかとということで心配をされている状況もでございます。

それで、不登校の要因としては、様々な理由があるということで思っているわけですが、その中で、学校の雰囲気が合わない、または、学校の生活になじめないという、こういったところも多くあると聞いておるところであります。それで、そういったところに対して、本市の支援の取組はどうなんでしょうかと思っております。本市では、幼稚園とか保育園から小学校に上がる、そういった生活スタイルの変化に、対応としては、幼保連携、幼保小ですか、連携という部分、強化に取り組んでいると思います。また、学校不適應等の対応としては、塩釜市教育支援センターで行っているコラソンということで行う。こういったものがあると思いますけれども、そういった状況、取組などを含めて、そういった支援についてお話しをお伺いしたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 学校に登校できない子供に対する支援ですが、本市では、安心できる居場所づくりというものに力を入れております。また、子供たち一人一人の個性、そして教育的ニーズに合わせた学習支援の確保に努めているところです。

具体的には、先ほど議員がおっしゃったように、幼保小連携、これをとても大切にしております。

ます。本市では、就学前から幼稚園、保育所と小学校で情報を共有いたしまして、訪問を重ねて小学校教員が就学前から配慮を要する子供の特性を把握することで、小学校への円滑な接続ができるようにしております。具体的には、連絡会議など定期的な開催、特別支援教育スーパーバイザーによる幼保小巡回訪問、幼保小相互の保育、授業参観などです。また、要請に応じて、発達障害を含む特別な教育的ニーズのある子供たちを専門的な立場から支援を行っております。さらに、就学时健診の際に、ひらがな、数字できるかな50音表など配付するなどして、入学前から学習習慣、基本的な生活習慣を身につけられるよう促しております。

また、先ほどコラソンのお話がございましたが、コラソン、現在1日当たり十数名前後の利用者数となっております。今後につきましても、心の問題により学校生活に困難がある児童生徒の居場所づくりを行うとともに、一人一人に寄り添った個別的な支援を行うことにより、学習意欲、自立心、社会性を育てて、社会的自立を目指すことを目的として活動してまいります。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。コラソンですけれども、ほかの自治体のこういった学校不
適応等のところによると、小中学校が一緒だということで、勉強課題等も全然違うわけなので、
そのところ、やっぱりうまく小学校、中学校区別というか、分けられないという、教室もそんな
に部屋があるわけじゃないということでありまして、そういったところを心配している保護
者の方もいらっしゃるわけですけれども、塩竈市といたしましては、そういったところをどう
いった工夫をして、勉強課題等に取り組まれているのか、その点お聞きをしたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） コラソンの場所は、一つの広いスペースとな
っておりまして、大きなテーブル、そして隅に机ということで、そこで小学生も中学生も一緒
に学習することになりますので、隅の学習スペースには中学生、または、全体で行う小学生も
中学生も一緒に行うことで、異年齢集団の中で学べることもありますし、学び合いもできます
ので、限られた空間の中で工夫をしながら学習をしているところです。また、その教室だけ
でなくて、体験的な活動もさせたいということで、乗り物に怖くて乗れなかったお子さんです
とか、浦戸まで船で行くこととか、バスで校外学習することとか、だんだん楽しみに喜んで
いけるようになりまして、部屋の中で行う学習と体験的な学習といろいろと工夫をしておる
ところです。お一人お一人、その日の健康状態、そして精神状態、また能力もそれぞれですので、

それぞれのお子さんに合った指導を心がけているところです。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。ある、そういった空間を利用して、工夫して取り組まれているという、そういった捉え方をいたしました。それで、今フリースクールということで、結構広がっていると思うんですが、塩竈市の子供さん、または親御さんで、このフリースクールを考えている、そういった学校に来られない子供たちがいるのか、それとも、既にフリースクールを利用されている方がいるのか、その辺の状況をちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 現在、仙台市にございます通信制の学校を利用されているお子さんが1名、そしてフリースクールを利用されているお子さんが1名おります。状況としては以上となっております。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。少なからずいるということで、それで、コラソンとそういったところは無料で利用できるということあるんですが、このフリースクールの場合だと、全国的に見ますと年間で40万円ぐらい、月にすると3万3,000円、4,000円と、その辺と聞いているんですけども、その辺で不公平感といったらちょっとあれですけども、そういったところに助成が必要ではないかと、そういったフリースクールに対して、そういう声もあるわけですけども、本市の考えとしてはどう考えているのかお聞きをしたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） フリースクールに通う児童生徒、保護者への助成につきましては、国の動向を注視して、県教育委員会と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。国のほうでもここの助成に対しては動きがありますので、そういったものを注視しながら本市でもそのときの状況は取り入れていくということだと思っておりますが、この辺もやっぱり負担が大きいということで、少しでも軽減できるような、そういう取組も必要ではないかと思っておりますので、その点よろしくお聞きしたいと思います。

それで、また別な、一方では、このフリースペースなどにつながっていない、学校に登校できない子供たちがいると思いますが、この点では、このような子供、または親の孤立を防いでいく支援はどうかかなと思っております。それで、民間団体も今結構立ち上げられてきていますので、そういったところとの連携を含めて、孤独を防ぐ支援というか、そういったところをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 民間団体との連携はとても大切だと考えております。ただ、学校に行くことができない児童生徒のためのコラソンを市で行っております。このコラソンと学校とつなぎながら、また、学校には行けるけれども教室に入れない子供たちのために、学校の中でホットルーム、サポートルームですね、そちらを設置したり、第三中学校にはホットルームという学び支援教室を設置しております。こういったいろいろな場を設けて、学校には来られるけれども教室には入れない、学校に来られないけれどもコラソンには行ける、また、民間の施設を利用するというようなお子さん、保護者を支えながら、学校に行けるようになる、または社会的自立を促せるようにというふうに支援しているところでございます。

また、保護者への支援ですが、スクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーなど専門の方がおりますので、そちらと相談体制を整えております。同じ悩みを持つ親同士が話し合えるような場を設けるということも大切だと考えておりますので、そういった場も検討してまいりたいと考えております。一人一人子供たちの個性も違いますし、教育的ニーズに合わせた学習支援が必要になると思いますので、その辺りを丁寧に今後も福祉機関、医療機関、関係機関との連携を図りながら、児童生徒、いずれも孤立させない支援を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。それで、先ほど教育長とも、ちょっと立ち話ではございましたけれども、こういった民間団体等と行政、そういったところの不登校協議会のお話合いとかというのはどういうふうに考えているのか。現時点でも取り組まれているのか、その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

○副議長（山本 進） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 民間のフリースクール等との連携に関しましては、まず、仙台市内にあるフリースクールの2校から先生来てもらって、こっちの教員対象に研修会を開いております。あとは、市教育委員会の指導主事が、そのフリースクールを訪問して、市で決めたガイドラインに沿った施設なのかどうか、子供がそこに行って確実にカリキュラムにのっとって学習できる環境なのかというところを、指導主事が訪問してその辺を連携取っているというところがございます。ただ、それは去年、今年全般の話でありまして、今後やはりフリースクールがどんどん、どんどん出てきておりますし、そことの連携というのはもっとも必要になってくるのかなと考えております。県教育委員会と、あと仙台市教育委員会ともその辺連携しながらいろいろ連絡取り合いながら、もっともつとフリースクールとの連絡とか結びつきを強化していくことも、我々市教育委員会として必要なのかなと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。もう一点、そういった民間の居場所、そういったところに公的支援も必要ではないかといった声なども聴いているんですが、その点はどうかお考えでしょうか。

○副議長（山本 進） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） その辺の支援に関しても、保護者になのか、そのフリースクールになのかというのを、単独の、我々市教育委員会だけの課題ではないかなと思いますので、県教育委員会とかと連携しながら、その辺どのような形が効果的なのかというのいろいろな相談して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。民間で立ち上げているところもいろいろな支援も必要ですし、行政との連携強化、そういったところも必要だという声も聞こえてまいりますので、そういったところも今後強力に進めていただければと思っております。

それで、今、タブレットを使った学習が進められておりますけれども、様々、ハイブリッド授業だったりオンライン授業だったりというものもございます。また、本市では、令和4年度からAIドリルを導入されていますし、学校に通えない生徒児童への対応として、こういったものを使った対応の支援というのは、どういう方向での考え方なのか、この点ちょっとお聞き

をしておきたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 登校できない子供たちに対するタブレット等を使ってという、ICTの活用についてですが、活用方法といたしましては、自宅やサポートルームで授業を見ながら学習をするですとか、AI型ドリルを活用して自分でどんどん学習を進める、これは小学校1年生から中学校3年生まで行ったり来たりで復習をしたり、また次に進んだり繰り返すことができますので、とても有効に活用しているところでございます。また、専門のアプリを活用して課題を提出する、これは教員と児童生徒双方でやり取りをして、学習を実践しておるところです。また、授業を一緒に見るだけではなくて、もちろん本人の希望に寄り添ってなんです、教師に実際質問ができたり、また、教室にいる友達と意見交換をしたり、グループ活動もできるようになっております。様々な方法を本人のペースを第一に考えて、本人や保護者の気持ちを尊重した上でこちらのICTの活用を考えていきたいと思っています。とても可能性が広がるものだと考えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。オンラインを活用してというのも、結構重要なところでありまして、こういったものに対する参加の推進というか、そういったところを増やすことも一つの対策といったところもあると言われておりますので、塩竈市も結構いろいろな取組をして、選択肢も多いのかなという、今話を聞いて思っているわけですが、本当に選択肢を増やしても、そこに対して登校できない子供がいかに関われるかということも非常に大事だと思いますので、ちょっとその辺も考えていただいて、今後よろしくお願ひしたいなと思っております。

それで、名古屋市の中学校での取組をちょっと聞いたんですが、学校内での居場所づくりということで、先ほども答弁はあったと思いますけれども、登校できるも教室には入っていけないとか、一時的に教室を離れたりとすると、そういった子のために、学校内に部屋を設けている取組んでいったと。そうしたら効果が結構あって、学校にちゃんと通って普通教室にも行けるようになる子供なども増えて、効果で手応えを感じているという、そういった声も聞かれているわけですが、本市ではそういったところを、先ほども第三中学校とかと言っていましたけれども、具体的にお話を聞きたいのと、そういったところをやっぱり増やしていく、

そういう方向性なのか、その取組についてお話を聞かせてください。

○副議長（山本 進） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 本市においては、サポートルームを各小中学校につくって、もう五、六年たちます。そこには、市費で支援員を配置して、教室に入れない子供の支援に当たっているところがございますけれども、今小野議員がおっしゃったように、第三中学校のほうには今年からサポートルームじゃなくて、学び支援教室、ホットルームというのを設置しました。それは、そこには県費負担教職員、教職員定数、一つ枠を加配で増やしてもらって、教員免許を持った県費負担の教員を県教育委員会から配置してもらって、一部屋学び支援教室をつくってもらっているところがございます。ということで、来年度、再来年度に向けても、今後そういう教室を各中学校、小学校のほうにも増やしていきたいという思いで県教育委員会とは今後やり取り進めていきたいと思っておりますけれども、どうしても加配教員なので、県全体の枠が決まっているんでなかなか難しいところもあるかもしれませんが、そこは積極的に県教育委員会とやり取りしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） ちょっと最後に聞きたいんですけども、学校に通えない生徒のうち、このフリースペース、こういったものにつながらない子供たちというのはどれくらいの割合でいるのでしょうか。教えていただきたいと思っております。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） つなげるようにするために学校の担任中心に積極的に電話連絡をしたり家庭訪問をしたりしているところです。また、こういったところが学ぶ場があることを情報伝えているところです。数のほうはちょっと把握しておりませんので、後ほどお伝えしたいと思います。すみません。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 数は要りませんけれども、この間ちょっとお聞きにいったところでは、大体8割の方は何らかの支援につながっているんだと。2割の方が全くというか、家庭の問題とかいろいろな状況があつてつながっていないんだということでお聞きしまして、それで塩竈市では本当に先進的な取組というか、そういった取組をして、8割もつながっているってすごい

なという、私はちょっと感じたわけですがけれども、私の感覚では、子供の気持ちをしっかりと受け止めていただいて、子供たちの訴えというか選択というか、そういったものに応える行動を取っていただいて進めてもらっているのかなということ、本当に感謝をした部分がございますので、現場の先生たちも大変苦勞していると思うんですけども、今後も子供たち一人一人に寄り添った対応を務めていただいて、誰一人取り残さないで、一人でも多く、こういった支援につながってもらえるように、そういったことを取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に行かせていただきます。

それで、次は子育て支援ということで、今後の子育て支援策についてということでちょっとお話を聞いていきたいと思っております。

それで、少子化が進行する中におきまして、子供の幸せと安心な子育ての支援策を強化することがますます重要になってきているということで、そんな中で、妊娠期から出産・子育て期にわたる一貫した切れ目のない子育て支援の充実が求められているところであります。それで、子供、そして若者世代に対する未来の投資は、人口減少を食い止めると同時に社会保障の担い手を増やすことにつながると認識をしています。その考えから、今後の支援策について何点かお聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。

それで、初めに、本市の妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援に取り組む基本的な考え方についてお話を伺いたします。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お尋ねの、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援についてですが、まず、妊婦さんとのファーストタッチ、こちらが妊娠の届出ということになりますので、私どもの子育て世代包括支援センター、にこサポですね、こちらでの助産師、あるいは保健師の個別面談、こちらを皮切りに伴走型の相談支援というものを開始しているところでございます。こちらの初回面談では、子育てガイド、本市ではマタニティーマイプランと呼んでおるんですけども、こちらを保健師と妊婦さん一緒に確認しながら、出産までの見通しを立てて、妊娠から産後まで必要となるサービスについて、保健師などの専門職が寄り添って一緒に考えるという取組に、次につながるということになります。その後は、妊娠中から産後、子育て期まで、専門職による家庭訪問を継続するとともに、例えば、パパ、ママになる準備のための両親学級、あとそれに育児相談会なども開催して、そちらに積極的な参加を促すと、こういった取組の中で切れ目のない相談支援を行ってまいりたいと思っております。

す。また、併せまして、出産おおむね2か月から8か月ぐらいの親御さんが参加できる事業を、これを毎月開催しまして、居場所づくり、あるいは仲間づくりといったものを支援しながら、孤立防止というんでしょうか、そういったものにも役立ててまいるよう努力していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。今、この伴走型相談支援ということで、非常にこの点に焦点が当たって、国のほうでも取組を開始しているところだと思います。それで、今後、もうじきだと思いますけれども、先行の取組として、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行うための子育て応援交付金事業というものがございますけれども、これは何も答弁等は求めませんけれども、こういったものも開始されてきます。それで、来年、これは一回きりじゃなくて、とにかく来年以降も継続して実施していくという方針みたいですので、この辺制度設計、やっぱりそういったものもしっかりと整理をしていただきながら取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。この点ちょっとお願ひしておきたいと思っています。

それで、具体的に支援策の充実という、そういった部分についてお聞きをしていきたいと思いますが、初めに、児童虐待対策や子育て世帯の支援拡充を盛り込んだ改正児童福祉法などが成立をしております。今年の6月だと思いましたが、その中で、子供家庭センターの設置ということが予定されていますが、センター機能と事業内容についてどのようなものかを考えられているのかお伺ひをしたいと思います。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） ではお答えします。

子供家庭センターの機能と事業内容、どういったものを考えているのかというお尋ねでございました。本市においても、先ほどご紹介ありました改正児童福祉法等に基づきまして、令和6年度から子供家庭センターを設置する予定で今取り組んでいるところでございます。こちらの子供家庭センターは、妊産婦や乳幼児の保護者の相談に応じる子育て世代包括支援センター、これ母子保健法になりますが、こちらと虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する子供家庭総合支援拠点、こちらは児童福祉法に基づき、今壺番館1階に設置しておりますが、こちらの機能を一体化するものになりまして、全ての妊産婦、子供、保護者を対象として情報共有や連携を密に図りまして、それぞれのニーズに応じた包括的な支援を展開していくと、こういっ

たものが期待されているものになります。

本市においては、これまで家庭相談係、あるいは親子保健係、それに子育て支援センター、これがそれぞれ対応してきた児童福祉、母子保健に係る支援というものがございますが、6年度からはこれを子供家庭センターとして一体的に提供できる体制を整えながら、ここを拠点と位置づけながら、妊娠期から出産後の育児期まで、こちらの伴走型の相談支援、それに先ほど申し上げました両親学級や、あるいは産前産後ケアと、こういった事業などの切れ目のない支援に取り組んでいくというふうに現在のところ考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。令和6年度からということでありました。それで、今度、この児童福祉法、そして今の母子健康法ですか、そういったものが一体になって、今度やっていくということで、やっぱり運用面での心配等ありまして、そういったところで混乱を来さないような体制整備を、ちょっとこの点ではお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、妊娠期から出産、子育てというところ、本市でも結構、かなりの取組、そういった名の下での事業で取り組んでいると思ひますけれども、その中でも、妊娠期の計画の有無にかかわらず、早い段階からの妊娠、そして出産の知識を持っていくと。また、自分の体への健康意識を高める、そういったことをプレコンセプションケアと言われておるわけですがけれども、本市の取組推進と、今後の考えについてお伺ひしておきたいと思ひます。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） ではお答えします。

お尋ねありましたプレコンセプションケア、これ、まず本市の現在の取組についてお答えしたいと思ひますが、本市では、中学の3年生を対象としました命の尊さや生理について学ぶ機会、そして自分の存在や自分自身の将来を考える思春期保健講座というものを実施しております。

具体的には、まず一つは、産婦人科の先生に、性等に対する講演をいただくというのが一つと、あとは、赤ちゃん和妈妈、妊婦さんや子育てパパと触れ合う体験の、この2本立てで行うという事業になってございます。残念ながら、昨今はコロナ禍によりまして、触れ合い体験、これを赤ちゃん和妈妈の動画視聴、あるいは助産師さんの講話というふうに切り替えておりま

すけれども、これを14年連続で今継続して行っているというのが現在の取組になります。本市としましては、今後とも多感な時期の多様な価値観を尊重しまして、LGBTQや、あるいは結婚、妊娠、出産、これを前提としない、こういった配慮を行いながら、中学校との連携支援体制を整えたプレコンセプションケア、こちらを継続して展開していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。ありがとうございます。この早い段階からの知識、または健康意識、こういったことも高めていくというのも、今後の自分たちのところで大切な取組なのかなと思いますので、今後とも継続して進めていただくようお願いをしておきたいと思えます。

それで、不妊治療と不育治療ということに対しても、これまで施策を推し進めてまいりましたけれども、そういった中で、同じような立場、そして悩みを抱えた人同士で支え合うことを目的としているピアカウンセリング、こういったピアカウンセリング等を行う考えについて本市の取組と考えをお聞きしたいと思えます。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えいたします。

不妊症、不育症への支援といたしましては、例えば、不妊治療費の一部助成等本市で行ってございますし、あるいは保健師等がそういった様々なつらい思い等も丁寧に拝聴しながら、プライバシーに配慮した対応も行っております。また、場合によっては、専門相談であります県の不妊・不育専門センターというのがありますので、そちらもご紹介するという取組を行っているところでございます。

お尋ねありましたピアカウンセリングですね、こちらは、悩んでいる方同士が一緒にお話し合うという機会だと思うんですけれども、例えば、話せる相手がきちんといるのかどうか、あるいは、こういったタイミングでそれを行うべきなのかといったような、それが個人個人で多分、様々な考えがあろうかと思えますので、いわば非常にナーバスな問題も内在しているものと私どもは認識しているところでございますので、これにつきましても、今後、ニーズなども把握しながら実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。同じ立場で悩みを抱えている方が一緒になって話しすると、私だけではないんだということで頑張っていこうという、そういったいろいろな気持ちにもなって勇気づけられる点も多いと思いますので、このピアカウンセリング体制、こういったものの充実、大事な点だと思っております。どうか、ぜひ取り組んでいただいで進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それで、今小さく生まれた赤ちゃんと保護者の健康のために、リトルハンドブックを作成して配付する自治体が増えていると聞いております。この点、本市においても作成して進めるべきと考えているわけですが、その取組について考えをお伺ひいたします。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えいたします。

今ご質問の中にございましたリトルベビーハンドブックですね、こちらは、小さく生まれた赤ちゃんに配慮した修正成長や必要なサポートを記録していく形になっておりまして、いわば母子手帳を補完していくサブブックであるというふうに私どもも考えているところでございませう。

このリトルベビーハンドブックにつきましては、実は、今年度宮城県で作成予定ということでございまして、医療機関等を通じて希望するご家族に配付されると伺ってございませう。ですので、本市でも赤ちゃんの成長の確認、あと不安な思いを抱いておりますご家族の支援として、新生児の訪問や健診、相談の際に、こちらの県が作成するものを活用していきたいと考えているところでございませう。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。小さく生まれた赤ちゃんと保護者の健康のためということで、母子手帳だけでは、やっぱり小さく生まれると記録が難しいということで、ぜひこういったものを作成していただきたいということであるわけですけれども、今の答弁では、県が作成する予定になっているそうで、それを使って進めるというお話がございませうけれども、県のできたやつをちょっと精査していただいで、より温かみのあるというか、そういった塩竈版のリトルベビーハンドブックという、そういったものをちょっと作成も考えていただきたいと思ひますけれども、その点いかがでしょうか、お伺ひします。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

確かに、県が広範囲に作成するというのは、あくまでも標準的な内容に、多分なろうかと思
いますので、例えば、実際に小さな赤ちゃんを養育してきたお母さまなどの意見をお伺いしな
がら、そういったワークショップ的な形で意見を取り入れてつくることなども併せて検討して
まいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。低出生体重児の成長を細かく記録できるように、そういっ
た取組をぜひ考えていただきながら進めていただきたいと思います。よろしく願いいたしま
す。

それで、ちょっとだけ幼児教育の保育の質と量に関して、質と量の拡充に対してちょっとお
話を聞かせていただきたいと思っております。本市での待機児童の解消と保育の質の向上を目的に、
本市では保育の方向性に基づく保育所の再編に取り組まれていると思っておりますけれども、今後充
実させていく保育メニュー等の考えについてお聞かせ願いたい。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） ではお答えします。

今後充実していく保育メニューの考えというお尋ねでした。今ご質問の中にありましたよう
に、本年の3月に策定しました塩竈市の保育事業の方向性、こちらにおきましては、民間事業
者と連携しながら多様なサービスを提供して、保育の充実を図るという方向性を示しておと
ころでございます。こちらの方向性に基づき、審査、選定の上、これから設置されます2つの
民間保育園、こちらは、一つは、自然の中での活動を大切に、生きる力を育む教育という
のをポリシーとしているところが一つでございます。あともう一つは、英会話プログラムによ
る異文化や多様性の理解力を育む保育といったような保育が予定されていることがありますの
で、特色ある保育サービスの提供によって保護者の皆様の選択肢をまず広げていこうという形
と、あと、それに一時預かり援助保育等の特別保育、あるいは病後児の保育といったものにつ
いても、民間と連携して充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、一方、他方、公立の役割というのも、これも重要になってまいりますので、公立保育
所としましては、公私立の連携、あるいは、保育の人材育成といったものにリーダーシップを

発揮しながら取り組みまして、市全体の保育の質の向上を図ると。あと、それに加えますと、民間事業者でなかなか受入れの難しい児童、こういった保育園の提供、あるいは養育困難家庭の支援、こういった、いわば保育のセーフティーネットと言われる部分の役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。それで、今ゼロ歳から2歳児は未就園児が全体の6割を占めていると言われてはいるんですが、一時預かり保育の利用実績も向上していない状況もございまして。それで、支援の充実という部分が課題となっているんですが、そこで、例えばですけれども、保育所の空き定員、そして幼稚園等を活用した専業主婦の家庭も定期的に利用できる保育といったものをモデル事業等により実施するなどの考えなどは持っていないのか、その点お聞きをしたいと思います。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

専業主婦家庭でも定期的に利用できる一時預かり的な保育、こちらを実施する考えはないのかというお尋ねかと思えます。まずは、今本市で待機児童が生じてございますので、私どもとしましては、現在のニーズに対応するため、まずは量の確保に向けた受皿の整備、こちらをまず頑張っていきたいと考えているところでございます。

一方、議員から提案のありました、そういった空き定員を利用した保育、こちらについても、確かに家庭の孤立を防ぎ、安心して子育てできる環境づくりの一つとして大切なことだろうとは認識しているところでございます。今般、国において、実はこういった保育所の空き定員等を活用して未就園児を定期的に預かるモデル事業、こちらを検討しておりまして、令和5年の予算の概算要求のほうには入っているようでございます。ですので、私どももこういった動向を調査して、あるいは注目しながら、本市の保育需要等、こちらを踏まえて必要な取組を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。定員は空いているけれども、果たしてそういった子供たちを見ていけるかという、そういった部分もあると思えますけれども、このゼロ歳から2歳児と

というのが、一番未就園児が多くて、やっぱりそういった子供さん、親御さんというのは、地域のつながりも薄くなってきている部分もあって、孤立することが課題ともなっているみたいであります。来年4月からはこども家庭庁ということで設置されることもありますけれども、そういった基本方針の中でも就学前の全ての子供の育ちの保障を担うという部分が強調されておりますので、今後保育の部分に焦点が当てられて進められてくるということが分かっているわけですので、本市でも前々の対策で何とかこういったところにも力を注げるような取組をお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最後の質問となりますけれども、サニタリーボックスの設置ということで、公共施設、男性トイレ、サニタリーボックスの設置ということでお聞きをしたいと思っております。

これは、前立腺がんや膀胱がん、こういったがんの手術後に頻尿や尿漏れが起きやすいこと、また、高齢になり排尿のコントロールが難しくなり、パッド等を使用する方が増えているということでもあります。しかし、公共施設など男性トイレの個室にはサニタリーボックスの設置が進んでいないということがありまして、その設置の推進が望まれているところであります。ぜひ、市庁舎等の公共施設へ男性トイレにサニタリーボックスの設置をしていくべきであると考えております。この点、本市の考えを伺いたいと思っております。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） それではお答えします。

ご質問にございましたとおり、高齢者のみならず、前立腺がん、あるいは膀胱がんのような疾病を持つ方、あるいはトランスジェンダーという方もいらっしゃると思いますが、そういった方々のために全国の自治体で男性用のサニタリーボックスを設置する動きが確かに増えてございます。本県におきましても、宮城県庁が8月から男性用トイレに設置したというニュースも届いております。本市におきましても、こういった潜在的なニーズ、これは存在しているだろうと考えるところでありますので、どなたでも安心して外出していただき、さらには災害時にも利用できるように、他自治体等の事例も参考にしながら、まずは公共施設、こういった男性用のトイレに設置できないかどうか、役所の庁内で検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 今検討というお話もありました。これはそんなに時間を要しないで設置が可能なのかなと思っているわけですが、その点、設置する際には周知も含めて、そうい

ったサニタリーボックスの設置の表示があれば親切なのかなと思いますけれども、その点、ちょっと最後にお聞きしたいと思います。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

今、私ども全国的に設置されているものの事例を調査しておりまして、確かに、どういう表示がいいのかといったものと、あとはボックスの大きさなんかも、大体10リットル以上のものもいいんじゃないとか、材質はこういうようなものというような形で、いろいろ事例が増えておりますので、そういったものを参考にしながら一定程度絞っていきなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（山本 進） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。それでは設置を進めていただくようお願いをしたいと思います。あとは公共施設設置から始まって、商業施設等にもぜひ働きかけていただきまして、安心して外出できるような、そういった設置の推進をお願いして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（山本 進） 以上で、小野幸男議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は、16時05分といたします。

午後3時52分 休憩

午後4時05分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜）（登壇） オール塩竈の会、阿部眞喜です。会派を代表し、一般質問をさせていただきます。12月に発言の機会をいただきました同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスが2020年から猛威を振るい、徐々にではありますけれども人流も動きが回復傾向に向かってきておりますが、第8波の影響もあり、いまだ不安定な状況が続いています。来年は癸卯年ということです。12月広報しおがまの佐藤市長の市長コラムには詳しく書いてありますので、ぜひご参照いただければと思いますが、癸卯年というのは、今までの我慢が

実を結び飛躍する年であるという意味が込められているそうです。私も明るい兆しが垣間見える年になると期待をしているところであります。

そこで、本市の基幹産業である水産、水産加工業についてお聞きします。

本市を支える水産、水産加工業も新型コロナウイルスの影響で大変厳しい状況であると私も認識しているところであります。また、新型コロナ前から続く加工原料の物価高騰や、近年続く電気料金の値上がりなど大きな問題が山積している状況です。現在市として捉えている水産、水産加工業の現状を教えてください。

残りの質問は自席にて行わせていただきます。癸卯年、明るい兆しが見える一般質問にしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 1番阿部眞喜議員の一般質問にお答えを申し上げます。

本市の今後の水産業についてのご質問の中の、水産業、水産加工業の現状についてをお答え申し上げます。

まず、現状についてでございますが、本市の水産業、水産加工業につきましては、加工原料を主に海外から調達しているため、世界的な物価の高騰や円安の進行により、原材料の高騰や電気料金の値上がりなど、生産コストが大幅に増加しておる現状でございます。また、増加する生産コストをなかなか販売価格に転嫁することは困難であることから、これまでに経験したことのない大変厳しい状況にあるものと認識をしております。

このような状況を踏まえまして、本市といたしましては、まずは事業所の皆様と共に、市内外の集客施設で物販イベントを開催し、販売機会の創出を行ってまいりました。また、国や県へ要望活動を行うとともに、売上げ回復に向けた事業等への補助金の創設や、事業所に寄り添った支援を行うための相談窓口の開設のほか、定期的に事務所を訪問するなど、皆様に少しでも寄り添った支援に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。やはりお話を聞くと、かなり厳しい状況が続いているところかと思えます。また、先ほどあった世界的円安の影響、電気代の値上がりなど、やはりそこはなかなかコストのほうに落とし込めていないという現状なのかなと。その中で、一所懸命販売の機会を何とかつくってこうというところが徐々に出てきて、そこも人流の動きが出ているところにもつながってきているのではないかと思います。ぜひ継続して頑張ってい

ただきたいと思うところで、私の（２）に書いてあるんですけども、海業という考え方が今千葉県三浦市からスタートしているようで、どういうことかといいますと、海業振興のモデルということ、今国のほうでモデルを集めているというところの記事がございましたので、少しお話しさせていただきます。

漁業の人口減少や高齢化など、地域の活力が低下する中、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を生かした海業等の取組により、地域のにぎわいや、所得と雇用を生み出していく必要がありますということで、そのため、漁業振興のモデル地区を選定し、漁業の事業化の検討支援をすることで、漁業振興の先事例を創出し、海業展開を図るという事業だそうです。中を見ると、例えば、宿泊、または体験、観光、また釣り、マリレジャー、飲食、販売、加工関係、そして漁港を生かした養殖関係ということ、全て水産、海に関わる事業を全てにおいて海業と捉えて、振興のモデルケースを行っているということだそうです。塩竈市が既に行っているような事業、既に海業ということで全てを捉えて行っているということなので、事例も多数ございますが、ぜひ塩竈の湾を海業、浦戸も含めまして海業ということの振興モデルをつくっていくことが、私はこの地域に、また水産の新たな兆しが見えるのではないかと考えているんですけども、市としての見解があれば教えていただければと思います。

○副議長（山本 進） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木睦奥男） 海業への取組についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃられるとおり、この海業につきましては、神奈川県三浦市が提唱されているもので、官民連携による地域活性化を目的としているということで我々も認識をさせていただいております。過日佐藤市長のほうで、特定第3種漁港のつながりによりまして、三浦市を訪問させていただきました。同じ特定第3種漁港を有する自治体として、今後交流、連携について振興を深めたところがございます。こうしたことから、まずは先進事例でございます三浦市と、今後の連携の基盤づくりをしっかりと取り組ませていただきながら、海業も含めて様々な連携促進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ぜひ、海業をどのように三浦市が行ってきたのかというところを詳しく勉強させていただいて、塩竈市の発展に努めていただきたいと思います。事例を見ると、長崎県の島、人口2,692名というところ、書いてあるんですけども、無人島になった野崎島とい

うところが隣にあるということで、そこに無人島、日本が失ってしまった本当に豊かな考え方をめぐる野崎島ガイドツアーとかというのがあるみたいなんですけれども、先ほどの鎌田議員の浦戸の話の話を聞くと、やはりどんどん人口減少が進んでいくというところで、なかなか厳しい状況なのかなと思います。これはこういうふうに書いてありますけれども、やはり無人島とか、そういう島にしてしまうのはいけないというところを踏まえると、いかに浦戸を活用し、またそこに雇用、そして所得を取らせるかというところを考えれば、例えば浦戸諸島の農地を使っていない部分を、例えばですけれども、陸上養殖にするとか、そういうところの発展を今後考えていくためには、海業というところの中の先進的事例を勉強させていただいて、島、またはそれに関わる皆様に根づかせていくということが大切なんではないかと思います。ぜひ、こういう捉え方をさせていただきながら、それを伝えていくところからスタートかなと思います。何かいろいろな関係団体といろいろ組まなきゃいけないということもありますけれども、ぜひ海業ということ塩竈市で登録を進めていただきたいと思いますので、課長の意気込みを最後にひとつお願いします。

○副議長（山本 進） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木睦奥男） お答えさせていただきたいと存じます。

まず、本市におきまして、第6次長期総合計画の中でも、みやぎの台所・しおがまの創造という部分を掲げさせていただいております。この中で、食に関わる様々な産業の連携促進、これにより、食による産業振興を目指しております。今現在、みやぎの台所・しおがまの拠点施設と位置づけております仲卸市場におきましては、今後さらなる集客、誘客を図るべく、まずは魚市場との連携について検討いただいております。そうしたことから、まずは仲卸市場と魚市場の連携強化、これについて我々支援をさせて、取り組ませていただきながら、その次の段階として、こうした取組についても整理していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。ぜひ、この海業振興のモデル地区に取り組めるような形で進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど、食ということが出てきましたので、次に移れということだと認識しました。なので、（2）塩竈市の食を生かしたまちづくりについてということで、ストーリー性を生かした食の展開についてということで質問させていただきます。

塩竈市で、本当に多くの魅力があり、やはり塩竈市独自のおいしいものがたくさんあると私も認識しております。その中で、今塩竈市の中で、食というところを伝承していくというか、何か伝えるというところの事業形成、何か行っている事業があれば、まずは教えていただけますでしょうか。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 阿部議員にお答えさせていただきます。

食文化の伝承につきましては、まず、すしにつきましては、すし街道での活動、あるいは地酒に関しましては、酒販組合など、関係団体や酒蔵と連携しましたイベント、セミナー等を年間を通じて行っておるなど、全国に通じる食文化として大切にし、首都圏からなどの観光客誘致に努めてまいりました。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。本当に魅力ある酒やおすし等の事業のご説明をしていただきましたけれども、例えば、なぜ酒が、なぜすしが、または、なぜ加工工場のかまぼこが塩竈に根づいているのかというような、歴史的背景というのは調べて、何かそれを見られるようなサイトとか、何かそういう文献みたいのはあるのでしょうか。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 各名物のお料理などの食文化に関するデータ、歴史的な背景などをまとめたものがあるかということになるんですけども、そちらについては、市のホームページとかにまとまっているものではないんですが、例えば観光物産協会のホームページですとか、酒販小売組合さんとか、そういったそれぞれに展開されている部分でご紹介されているものと考えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。それぞれ調べればあるのではないかということかなと思いますけれども、ぜひ、やはり市民一人一人がこうだからこういうものが塩竈はおいしいよとか、こう根づいてきたよと話せるというのが、よく市長がお話する郷土愛の醸成につながるのではないかと思います。皆さんも、例えば鹽竈神社にまず寄って、202段の階段を上って参拝して、おいしいもの食べていってくださいって、多分塩竈の皆さんって全員が言える

のかなど。隣町の人に言うと、そういう町の歴史をしゃべれる人はほとんどいないと、塩竈ってすごいねとよく言われるんですけれども、ぜひ、なぜこの食文化が塩竈市に根づいているのかというのを、やはり子供たちとか教育という部分も含めまして、ぜひ調べて、それを発表というか、調べることでより町のことが分かるし、好きになるのではないかと思いますので、ぜひ、まだそういうものがてんでんばらばらであるのであれば、ぜひ取りまとめをして、勉強してもらおうような環境をつくっていただきたいと思うんですけれども、そういうことは可能かご答弁いただけますでしょうか。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 子供たちの関係ということでご質問いただきました。

市民向けといたしまして、現在、親子を対象といたしまして、魚食普及事業とか、料理教室、あと学校ではしおがま汁、しおがまサラダなどを取り入れた給食などを提供させていただきながら、食のイベントや教育活動を通じまして取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。魚食として、まず子供たちにいろいろと食べるころや、それを生かして料理教室を行うことというところで、触れるところをまず行っていたいのかと思います。そういうところで、じゃあ、しおがま汁が出てくるときにしおがま汁ですよって、今日の給食そうですよと出るのか、それとも、例えば昔の修学旅行生の朝食ですね、魚市場に見学に来た修学旅行生たちに朝ご飯で振る舞っていたのがしおがま汁だということで、それを料理化しようとなってメニュー化したのがしおがま汁だと聞いたことがあるんです。朝食の競りを見た後に、おにぎりとしおがま汁を魚市場で提供していたと。それを、修学旅行生の子供たちが食べていて、おいしい、おいしいということになって、しおがま汁という形で名前をつけて提供したというのを聞いたことがあるんですよ。そういう歴史的なことを伝えていくと、塩竈に修学旅行生が来ていたんだということで、そういう泊めていたお宿がいっぱいあったんだということが、今の子供たちは分からないと思うので、そういうところから伝えていけると、例えば宮沢賢治も来ていたよとか、それで、塩竈にはシオーモの小径があるんだよとか、そういうところに今度つながっていくと思うんです。食文化から勉強すると、いろいろなまた文献が勉強できるというところでは、ぜひ、提供し、食べてもらうという中で、それがおいしいと、そういう食材があるという、また次のステップにぜひ進んでい

ただきたいと思うんですけども、そういうのはまた可能か、ぜひ教えていただけますか。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大変参考になるお話をお伺いさせていただきました。実は、僕もちょっとしおがま汁の由来について今初めてお聞きしましたが、子供時代、港町に住んでおりましたので、よく小松館のほうに修学旅行のお子様方がよくいらっしやっていたのは記憶にございます。それと同時に、先日第二小学校の木の伐採を行っていただいたときに、小学6年生の女の子が、これで校歌の2番目か3番目に入っている歌詞の意味がよく分かりましたということをおっしゃっていただきました。これは、まさに食文化の今のおっしゃっていただいていたストーリーに当てはまる話と全く一緒かなというふうに感じましたので、じゃあ、マグロがどうして、近海マグロ日本一になってというストーリーとか、かまぼこがどうして日本一の生産量があった、なぜそこが盛んになったのか、やっぱりそういったことを簡単に取りまとめて、それをまずは地域の方たちにお知らせする、特にお子様方にこういった状況の中でこういう歴史があるんだよということを根本的な問題として教えさせていただくことが物すごく大切で、そこからまた食文化がどのようにこれから動かすことができるのか、これは真剣に検討させていただいて、今後の教育だけじゃなくて、商工にも連携させてできるように、これ、市役所として責任を持って検討させていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） 市長ありがたい答弁いただきました。なぜここまでお話ししたかという、今文化庁のほうで、食文化あふれる国・日本プロジェクトと施策があつて、その予算があるということですけども、簡単に言うと無形文化財である食を登録しませんかということに対して、登録を目指す自治体、文化、食文化に対しましては、10分の10で1,000万円の補助金をつけて、ストーリー性あふれるようなPVからものを作成して進めていくという、和食のユネスコの無形文化登録が始まってからやっているみたいでございますので、例えば、調べていったら、実は塩竈から全国で当たり前になったものや、逆に言うと塩竈でしかやっていなかったみたいなものが出てくると、こういうことにも挑戦できるのかなと思いますので、ぜひ歴史をいま一度ひも解いていただいて、塩竈の食というところが見えてくると、みやぎの台所・しおがまというのが、なぜこのネーミングなんだということがまた強化できるのではないかと思いますので、ぜひご検討お願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番、住みやすい塩竈市についてということで質問させていただきます。

①、犯罪被害者支援条例の制定についてということで質問させていただきますが、宮城県にはもちろん犯罪被害者支援条例というものが、もう制定されておりまして、いち早く県として条例を制定した経緯があります。しかし、制定が早すぎたために、宮城県の制定を見て各県や、また市町村が、もっとこうしたほうが良いということで、今制度が、大分他地域がよりよくなっていて、明石市が多分すばらしい制度になっているということでよくお話が出ますけれども、現在、宮城県内、市町村で、今制定が進んでいるようでして、簡単に言うと、宮城県はあったので、市町村自体がなくても大丈夫じゃないかという話だったんですけれども、周りが市町村まで落ちてきていて、じゃあ宮城県も実際調べてみたら宮城県の市町村の制定が非常に少なかったということで、今町村を中心に制定が進んでいるということのようです。

ぜひ塩竈市でも、この犯罪被害者支援条例ということで、受ける予定じゃなかった、犯罪に巻き込まれてしまったというような方たちを守るための制度となると思いますので、住みやすい塩竈をつくっていくという意味では必要な条例なのではないかと思うんですが、塩竈市としての考え方があれば教えていただけますでしょうか。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） お答えさせていただきたいと思います。

今、阿部議員のほうからお話あったとおりに、平成16年に国のほうで犯罪被害者等基本法成立と同時に、同じ同年で宮城県のほうで条例が制定されたという状況がございます。今現在、市の状況でございましたが、支援金支給内容について、今現在二市三町のほうである程度足並みをそろえながら対応していきましょうというところで、宮城県警、あるいは塩釜警察署のご助言をいただきながら、意見交換させてもらいながら、来年4月1日の施行を目指して、今現在準備を進めているという状況でございます。

今現在、県内の市町村の状況でございましたが、令和4年11月末現在ですが、全35市町村のうちで、17市町村で制定されている状況でございます。その他、ほとんどの市町村でも、令和5年4月1日の施行に向けて今現在準備を進めているという状況でございますので、よろしくお祈りします。

以上です。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。ぜひ他自治体と一緒に足並みをそろえてということですが、制定に向けて引き続き頑張ってくださいと思いますので、よろしくお祈りいた

します。

次に、ケアマネジャーとの連携についてということでご質問させていただきたいんですけども、ちょっとコロナ禍ということで、なかなかお会いするところでナイブなところの部分が続いているのかなと思うんですけども、現在、ケアマネジャーの方と担当課の意見交換というものは行われているのかどうかということ、まずお聞きさせていただきます。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） それではお答えします。

本市におきましては、介護に係る関係機関との連携、協働の体制づくり、あと、それにケアマネジャーへの支援、こちらを含めた包括的、継続的なケア体制の構築に努めておりますので、ご指摘の交流、意見交換というのも深く行っているところでございます。

具体的には、ケアマネジャーからの個別の相談であったり、あるいは研修会を開催したり、あるいはアンケートを取るなど、コロナ禍においても工夫を凝らしながら広く意見を伺いつつ、お互いに顔の見える関係づくり、こちらに取り組んでおるところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） その話を聞いて安心はしましたけれども、やはりこれから高齢化率がだんだん上がっていくというところでは、非常にこれからの需要というか、より一層の連携が必要になってくる部門ではないかと思っております。日頃からケアマネジャーの皆様、高齢者の方たちなどと顔を合わせ、信頼関係を築いているというところでは、なかなか役所の担当課でできない部分というところをカバーしていただいている部分でもあるのかなと思いますので、やはり事前に情報交換をしていくことや、関係性を築いていくということが、必ず大切なことになってくると思います。何か小さなミスでも起きたときにもお互いカバーできる関係性をつくっていくことが大切なのではないかと思っておりますので、引き続き、頻度をいっぱい上げてくださというわけではないですが、やっぱり関係性を築くようなところをより一層努めてお願いしたいと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

4番です。コロナ禍の現状についてちょっとお聞きさせていただきます。

陽性者の対応についてでございます。現在の陽性者への対応というのは、市でどのように行っているのか教えていただけますでしょうか。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） 陽性者への対応という形ですけれども、陽性になられた方々の対応の流れというのをちょっとご説明したいと思います。

まず、一般の方で陽性になられた場合、こちらがお医者様から保健所に発生届が出される方、あと出されない方で対応が分かれるという形になります。まず、前段の発生届の対象となる方、こちらは、65歳以上の方であったり、入院をするなど重症化のリスクがある方、あと、それに妊婦さんなど。こちらの方については、保健所から連絡が届くことになりますので、その後の療養先の調整等は全て保健所がするという流れになります。その一方、重症化リスクが低く、発生届の対象とならない人、こちらについては、保健所から連絡が来ることはございませんので、ご自身で陽性者サポートセンターに登録していただきまして、体調が悪化したときなどはそちらに相談していただくようになると。また、ホテルでの療養や生活支援品の配送、こちらについても、陽性者サポートセンター経由で申し込むことが可能となっております。

以上です。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。月日がたつにつれて、陽性者への対応がどんどん変わっていく、日々変わっていくなと感じております。

そこでなんですけれども、検査キットで陽性が出た場合も、自ら陽性者サポートセンターに連絡を入れるんですかね。キットで陽性が出たと言ったら、それで陽性ですということでお休みくださいという流れで間違いないですかね、今。そこ確認させてください。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） はい、お見込みのとおりなんですけれども、自己検査する場合の検査は、市販のでもいいんですけれども、これは薬事承認取れている検査じゃないと陽性にはならないので、そこだけ気をつけていただくという形になります。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。その場合、陽性出たなど、家にいますとなった際に、次の日に高熱になった場合は受診できる病院というのはあるんですか。結局、陽性で、でももう今病院に行かないでそのまま検査キットでやってしまったために、熱が出ただけでも薬が家にない、その場合というのは受け入れてくれる病院が、陽性者ですと、あるのかどうかというのを教えていただけますか。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

まず、陽性が確定する前の発熱症状等があっても、受診できる病院が市内にもございます。ただ、いわゆる発熱外来はできるところなんですけど、ただ、ご自身のかかりつけの患者さん以外は難しいですというお医者さんもありますので、そちらホームページにありますので確認していただければと思いますし、例えば検査キットで検査して無症状だった、その後発熱したという場合であっても、そちらの発熱外来において、多分受診は可能だというふうに私たちは認識していますので、お医者さんの判断があればお薬も処方してもらえないかと思っております。他方、先ほど申し上げました陽性者サポートセンター、こちらのほうに登録していただいた後に、そちらのセンターにも常駐のお医者さんがいらっしゃるんですね。ですので、陽性者サポートセンターに常駐するお医者様にご相談いただいて、そちらの指示に従っていくというような、2つのルートがあるんじゃないかと考えるところです。

以上です。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） 勉強になりました。ぜひ、今のようないものが一覧で分かるようなアンサー表などがあって、イエス、ノーだったり、私は今こういう症状だからイエス、ノーみたいな、行きつくと、ここに連絡したほうがいいのか、こうしてくださいとかが分かるものや、逆に言えば、こういう場合どうしたらいいの、こうしたらいいよというような、そのような一覧表があって、それをホームページとかLINEとかで流してもらえると、今皆さんだったらどうすればいいのというのが日々変わっているのも、もちろんまたこれをつくってもまた変わるかもしれないけれども、今の現状、それを病院が受け入れてくれるのかどうかというのがみんな分からない、陽性になったら受け入れてくれるのというのが分からないと思うので、そういうのが分かるようなアンサー表みたいなのがあればいいのかなと思うんですけども、そういうのは作成というのは厳しいでしょうか。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） 本市においては、これまで県等が示しておりますフロー図、例えば、発生届になる、ならない、あと、あるいは療養期間がどのくらいですかといったようなフロー図についてはアップしているところなんですけれども、ご指摘のように、もうちょっと工夫加えて分かりやすくするというのも重要だと思いますし、今後、例えば5類感染症への切替えなども視野に入っているようですので、情報提供というのはすごく重要になると思

ます。ですので、併せて検討させていただいて、よりよい見え方、見せ方を工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） 連日4,000人を宮城県今超えていて、塩釜管轄のところでも300人近い方たちが出ているのかなと思いますので、ぜひこういう状況で不安な人も多いと思います。その不安を解消できるように、ぜひ対応していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、5番、塩竈市DX化についてお聞きさせていただきます。

市役所のDXについてということで、市役所内で今行っているDXについて教えていただければと思います。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 市役所でのDXの取組状況ということでご質問いただきました。幾つかご紹介させていただきます。

まず、国の基本方針によりまして、令和5年2月からは転入、転出の手続について、また、3月からは子育て、介護関連の手続についてマイナンバーカードを利用したオンライン申請が可能となりましたため、現在関係部署におきましてオンライン化に向けた準備を進めているところでございます。

一方で、職員の業務改善のツールとしまして、電子申請作成ツールというものを導入いたしました。これによりまして、デジタルについての特別な技術的な知識を必要とすることなく、様々な電子申請のフォーム等をつくることが可能となりましたので、それが住民サービスとしましてこのフォームを利用することで、オンラインによります市役所からのアンケートとか、そういったものの回答にも活用させていただいているところでございます。

このほかにも、令和3年2月から本庁舎の1階に窓口利用者の受付番号の呼び出しと、施政情報の発信を行うための有料広告つきモニターというものを設置させていただきました。来庁者の利便性の向上と財源の確保につながっているという状況でございます。さらに、デジタル技術を市民の皆様が身近に感じていただける広報手段としまして、現在市役所の窓ガラスにプロジェクターで施政情報を投影するという実証実験に取り組むこととしております。これは、有事の際、緊急の防災拠点として市庁舎から防災情報を提供することが可能となる新しい形の

デジタルサイネージとなるかと思いますので、民間の事業者の協力を受けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。デジタルサイネージのところまで詳しくお話ししていただいてありがとうございました。新しい広告、というか、稼ぐという意味も含めましてですけれども、塩竈市に広告出しませんかという意味ではすばらしい事業、県のほうでも今取り組んでいるのだと思いますけれども、ぜひ、どんどん実証実験していただいて、いいものであれば使っていただきたいと思います。これ、ここも何か質問に入れる予定じゃなかったの一回飛ばして、次、教育現場のDXについて教えていただけますでしょうか。DXとICTについて教えてください。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 学校現場における学習場面、授業の中でどのようなICT機器の活用をしているかということについてご紹介させていただきます。

1人1台端末の環境が整いまして、今年度からは全ての小中学校にAI型ドリルを導入いたしました。これを日常的に活用しております。このAI型ドリルの活用を通して、個別最適な学びが実現されているところです。また、教員もだんだんタブレット端末を使いこなせるようになってきております。具体的には、インターネットを使った調べ学習、教材動画を見て学ぶだけでなく、写真や音声や動画を使って自ら表現をすとか、作品を制作するであるとか、そういった学習、また、カメラアプリを使って自分の運動を撮影して確認する、また、英語の教科書にQRコードがついているんですが、それを読み取りまして、そうしますと、音声を聞き取ったり、また自分で発したり、そういったことも進めて会話をしたり、そういった学習を進めていくエクササイズに自ら取り組むなど、強化であるとか発達段階に応じた効果的な活用が進んでおります。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。うちの子も毎日持って帰ってきて、ドリルしていますけれども、すごく活発に使われているなど思っておりました。整備をしたことで、いろいろ、それを使わないとできないこと、もちろん紙の教科書と基本的なベースはもちろん、何で

もかんでも端末がいいわけではないので、そういうところも使い分けてらっしゃるのかなと思っております。

そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、やはり子供たちの感染が非常に増えた際に、ドリルの宿題は毎日一所懸命やっているんですけれども、ほかに、例えばちょっと顔を合わせて先生と授業を聞くような、オンラインツールじゃないんですけれども、そういうようなこと自体は、やはりそこまでは行っていないんですか。学級閉鎖とかなった際に閉鎖していますけれども、そういうことというのはできないのか。あと、休んだ子供たちが、例えば授業だけでも聞きたいよということになれば、そういうところを映し出して入れるとか、そういうところまでは行っていないんですか。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 既にそういった授業なども取り入れて行っている学校が増えてまいりました。実際に、会話もできたり、担任に質問ができたり、また子供たち同士でグループ活動をしたり、またひとつのものをくり上げたりといったこともできるようになってきております。可能性は広がっております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ぜひ、各学校で差があるというのなかなか大変なんじゃないかなと思います。学年によって、じゃあ、この学年はここまでやれるんじゃないのというようなところも多分あると思うので、そういう情報交換というのは常にされていらっしゃるんですか。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 市教育委員会の指導主事が学校のニーズに合わせて、行かして研修会を行ったり、また全体で集まっていたいて、そういった好事例を紹介して、それをどんどん学校ごとに広めてもらうというようなことで広げているところです。文房具の一つとして活用、当たり前のように使いこなせる力というのを身につけさせていければと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ぜひ、文房具のように、一つのツールとして教育の一つの道具になっていくよというところなのかなと思いますので、引き続き、ぜひどんどん挑戦をさせていただき、

もちろん紙の教科書で通常の授業、学びの守護体でしたっけ、共同体でしたっけ、一所懸命はい、はいと手を挙げて意見を言うというところで成績がぐっと上がってきていたところに新型コロナだと思いますので、ぜひ塩竈としての教育のベースは変えないまま、ぜひそういう新しいツールを使っていくというところにおいて進めていければと思います。

3番、デジタル、私給付ってなっているんですが、給与ですね、すみません、デジタル給与についてご質問させていただきます。

デジタル給与が2023年の春から解禁されますということで、簡単に言うと、電子マネーで給料を出せるようになるということになります。上限100万円ということですが、何々ペイ、何々コインで給料をもらえるということになりますが、これ、先進国では行っていないのは日本だけということで、アメリカでは大体50%以上の企業が、今もうそういうペイやコインで給料をもらっているということで、デビットカードをつくる人すらもアメリカで今いなくなっていると言われていたぐらい、このような形に変わっているということでございます。

デジタル給与が2023年の春から、実は解禁されるということで、今国会で今進めているのかな、だったと思いますが、数年後には塩竈市役所にもデジタル給与の仕組みが行われるのではないかと感じます。その際に生まれるメリット、デメリットなどがあると思うんですけれども、もし今の段階でつかんでいるものがあれば、ぜひ教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） デジタル給与につきましてお答えをさせていただきます。

今、ご紹介いただきましたように、令和5年4月から一般の労働者が希望して同意をした場合に賃金のデジタル払いができるという仕組みが今検討されているということでございます。私ども、例えば地方公務員の給与という部分につきましては、地方公務員法で、基本的には通貨で支払わなければならないというのが今法律上の話になってきているということでございます。ですから、今、私ども問われましたメリット、デメリットという部分につきまして、地方公務員の部分から見た場合ということになれば、受取の選択肢が増えるとかということがメリットになってくるのかなということ、あるいは、あと支払い側からした場合でも、役所ですのちょっとあれかと思いますが、口座の振込手数料、こういったところが減るかなというようなところはあるかとは思いますが、ただ、先ほど申しましたように、地方公務員法の規定で、今は通貨での支払いというのが原則になっておりますので、今後また国の動向とかも踏まえなが

ら民間事例等を捉えて、検討していくことになるのではないかと感じているところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） 来年から実証実験という形で、企業側のほうでどんどん入っていくというこのようです。その状況も踏まえながらですけれども、今部長お話あったとおり、通貨で渡すというところのほうを今まさしく変えているということのようですので、それを多分地方公務員法のところも徐々に変わっていくんだと思います。これは多分3年後、4年後ぐらいの話ではないかと思いますが、ぜひ、その際に、そのときに、やはり市役所の皆様でそれをやりたいと、ぜひデジタルで出してほしいという方が、基本的に私もこれしか使っていないし携帯に入ってくるとこれが楽なのというような方たちも、今の若い子たちがどんどん出てくるんだと思います。その際に、スピーディーに動けるように、常に気を配っていただいて、情報をつかんでいってもらいたいと思いますので、必ずしもこれを進めていってもまだ中身が全然出てこない話なのであれですけれども、そういう形で来年の春から民間企業から動き出すということでございますので、ぜひそこに注目していただきながら、ニュース等も見ていただけたらと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、（6）市内事業者の応援についてということで、ファンドサポート給付金についてということで、ちょっと質問させていただけたらと思います。

新潟県の南魚沼市で行っているということをお教えをいただけて、簡単に言うと、挑戦する地域の企業や新規事業を立ち上げる、また新しい会社を立ち上げたいというような方たちが、地域のそれに対して、地域の特性を生かした事業所であれば市のほうで、例えば1,000万円の補助金を出すよと、それに対して、ファンドのキャピタルかな、ベンチャーが、プラスで1,000万円出して合計2,000万円の支援をするというような形を南魚沼市で行っているということです。続いて、磐田市、静岡県の磐田市は、地銀と組んでその形の支援をやっていると、あと、帯広市もたしかそうだったと思います。まだまだそんなに増えているわけではないんですが、この中で挑戦しようといっただけ踏み切っている方もいますし、新型コロナが落ち着いたときに何かしないとなというところで、どんどん進めていく人たちもいます。その中で、塩竈市として今行っている応援の部分の制度等あれば、ぜひお話ししていただきたいのと、こういうファンドサポート給付金というところの考え方、今思っているところがあればぜひ教えていただければと思います。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 阿部議員にお答えさせていただきます。

ファンドサポート給付金につきましては、私のほうでも初めてお聞きさせていただいた部分でございました。内容につきましてちょっと調べさせていただきましたので、若干ご紹介させていただきながら市の取組もご回答させていただきたいと思っております。

起業後の本格的な事業展開や急成長を目指すベンチャー企業に対しまして、研究開発や事業開発に必要な資金を、ベンチャーキャピタルの投資活動と協調しながら支援する交付金だというふうにお伺いしてございます。地域に即しました産業分野を特定し、地域産業の活性化や雇用の創出を図る非常に先進的な事業ではないかというふうに考えてございます。本市といたしましては、人口減少、少子高齢化時代におきまして、自治体におきます財源の確保が課題となる中で、稼ぐ自治体を目指すために新たな仕組みの必要性はかなり必要だと認識してございます。まずは、創業支援や創業者を育てる塩竈商人（あきんど）塾などを行う中で、今回の部分につきましては参考事例の一つとして受け止めさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） いろいろと調べていただいたようでありがとうございます。ぜひ、これ先ほど、一番最初に言った海業にもつながってくるのではないかと思います。陸上養殖にしてもそうですし、カーボンニュートラルというところでどんどん取り組んでいかなきゃいけないようなことが多数ありますので、そういうところの町のために、会社のためにですけれども、町のためにやるといって手を挙げている事業者に対して、やはりどんどん応援できるような形の一つではないかと思っておりますので、ぜひ事例も踏まえていろいろと調べていただいて、挑戦をしていただけるような環境をつくっていただきたいですし、事業者が、また、市役所としても、こういうどんどん取組を挑戦できるような環境であってほしいと思っておりますので、ぜひお調べいただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、7番、燃料費高騰対策についてということで、現在市で行っている燃料費削減の対策があれば、ぜひ教えていただけますでしょうか。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 市としましてというか、市役所としての取組状況をご紹介させていただきたいと思っております。

世界的な原油価格の高騰、あるいは、急激な円安の進行によりまして、燃料価格や電気料金等が大幅に値上げされております。市庁舎といたしましては、やはりこれからは暖房需要が増す冬場を迎える中で、特に電気料金の部分、高止まりが懸念されるということでございますので、本市といたしましては、歳出の削減に向けまして全庁的な節電対策が必要、これが不可欠であるというふうを考えておりまして、12月1日付で総務部長名によります文書を発出いたしまして、節電目標を設定した上で職員に対して協力の要請をしているところでございます。

内容として、庁舎内におきます空調機器の適切な温度管理や、室内照明の小まめな消灯を心がけるとともに、職員の服装につきましても、市民の皆様には不快感を与えない範囲で、いわゆるウォームビズを推進するという事など、職員一人一人が意識を持ってできることから節電に取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） 今回の補正予算を見ても、やはりかなりの電気代が高騰しているということはすぐ数値を見れば分かるなと思います。市役所の皆さんもいろいろと対策を取りながら行っていくということのようでございますので、風邪だけ本当に引かないようにしていただきたいなと思います。そこで、事例を一つ紹介させていただきたいと思いますが、すごく面白いなと思ったのでご紹介させていただきます。

西日本のほうで徐々に進んでいるということで、ため池ですね、ため池の上に太陽光のソーラーパネルを設置する事業が徐々に西日本のほうで進んでいるようです。空いているスペースをうまく活用しているなと思っております。塩竈市、貯水池ですか、清水沢のほうにありますけれども、なかなかそういうため池というところがない町ではありますけれども、このように、今山を切り崩して太陽光を置くということ自体がはやらないというか、環境としても壊すわけにはいかないということで、兵庫県から始まっているようですが、ため池の上に太陽光パネルを置くというようなことを行っているそうです。電気代が高騰を続けている中で、市としても、やはりいろいろなスペースとか、空きスペース、または新しい技術というんですかね、そういうものに常に気を配っておかなくてはならないのかなと思っております。

今ですと、太陽光パネルのパネルがなくなって、シートというものが開発されているという話も聞いていますし、また、透明な太陽光のシートもあるということで、ガラスの上にそのまま貼ってもガラスのままというような技術も進んでいるようです。それが2024年から2025年に

かけて、どんどん商品展開されていくというような話も耳にしておりますので、やはり、次、新しい病院、または庁舎をつくるように今検討しておりますが、やはりそういうところから導入を目指して常にかかる電気代を抑えていくこともカーボンニュートラルの一つではないかと思っておりますので、ぜひ、場所の選定もお忙しい中だと思いますけれども、やはりそういうところにも目標値を持って進んでいただきたいと思っております。

そういう考え方についてどうお考えか、市長からぜひご答弁いただけたらと思うんですけども、いろいろな挑戦というものも含めまして、ため池に太陽光パネル設置という事例をお話しさせていただきましたけれども、塩竈市の今後の削減というところの思い、やっていかななくてはならないことがあれば教えていただけますか。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） もう皆様ご承知のとおり、電気代については、各、全国の電力会社が3割、4割上げざるを得ないという議論も今出てきております。そういった中であって、今仙台空港のほうでも駐車場が一部閉鎖をされていて、そこに太陽光パネルをつけて、最悪のときは仙台空港の施設を賄える、全部かどうかはちょっと定かじゃございませんが、そういう取組もされているということはニュースでも聞いているところでございます。

私どもにとって、やはり市役所はいざというときのための緊急避難所としての側面も持っておりますし、電気が切れても、拠点となる施設についてどのような形で安定した供給、せめて72時間耐え得るだけの供給はしていかなければいけないのだろうと、これは理想かもしれませんが、でも、そういった取組をどんどん、どんどん吸収しておかないと、やはりそういったときに対応できないと。そこから、また避難所、例えば学校の体育館とか、そういったところに派生をしていくような在り方は、今後大きな課題、コスト面も含めて、になってくるだろうと思います。ですから、最新の様々な技術の動向を我々としてもしっかりと議員の皆様方からもご指導いただきながら、ご示唆いただきながら、研究を進めていくべきだろうというふうには、今お聞きして思っておりましたので、しっかりとそういった形に取り組んでいけるように研究させていただければと思います。

○副議長（山本 進） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。ぜひ、今後新たな施設も検討を進めていくということでございますけれども、やはり環境に優しくほかの自治体の見本となる、手本となるような形になればと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（山本 進） 以上で、阿部眞喜議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、19日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 進） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、19日定刻再開することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後4時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月16日

塩竈市議会議長 阿 部 かほる

塩竈市議会副議長 山 本 進

塩竈市議会議員 志 賀 勝 利

塩竈市議会議員 阿 部 眞 喜

令和4年12月19日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）

議事日程 第3号

令和4年12月19日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし第2

出席議員(17名)

1番	阿部 眞喜 議員	2番	西村 勝男 議員
3番	阿部 かほる 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	今野 恭一 議員	8番	山本 進 議員
9番	伊藤 博章 議員	11番	志子田 吉晃 議員
12番	鎌田 礼二 議員	13番	伊勢 由典 議員
14番	小高 洋 議員	15番	辻 畑 めぐみ 議員
16番	曾我 ミヨ 議員	17番	土見 大介 議員
18番	志賀 勝利 議員		

欠席議員(1名)

10番 香取 嗣雄 議員

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤 光樹	副 市 長	佐藤 靖
病院事業管理者	福原 賢治	技 監	鈴木 昌寿
総務部長	佐藤 俊幸	市民生活部長	長 峯 清文
福祉子ども未来部長	草野 弘一	産業建設部長	星 和彦

市立病院事務部長	本 多 裕 之	上下水道部長	荒 井 敏 明
総務部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	末 永 量 太	総務部次長 兼総務人事課長	鈴 木 康 弘
市民生活部 次長兼市民課長	伊 東 英 二	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	鈴 木 良 夫
総務部 政策課長	木 皿 重 之	総務部 財政課長	高 橋 数 馬
総務部 管財契約課長	千 葉 貴 幸	市民生活部 税務課長	鈴 木 忠 一
市民生活部 環境課長	引 地 洋 介	市民生活部 浦戸振興課長	菊 池 亮
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	中 村 成 子	福祉子ども未来部 健康づくり課長	櫻 下 真 子
産業建設部 水産振興課長	鈴 木 陸 奥 男	産業建設部 商工観光課長	横 田 陽 子
産業建設部 土木課長	鈴 木 英 仁	市立病院事務部 業務課長	平 塚 博 之
総務部 総務人事課総務係長	阿 部 俊 弘	教育委員会 教 育 長	吉 木 修
教育委員会 教 育 部 長	鈴 木 康 則	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小 倉 知 美
教育委員会教育部 学校教育課長	松 崎 和 佳 子	教育委員会教育部 生涯学習課長兼 文化スポーツ課長	武 田 光 由
監 査 委 員	福 田 文 弘		

事務局出席職員氏名

事務局 長	相 澤 和 広	議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	工 藤 聡 美	議事調査係主査	梅 森 佑 介

午後1時 開議

○議長（阿部かほる） ただいまから12月定例会3日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、10番香取嗣雄議員の1名であります。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、体調管理の観点から水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第3号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、マスクの着用にご協力をお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2番西村勝男議員、4番小野幸男議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（阿部かほる） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

9番伊藤博章議員。

○9番（伊藤博章）（登壇） 本日、一般質問の機会を与您いただきました先輩・同僚議員の皆様へ、まず感謝を申し上げます。創生会を代表して、通告に従い一般質問をいたします。

ご当局におかれましては、質問の趣旨をご理解いただき、相互理解が深まるようご回答賜りますようお願いを申し上げます。

今回は、2つの質問をさせていただきます。1つは第2期復興創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針、もう1点は現状の塩竈市の教育課題についてでございます。

それでは、壇上から1問目の質問をさせていただきます。

平成23年3月11日の東日本大震災の発災以降、政府は東日本大震災復興基本法による基本方針に基づき、復興期間10年間の様々な復旧復興施策を講じ、令和2年7月には令和3年度以降の復興の取組についてを決定し、令和3年度から令和7年度までの5年間を新たな復興期間と

して第2期復興創生期間と位置づけ、同期間に向けた取組の検討課題・事業規模と財源を定めるなど、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な執行を期するための取組が進められております。

政府は第2期復興創生期間において、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という第1期復興創生期間の理念を継承し、その目標の実現に向けて取組をさらに進めるとしております。

改定後の主な内容において、住まいとまちの復興にある災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、第2期復興創生期間以降は復興交付金の廃止に伴い別の補助に移行した上で引き続き支援する。家賃低廉化事業の法定の補助率・補助期間を確保した上で、補助率のかさ上げ措置と特別家賃低減事業を管理開始後10年間継続する。

また、被災地における地方創生施策のさらなる活用に向けて、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた各種の取組を着実に進めるとともに、復興の取組と地方創生施策の連携の充実強化を図る。

また、ALPS処理水の取扱いについては先送りできない課題であり、政府として責任を持って風評対策も含め適切なタイミングで結論を出していく。あわせて、処分方法に関わらず国内外の様々な方に丁寧に説明するとともに、風評影響を最大限抑制するよう政府全体で全力で取り組むとあります。

この辺りが、本市に関わりがありそうな箇所と思い記載内容を述べたわけですが、ご当局としては第2期復興創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針をどのように捉えているのか。また、各所管課ではそれぞれどのように施策に反映しようとお考えなのか、お伺いをいたします。

以降は、自席にて質問を行います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 9番伊藤博章議員の一般質問にお答えをいたします。

私からは、第2期復興創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針についてのご質問をいただきました。国におきましては、令和3年3月末までの復興創生期間の終了を踏まえ、令和3年度から令和7年度までを第2期復興創生期間として位置づけ、令和3年度以降の復興が着実に進むための方針を策定いたしました。主な内容としましては、心のケアやコミュニティ形成、子供たちへの支援継続などの被災者支援や災害公営住宅の家賃低廉化事業な

どの住まいとまちの復興のほか、水産業の支援などの産業・なりわいの再生が示されております。

本市といたしましては、現在これらの内容をもとに災害公営住宅等に入居している被災者の見守り・相談支援事業や、浦戸の防災集団跡地の有効活用の検討のほか、水産品・水産加工品による新たな食の提案につながる取組の推進と販路拡大等に向けての事業者支援、地方版総合戦略としての人口減少克服等、地方創生を目的とした「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定などの施策を展開しております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） それでは、引き続きまして災害公営住宅の家賃低廉化、特別家賃低減事業について、今現在どのようになっているかお伺いをします。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 私からは、災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業の概要と編成につきましてお答えさせていただきます。

制度の概要を簡潔に申し上げますと、いずれも災害公営住宅に入居された被災者の家賃減免に係る減少を、国の補助金によりまして補填する制度でございます。

具体的に申し上げますと、低廉化事業では災害公営住宅の住戸そのものを対象としておりまして、住居開始から20年間補助金の交付を受けられる制度となっております。東日本大震災の被災者のみに適用されます特別家賃低減事業につきましては、入居世帯を対象としておりまして入居開始から10年間の補助対象期間となりますが、それぞれ段階的に補助率を引き下げながら入居の負担を軽減する制度となっております。

本市の災害公営住宅は、平成29年度までに全て完成しておりますが、入居の開始時期によりまして住宅ごとに制度適用の周期が異なります。したがって、両制度とも第2期復興創生期間の開始に合わせまして、財源が復興交付金から国土交通省所管の東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金へと切り替わりましたが、引き続き継続している状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） ありがとうございます。それで、災害公営住宅は現在市営住宅という形に条例上はなったかと思いますが、その辺りをもう一度ご説明ください。

○議長（阿部かほる） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

整備する財源につきましては、復興交付金ということでもともと災害公営住宅として整備をさせていただきました390戸になります。こちらにつきましては、平成29年9月の段階で希望される被災者は全て入居が終わったということで、一般の市営住宅として現在運用しておるといふ状況でございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） そうしますと、市内にある市営住宅、それから浦戸にあるのも市営住宅。

地域性は関係なく、一括して今市営住宅という形の位置づけにしてあるわけですがけれども、本来市営住宅は低所得者の方の緊急を含めて生活を保障するというので、基本的に守るべきセーフティーネット的な住宅政策だと私は思っているんですが。

ただ、一方で災害公営住宅の経過を考えた場合、どうしても住むところが災害という形で失われてしまって、危険な地域として指定したので、防災集団移転用地という形で指定したので、やむを得ずほかに住居を建てられた。特に、浦戸の場合なんかは住居を建てる場所がなく、建てられなくて、災害公営住宅という形で住居をまず整備して、それで今度市営住宅になりました。そういう状況とか、置かれる場所によってやっぱり住宅に住まわれる方々の状況とは違うんだと思いますが、この市営住宅の条例の枠内でいくと住む地域の違いとか環境とか、そういう配慮されるべき部分というのは何か給付されるものが条例にあるんでしょうか。

○議長（阿部かほる） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

まず、被災された皆様につきましては、浦戸ということになりますけれども、優先的に入居をいただいているというのがひとつございます。

あと、市営住宅になりましてからでございますけれども、浦戸地区にお住まいの皆様は様々な地区の特殊性というものもございますものですから、入居緩和措置というのを取らせていただいております。具体には、平成30年度から浦戸地区に勤務地を有する方につきましては、一般の住宅は基本的には同居の方がいるというのが原則でございますけれども「単身での入居が可能です」という形で規制緩和もしてございますし、令和2年度からにつきましては地区内に民間の借家がないということ踏まえまして、収入超過者に対して割増し家賃を通常頂きます

けれども、これを免除しているという形で措置も取らせていただいています。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） ご説明のあった免除している部分というのは、どれぐらいこれから続く話。これからずっと続くんですか、それともある期間だけの話なんですか。それ、ご説明ください。

○議長（阿部かほる） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

要綱を基本的に変更する形で、こちらにつきましては取らせていただいておりますので、基本的には引き続き継続するものと担当としては捉えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） その辺のところ、市営住宅にお住まいで市内であれば収入超過になってきて、家賃も高くなるのであれば「どこかに移ってもらわなきゃいけないよね」「条例上はそうだよ」と。条例を見ると、そういう方々に対して行政としてはあっせんをしたり、そういう丁寧な対応をしなきゃいけないという形になっているかと思うんです。受入先がそこではありますよね、市内であれば。

ただ島であれば、そうやって特例を設けて家賃を軽減するなどの努力をいただいていることに、感謝はするんですが。一方で島の方々にとしてみると、被災地の災害公営住宅、市営住宅で家賃が上がりそうだという新聞記事等を見て、「一体私たちはどうなるんだ」と心配しているわけですよね。

浦戸振興推進協議会からも、激変というか「家賃が上がらないように、ぜひ配慮してほしい」という意見もあるかと思うんですね。島で生活するというのは、どうしてもコストがかかります、こちらで生活するよりも。商品を含めて、全てのものに交通運賃というものが加算されていったりするので、なかなかこちらと同じような価格帯で生活していくわけにもいかない。

それからもう1点は、ライフラインの部分では今まで島民の方々の島民同士の協力に頼りながら、何とか自分たちの生活に合うような形で生活してきた部分があるんですが、それもだんだん高齢化と人口減少ということで若い方が少なくなってくると、そういう支えも苦しくなってくる。そうやってきて、今度は普通のライフラインということで事業者にお願いするような形になってくると、やっぱりそこは当たり前の料金が取られるようになってくる。

ということで、議会としても要望を受けて燃油なんかの船賃の部分に助成をいただけるようにということで、行政にもご協力いただいてそういう要項を定めて実施していただいているところではあるんですけども。島民の方が安心して住めるように、気持ちに余裕を持っていただけるようにはそういうメッセージを発していく。「家賃についてはある程度市としても特別な地域として考えなきゃいけないと思っているので、そこはもう通常のものとは違うんだ」というぐらいの情報発信というものが必要になるかと思うんですが、そういったことは今庁内でご検討されていますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、過般浦戸振興推進協議会から災害公営住宅の入居要件のさらなる緩和の要望を頂戴しているところでございます。先ほど部長ご紹介申し上げました特別家賃低減事業につきましては、浦戸に限ったことではなくて、全ての地区で「11年を迎えるまで、基本的には被災者に対する配慮というものを継続しましょう」ということで制度上継続しておりますので、これは同様にやらせていただきますけれども、こういった状況も踏まえながら今後の災害公営住宅の在り方、市営住宅の在り方というところにつきましては、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 市でやっていらっしゃる、市長が掲げるプロジェクトの「浦戸プロジェクト」の中でも、浦戸地区においては住居の問題等々が相当重大な課題であるということは、この間協議会の中でもご説明いただいたわけですから、ぜひ島民の皆さんが安心して住んで、そこに新たな形で移住・定住を考えている方々も「稼いでしっかりそこに住んでいけるんだ」というぐらいの姿というのを行政が示すことが必要だと思いますので、その辺はしっかりお願いしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次にALPS処理水の取扱いというか、ALPS処理水の件についてお伺いいたします。

現在政府はさきの基本方針に従って来年春、早ければ2月と言われていますが、要は海への放出を行うということを決定して、毎日のようにテレビのコマーシャルでは経済産業省が「ALPS処理水がどれだけ安全か」ということを、CM広告を出して国民への理解を深める努力をしているのかと思います。

そういった中、経済産業省が先頭に立って、最も影響を受けるであろう漁業者の代表機関と
いろいろ話をしているようです。そういった中で条件等もいろいろ出てきているんですが、塩
竈市としてこれまでの様々な県の取組についての経過や地元事業者の考え方、それから国が具
体的に漁業者等の代表者に示した条件、条件というか「こういう支援をしますよ」という案に
ついて、どのように捉えているのかご回答いただければと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木陸奥男） それでは、政府が行いますALPS処理水の取扱い
等々についてご回答申し上げます。

まず、初めに、政府が行いますALPS処理水の基本的な考えからご説明申し上げます。放
射性物質を含む汚染水を規制基準まで浄化したALPS処理水に含まれますトリチウムについ
て、規制基準の40分の1未満に希釈をして海洋放出するという計画となっております。

先ほど、議員からお話しございましたが、この海洋放出時期につきましては、当初基本方
針決定から2年程度であります来週にも放出と我々もお話を承っておりますが、現時点にお
きまして国からその時期につきまして詳細についてはまだ明言されていないというのが状況で
ございます。

さらに、漁業者への支援という部分でございますが、国といたしましては風評対策といたし
まして、宮城県の水産業への支援につきましては行動計画に基づきます生産から流通加工、消
費までの過程において支援を実施したいと。さらに、ALPS処理水対策基金というものを、
国で基金化してございます。こういったものを活用しながら、水産物の流通促進、販路拡大な
どにより、風評影響を最大限に抑制する取組ということが我々にも示されているということで
ございます。

さらに、本市水産業の方々への説明、情報提供の部分でございますが、経済産業省資源エネ
ルギー庁と東京電力によりますALPS処理水の海洋放出に関する説明会が、今年7月26日に
市内全ての水産関係者で構成されます塩竈市水産振興協議会会員を対象としまして開催をいた
だき、市としてもオブザーバーとして出席をさせていただきました。その際に、出席者の方々
からはこのALPS処理水の海洋放出について「反対」の意見が出されました。また、放出以
外の処理方法についても再検討を求めるとともに、相談窓口の開設でありましたり伴走型支援
の確立、風評被害に対する賠償が適切になされるよう要望が出されたというところでございま
す。

本市といたしましても、今後国の動きに注視していきたいと考えております。よろしくお願
いします。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 漁業者の方々からの声というのが議会にも寄せられて、例えば過去に決議
という形で意見書を提出した経過があるんですけども、内容的には変わってないと思います。
そのとおりだと思います。ただ、全く反対するわけではないわけですよ、中身を見る限り。
納得いかなければ反対だというだけの話であって。

そういった中で、福島県と宮城県の漁業者で基本的に違いがあるような話というのはあるん
でしょうか。それとも、同じ一つの枠組みの中で条件が出されてきているのか、その辺ご説明
ください。

○議長（阿部かほる） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木陸奥男） それでは、お答え申し上げます。

我々に入ってきておりますのは、宮城県の水産業に対する支援ということで話を承っていま
して、福島県の状況というのは入ってきていないというのが正直なところです。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） この間全漁連の会長に対して、西村経済産業大臣がいろいろお話をしたよ
うです。その中で条件として出てきたのが、支援の中身として出てきたのが、海洋変化等によ
る漁獲物への漁業者としての対応の変化をしていくための、そういう漁具等に係る費用を支援
する、対象にするという言い方をしているんですね。

特に大したものだろうと思っているのは、そういう具体的にこの太平洋沿岸が地球温暖化の
影響での海洋変化、それから地球温暖化の原因である二酸化炭素の放出量が多くなることによ
っての海の酸性化ということをよく知った上で、漁業者へ「こういうこともできますよ」と話
をしているのかなと思っているんですけども。

そのときに、これはALPSとは直接関係ない話になりますが、常日頃地域資源、塩竈市の
資源として水産業というのは大きな役割を果たしている。特に浦戸地区での生活等を考えたと
きに、浅海漁業というのは大きな役割を果たして、今後浦戸再生プロジェクトを含めてこちら
側のワカメの業者を含めてそういう漁業者の方々が地域資源というものを生かしながらまちづ
くりを進めるに当たっては、そういう作業というのは塩竈にとっては大変魅力的なことであっ

て、支援をしていかなきゃいけない業種だと私は思っているんですけども。

そういうときに、常日頃漁業者の方々と環境変化であったり海の状況とか、できれば定点で海の状況をしっかりデータとして観測して、専門家を交えて「海の状況はこうなってきたよ」「こういう魚種が増えている」とか「こういう魚種が減っているよ」とかということを、科学的根拠に基づいて漁業者の方々としっかり意見交換をして、将来どうあるべきかということちゃんと目標を共有しておかないと。漁業者の人に話を聞いても、「今はまだ大丈夫だ」「大丈夫だ」という意見だけしか出てこないでしょう。だけれども、そこに若い方が入っていくと、何とかしたいと思うわけですよ。

だけれども、結果的には「郷に入れば郷に従え」で、一旦みんなと同じような生活の中で漁業をしながら、何とかもうちょっと頑張れないかなという思いを持っていた方もいると思うんです。ということであれば、それだけ行政がそういうところをリードしながら、ただ行政と直接漁業者ではなかなか話もまとまらないところがありますので、外部の人材を入れてしっかりと科学的データに基づいて議論を深めて、どうあるべきかという姿を共有すべきだと思うんですが、今そういうことをなさっていますか。

○議長（阿部かほる） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木陸奥男） それでは、海洋変化の部分についてお答え申し上げます。

実は、今議員からお話しされた部分におきましては、先週佐藤副市長と我々担当課で、地元の養殖業者の方々にご協力いただきまして、養殖現場の現地を見させていただいたところがございます。今おっしゃっていただいた海洋環境の変化という部分を、生産者の方からお話しいただきましたので、まずは宮城県にもこの情報を伝えながら、今ご指摘いただきましたとおり我々だけでなく宮城県にもご協力をいただきながら、生産者と情報共有させていただいて、今後対策等どういった部分に対応できるのかについても協議していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） ぜひ、今ご説明あったようにしっかりと進めていただきながら、地域おこし協力隊としてこれからもどんどん若い方が入られてきたときに、夢とか希望がしっかり持っていて、そこに定住・移住できるような、島おこしとなるような施策に結びつけられるようにご努力いただければと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、次に学校教育の現状と課題についてご質問させていただきたいと思います。

文部科学省は、緊急事態宣言が全ての都道府県で解除された後も、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症と共に生きていかなければならない状況にあることから、令和2年6月5日これまでの通知の内容等を踏まえ、学べる保障に関する基本的考え方とそのための支援施策「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学びの保障の総合対策パッケージ」を取りまとめました。

本市学校教育現場でも、学びの保障を確保するために市教育委員会や現場の教職員の皆様が全力で児童生徒に対応されていることに、まず感謝を申し上げます。

しかし、ある調査結果においては「コロナ禍以前から家庭の経済状況と学力には強い相関があり、世帯所得が増えるほど成績がよくなる傾向にあったところ、今回の臨時休業によりもともと学力の高かった子供の勉強時間の低下は限定的だったものの、学力の低かった子供の勉強時間は顕著に減少していることから、学校休業は教育格差を拡大させたと考えられる」旨結論づけていますが、私もこのような現実があるものと危惧しております。

また、文部科学省の調査結果からは「新型コロナウイルス感染症によって、学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子供たちの行動等に大きな影響を与えていることがうかがえるという課題を踏まえ、教育相談体制の充実を推進、未然防止と早期発見・早期対応の取組や、家庭地域社会等の理解を得て地域ぐるみで取組を推進する」と述べています。

実際本市の学校現場でも、登校支援が必要な児童への対応がなされている状況を見聞きしたり、新型コロナウイルス感染症に感染し回復しても登校できない児童からは、「学校に行けないことで、僕も苦しいんだ」と、児童の心の叫びを実際聞く機会もあります。

おかげさまで、学校の先生方の適切な対応で短時間だけでも登校できるようになっており、一安心しているところですが、文部科学省が指摘しているように子供たちの行動等に大きな影響を与えると実感している。新型コロナウイルス感染症によって、児童生徒や学校や家庭における生活や環境が大きく変化する中、平成28年12月14日に議員立法により交付された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」により、文部科学省の過去の不登校施策に関する通知を廃止し、改めて整理し不登校児童生徒への支援の在り方について通知が令和元年に示され、全ての教職員が法や基本方針への理解を深めることが求められています。

さらに、文部科学省は義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質

の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題を対応することを求めています。

このような状況を踏まえ、本市の学校教育の現状と課題について教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） お答えします。

伊藤議員がただいまおっしゃったように、コロナ禍の中でこの2年半、3年になりますけれども、かなり学校教育の課題というのが今までとは違った形で出てきているのかなと考えております。

まず、私の認識も伊藤議員の今説明の中にあつたように、1つは学力の問題。これに関しては、家庭の経済状況との関わりとどう関係しているかというところで、国の調査ではある程度相関関係があるというところが出てきております。その中で、学力と質の高い教育については、関係してくるかなと考えております。授業づくりについて、それぞれのクラスで授業づくりを先生方がどうやっていくかということが、子供たちの学力にも結びついていくのかなと捉えております。

もう一つは、登校・不登校の問題ですね。先週もここで答弁させていただきましたけれども、やはりコロナ禍の中で子供の環境が変わってきているところで、全国的に宮城県も塩竈市も不登校の率が増えてきているというところで、その相談体制というのはさらに充実させていかなければならないところかと捉えております。

もう一つ、教員の働き方改革については、校務支援システム等でそれぞれ一つ一つ変わってきている部分がございます。ただ、まだまだいろいろ手をつけていかなきゃない課題はたくさんあるかなと考えております。最近話題になっている地域部活動に関しても、同じようなところでありますけれども、そういう大きな観点で議員がおっしゃっている課題というところは、教育委員会でも同様に認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） ありがとうございます。

常日頃拝見させていただいて、なかなか学校に行く機会もないんですけれども、朝子供たちを見ても元気に登校している子供たちもいます。子供から、元気に声をかけていただいたりと

ということもあります。ただ、そういった中で学校現場の話を知ると、学校長を含めて相当大変な状況で、それぞれの家庭の状況も違うことから、対応に苦慮なさっているんだろうなと推察しているところなんです。

それで、1つお伺いしたいのは、文部科学省では学校の裁量権限の拡大ということを随分言っていると思うんです。それで、過般の新聞記事にもありました黙食継続、学校給食で。塩竈市の場合は学校に一任ということで、どちらかというと学校に権限を随分与えているのかなと思うんですけれども、市教育委員会等と学校長が管理する学校との関係というのはどのようにお考えになって取組まされていますか。

○議長（阿部かほる） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 市教育委員会で進める部分と、地域性がありますので各学校の地域の実態に応じた形でというところがありますけれども、例えば学びの共同体による授業づくりというのは市全体でやっていくという、市教育委員会が音頭を取ってやっている部分でございます。

ただ、それ以外に各学校の校長を中心とした学校の経営の方針というのは、昨年度そして今年からコミュニティースクールを導入しておりますので、地域の学校運営協議会の方々の意見を聞きながらその地域に合った教育活動をしていこうというところで、任せる部分は任せるというところなんです。

その例としては、例えば第二小学校ですと校長と職員が考えてNIE、教育新聞を学校の教育に入れていくというNIEの組織に今年入っておりますし、あとは第一小学校と第二中学校でいえば、JRCといって青少年赤十字に入って、この間は第二中学校でガス体育館を使って防災教育の自主公開をしているというところがございます。あとはユネスコスクール等に入っている学校もありまして、それぞれの地域あとは校長を中心とした先生方で独自に取り組んでいるところもございます。

ということで、授業づくりに関してはこうだということを市教育委員会を中心に、あとは各学校の地域の実態に応じて対応しているというところがございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） それで、自主的にいろいろな授業をなさっているという話はお伺いしたんですが、市の条例で塩竈市立学校の管理に関する規則というのがあるんですね。その第8章の「雑則の事務の専決」というのがあるんです。それを見ると、校長は教育委員会教育長の処

理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決することができる。1つは、配当予算の用途に関すること。あとは、1件10万円未満の物件の購入及び修繕に関すること。

なぜこれを言うかということ、基本的に学校の裁量権限の拡大をするためには、学校予算について学校の企画や提案に基づいた予算の配分、それから用途を特定せず総枠内で予算の用途を校長に委ねる裁量的経費の措置ということも必要なのかなと思っているんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部かほる） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 各学校における予算の権限を、どう校長の判断で拡大云々というところだと考えますけれども、その辺に関しましていろいろな学校で使えるお金、総合的な学習の支援とかは各学校に委ねているところもございますけれども、それ以外に関しまして今後どのような形がよりよい学校の運営にふさわしいものなのかというところを様々検証していきまして、特に先ほど申しましたように地域学校協働活動、あとコミュニティースクールで地域の方々の意見をどう反映していくかというところもございますので、それも含めまして今後各学校がやりやすい、ただ何でもかんでもではちょっと難しいところがありますけれども、どの形がふさわしいのか今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） ご検討いただけるということは、これから新しい取組になるかと思っておりますのでやっていただきたいんですが。

よく私もPTA役員をやっていたときに、学校は基本的にPTA会費という部分が自由に使えるといたらおかしいですけども、予算的にどうしてもそこを当てにするところもあるんですよ、いろいろなところで。でも、それが今いろいろな面で、本当に無条件でPTA会費を集めて、それを使っていいのかどうかという議論もいろいろ指摘されているようでもありますので、そういった意味ではもうちょっと学校長の裁量を拡大していただけるのであれば、最低限使いたい予算について学校の意見も取り入れて、しっかりと教育長が。

昔こういう議員がいたんですが、「教育長は、教育界の市長だ」と言った議員もいらっしまったんですけども、ぜひそういう覚悟で市長部局と予算の獲得に向けて頑張っていただきたいと思うんですが、その辺ご覚悟いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） ありがとうございます。

私も今塩竈市の教育長をしておりますけれども、現職時代はほかの市教育委員会で行政の経験もございます。ということで、様々な市町村でどういう対応をしているかという情報を仕入れながら、「じゃあ、塩竈市はこうしていこう」というところで今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） その辺につきましては、期待を申し上げますので、よろしくお願いをしたい。全て子供たちのためでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、もう1点関連してお伺いしていくんですが、教育委員会の点検評価報告書（令和4年版）これを見ると、16ページ辺りに教育研修会というのがあるんですね。「こういうことをやりますよ」ということがあるんですけども、それは先ほど私が質問した今回の国の様々な改正の部分で、教職員含めてしっかりと検証しろとあるんですけども、そういったものというのは今度令和5年度版になったら、たしかこれ令和5年になったら進めるような話だったと思うんですが、こういう実績報告書なんかに出てくるものなんですか、お知らせください。

○議長（阿部かほる） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 教員の研修に関しましては、市教育委員会だけの単独の動きじゃなくて県教育委員会の、例えば総合教育センターでいろいろな研修の機会を与えております。また、つくばの中央研修とかも県教育委員会から推薦を受けた教員が行ったりしておりますけれども、ただ県教育委員会のやっていることだけではなかなか不足しているところもございます。いろいろ教育長会議の中でも県教育委員会に要望はしているんですけども、若干塩竈市の子供の実態、先生方の実態に合わせて市としての研修というのはやっていかなければならないところかなと考えております。

もう既に動いております、例えば小学校の先生方は若い先生が多くなってきて、体育の授業がなかなかうまくいっていないということで、体育専門の校長もおりますのでこの間声をかけて、冬休み明けから教員対象の研修を塩竈市独自でやっていく計画を今立てております。同時に、発達障害（LD学習障害）の子供たちを各クラスで、どういう手だてで子供たちそれぞれの個に応じた指導ができるかというところで、尚絅学院大学と連携協定を結んでおります。

あとは、東京学芸大学の専門の先生とのオンラインの研修会を年明け1月21日に、これも市教育委員会独自での研修という形で計画しておりますので、そういう形で市独自での先生方の研修も含めて考えております。それを点検評価報告書に表していきたいなと思いますけれど

も、どうしても予算の絡んでいる部分で表現するところでございますので、体育の先生方の研修というのは一切予算なしでやろうということで動いておるところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 予算は取ってください。予算がない中で無理くりやったって、いいものは生まれませんので、ぜひ予算を取ってしっかり成果として我々にご説明、私どもに説明いただけるように頑張ってくださいと思いますので、市長よろしくをお願いします。

それで次、先ほどから教育長からお話として出ておりましたが、地域全体で教育を支える体制の充実の中に、これは「令和4年度塩竈市の教育」を見ています、「こういうことをやっているんですよ」ということですね。その中に、学校運営協議会（コミュニティースクール）の推進というものがあります。この学校運営協議会は、規則を定めているんですね。昨年2月15日にできたようですが、これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条5の規定する学校運営協議会ということで必要なものを定める。これで定まっているんですね。

学校運営協議会を見ると、「対象学校の校長は次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得ること」になっているので、今までの評議委員会とはまた違うんですね、もっと踏み込んでいますよね。内容を見ると、「学校教育目標及び学校経営方針に関すること」「教育課題の編成に関すること」「学校予算の編成に関すること」「その他対象学校の校長が必要と認める事項について」ということになっております。

その中でお伺いしたいのは、この第7条にもあるんですが「協議会は対象学校の運営について地域住民等の理解・協力・参画等が促進されるよう努めるものとする」となっているんですが、先ほど学校を取り巻く教育委員会なんかの様々な通知が変わってきました。そういったものを学校運営協議会の方々にもしっかりと、外部にこれから地域の方が入って来たりするんですね、外部の方が。そういう方々もちゃんと情報を共有して、学校の先生方も安心できる、外部の方々が入ってもそういうところは何も言わなくてもとか、ちょっと発言しても意見が通るような体制整備、お互いの情報認識の共有というのが必要だと思うんですが、その辺はいかがになっているでしょうか。

○議長（阿部かほる） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 今年度から、学校運営協議会（コミュニティースクール）を全ての学校で取り入れてやっておりますけれども、実は一小・一中・杉の入小学校は昨年度か

ら試行的にやらせてもらっていました。その中で、昨年度なので令和3年度から試行的に行っていたときには、令和2年度の3月に既に学校運営協議会の方々に集まってもらって、「令和3年度はこういう学校経営方針で、こういう形で進めていきますよ」という会議を、令和3年度じゃなくて令和2年度末に行ってご理解いただいているというところでございます。

今年度は、全ての学校に導入して今進んでいるところでございますので、なかなか完全に100%完成しましたよというところではございませんけれども、今後そのような地域の意見が学校運営にいろいろな形で反映できるような進め方を、さらにバージョンアップさせていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 第一小学校なんかの取組については見させていただいたので、対象学校の地域に商店とかがあるところはまだやりやすいところがあるのかなと見ていたんですけども、ほぼ住宅地しかないような学校になっていた場合に、本当にどう協力していくものなのかというところを危惧はしていたところだったんですが。

それで、先ほど学校運営協議会の委員になられる方々に対して、学校で勧められる研修の内容と同等のものをしっかりと共有するようにしてほしいとお願いしたのは、この同じ規則を見ると15条で「教育委員会は、委員に対して協議会及び委員の役割、責任等に正しい理解を得るため、必要な研修等を行うことができる」とありますね。こういうところはしっかり予算を取られて取組をする。そこにも、できれば担当となる学校の先生方も入っていただいて、しっかり情報を共有しながらやるべきではないのかなと。

制度があるからやるのではなくて、今まではどっちかという地域を学校に入れられないような工夫ということをしてきた。これ、しょうがないですね。そこは折り合いつかなかったわけですから、今まで。PTAという唯一の窓口だけになっていたんですが、そこを今度はどんどん地域を入れてということになってきているわけですから、その辺のことについてまだまだ「昔はこうだった」という思いのおじいちゃん・おばあちゃんたち含めて、昔のPTA役員の方々も多いと思いますので、そういった部分との違いというものをしっかり説明しながら協力いただけるような、子供は地域で育てるということが実現していくようになってほしいなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（阿部かほる） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 学校運営協議会の委員の方々は、PTAのOBとか町内会の役員の方々とか、いろいろ様々でございます。これと同時に、地域学校協働活動も並行して進めていて、そのコーディネーターも入っているというところでございます。

ということで、その方々の研修会等も充実させていって県教育委員会でも、今宮城県でコミュニティースクールが少しずつ進んでいるんですけども全国と比較するとまだ弱い部分がございますので、その辺県教育委員会とも連携取りながら学校運営協議会委員の方々の研修も充実させていくことが地域の学校として育っていくものかなと考えておりますので、これからはますますその辺充実させていくことに努力していきたいと思っております。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 確かにお話あったように、令和3年3月26日に学校協働活動地域コーディネート設置要綱が定められて、多分同3月26日には塩竈市放課後子供教室実施要綱ができた。多分ここに決着して、このところに結びついていくんだと思うんですね。

だからこういう枠はできたわけですが、私たち含めてこれを理解しているとは言えない。今回調べたから分かるものであって、そういったところもっと分かりやすく説明して、その効果が高められるようにしっかり予算も獲得して、教育長の力を発揮していただければと思っておりますので、それで終わらせていただきます。お願いします。

○議長（阿部かほる） 以上で、伊藤博章議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は14時といたします。

午後1時53分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番小高 洋議員。

○14番（小高 洋）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、一般質問を行います。小高 洋でございます。

通告に従いまして、大きく4点についてお伺いをいたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて1点目、学校給食についてお伺いをいたします。学校給食につきましては、1日の学校生活における単なる昼食・食事ということではなくて、学校給食法あるいは食育基本法等を含め様々な教育上の観点から位置づけがなされているものと捉えております。そこで、初めに本市塩竈市としての学校給食の教育上における位置づけ、その考え方についてお伺いをいたします。

以降の質問については、自席にてお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 14番小高 洋一議員の般質問にお答えを申し上げます。学校給食についてのご質問のうち、学校給食の教育上の位置づけについてお答えを申し上げます。

学校給食につきましては、学校給食法第1条におきまして「児童生徒の心身の健全な発達に資するものであるとともに、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」と定義されており、教育上大変重要な位置づけにあると認識しております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。先ほどご答弁いただいたとおり食事としての考え方、また心身の健康的な発達の考え方、そして食に対する理解等々ということで一定考え方についてお伺いいたしました。

それで、そういった考え方を深掘りしていけば様々あるかと思うんですが、そういったものを踏まえて「実際にこんなことに取り組んでいるよ」などということがあれば、前段お聞きしていきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 学校給食の取組といたしましては、例えばふるさと給食といって地元食材ですとか地元の食べ物、そういったものを使って子供たちに地元のよさをPRするような取組を行っております。例えばかまぼこですとかささかま、そういうものを使ったおでんですとか、それから「海保カレー」なども学校給食の中に提供したりですとか、あとは魚などをふんだんに使ったメニュー、そういったものを提供しております。

以上になります。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。先ほどふるさと給食という話もありましたけれども、教育的側面といいますか地元理解、郷土愛といいますかそういったところを踏まえた取組なんかも行われているなどお聞きをいたしました。それで、実は私も保護者であったときに一度給食を体験する機会がありまして、そのときは「チリコンカン」というんですかね、海外の特徴的な食べ物を提供していただくような取組もされていたかなと受け止めています。

ただ、給食においてそういった教育的側面というものがあ一方で学校給食、特に給食費の部分でお伺いしていきたいなと思うんですけれども、この間子供を取り巻く環境の変化というものを見ていきますと、7人に1人の子供が今貧困状態と言われる状況になってきている。近年では、コロナ禍あるいは今まさに物価高騰という最中で、経済状況が非常に不安定となる家庭が増えている。こういった状況がありまして、そういった中で例えば朝食の欠食ですとか、あるいは必要な栄養を給食で賄うそういった状況も、一方で聞こえてきているということであります。

そういった点でお聞きしたかったのですが、本市では児童1人当たりの給食費について、1食あるいは月額・年額といったところでよろしいんですが、大体どのぐらいの負担になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 給食費についてのご質問でございます。

小学生につきまして、まず児童1人につき大体年額4万8,300円でございます。1食当たりに直しますと276円となっております。中学生につきましては1・2年生、生徒1人につきまして年額5万5,939円。3年生は年額5万2,960円でございます。各学年とも、1食当たり331円となっております。

給食費の集金回数・集金額は、学校ごとに異なっておりまして、1年当たりの集金回数は学校ごとに8回から9回に分けて集金しております。1回当たりの集計額は、5,000円台から7,000円程度まででありまして、月額幾らという金額ではございませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。年間大体5万円から5万円半ばというところで、お伺いいたしました。結構な額だなと、受け止めております。

それで、この間学校給食費を保護者の方からいかにご負担いただくかというところで、徴収事務のところでは様々ご努力あったと思いますが、収納率と申しますか、未納率と申しますか、そういった数字、その辺りについてお教えいただければと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 収納率でございます。各年度とも若干違うんですけれども、大体99%を超える収納率となっております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。様々、先生方もご苦労なさっている部分もあるかなと思いますが、こういう大変な状況の中でもそういった納めていただいているということについては、理解をいたしました。

それで、今回（1）の③のところ、学校給食の無償化についてということでこれからお伺いをしていくわけなんです、給食費に対する支援というのは様々あるかと思うんですけれども、その前段として学校給食法について自治体の給食費を補助する、そういった実施の関係において学校給食法との関係ではどのような認識にありますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 学校給食に係る経費につきましてでございます。学校給食法第11条で、学校の設置者と給食の提供を受ける児童生徒の保護者が、分担するように定められております。食材等の購入に要する経費は保護者が負担するとされておりますので、保護者負担の継続を考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

学校給食法第11条というところで、食材の部分について保護者負担ということで定められていることをもってのお話だと受け止めておりますが、それであるならば自治体として給食に対して補助をしていく、支援をしていく、そういったものが果たしてできるのかできないのかというところを踏まえて考えますと、例えば2018年12月6日参議院文教科学委員会におきまして日本共産党吉良よし子議員の質問に対して当時の柴山昌彦文部科学相が、学校給食法第11条の規定について「1954年文部事務次官通達のとおり、給食費の補助を禁止する意図はない」「地方自治体はその判断によって全額補助することを否定するものではない」ということで明確に

ご答弁をされたわけでありまして、そういった点で様々な政策判断等々をもって自治体がこれを必要だと判断すれば、それは当然可能なことであると私も受け止めているところであります。

そういったところで、そうであるならば現在まず確認なんですけど、本市において給食費というところについて何か支援が行われていることがあれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 今回の定例会でも補正予算を提出しておりますけれども、今回の食材の高騰に伴いまして学校給食の栄養価や量が損なわれる恐れがある場合、保護者負担が増えることのないよう補助金を交付するというので、今私どもは対応いたしております。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。議案の中身ですので、そこについてはこの場で触れることはいたしません、そういった形でこれまでも様々な形で支援もあったのかなと捉えております。

そういった中でお聞きしたいのですが、そういった点では本市において学校給食費を無償化していく取組について、何か検討段階にあるのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 仮にですけれども、無償化した場合の経費が幾ら増えるかという試算でございます。令和4年度におきまして、今回の学校給食費保護者の皆様の負担分、トータル額で約1億7,700万円というのが、保護者の皆さんに負担していただいているお金でございます。これを無償化した場合、このような新たな大きな財政負担が伴うということが予想されます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） ありがとうございます。1億7,700万円ということで、確かに財源的には、大変ハードルの高いお話でもあるのかなと捉えております。

そういった状況の中で、例えば県内はどうなっているのかなということで、いろいろ調べてみたんですが、古い話になっちゃうかも分かりませんが、平成21年度のところで見ますと3つぐらいの自治体が完全無償化というところでやっておられる。それで、平成23年度からは富谷市ですとか栗原市ですとか、あと利府町でも条例提出されたなんてお話もお聞きしております。

それで全国的に256ほどの自治体が今小中学校で完全無償化をやっているということで、この間自治体間の中で広がりが出てきているということで、それを踏まえてどのように進めていくかという議論もまた一つ必要なのかなと思っております。

それで昨今、前段申し上げましたとおり子育て家庭を取り巻く経済環境の変化と、あるいは冒頭ご答弁ありましたとおり給食を教育の一環として重要な位置づけと捉えておられる。学校給食法の第2条においても「学校給食は食育である」と、これ明確にうたわれております。そうであるならば、憲法第26条「義務教育はこれを無償化とする」ということでうたわれていることもありますので、本市でもぜひ給食の費用の無償化というところについて、一歩ずつ踏み出していきたいなと思うんですが。ただ、私が先ほど申し上げたような法の趣旨等々踏まえたと、本来これは国の責任で恒久的に無償とすべきものであるということは、私も考えているところであります。

そういった点で、例えば国に対する給食費の無償化の働きかけですとか、そういったものが行われているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 各自治体の考え方によって、無償化の考え方はいろいろあるようでございます。国のそういった財政支援がもし可能であれば、今後検討する可能性もあるかと思えますけれども、まだそういった話は出ていないものですから、そこも含めまして今後の国の動向等を見据えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 改めて、もう一度お聞きしたいと思うんですが、市長会議なんかでもこういったお願いをなされておったかと思うんですが、国に対してこういった部分に関する補助の関係では、何か働きかけされていなかったですかね。その辺り、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 2か月ぐらい前だと思いますが、あと調べれば分かると思いますが、市長会に村井知事がいらっしやったときに、ちょうど富谷市が給食費の無償化を打ち出した記事が出た周辺の時期でございました。そのときに、私から手を挙げさせていただいて、この辺のところについて発言をさせていただきました。

それぞれ市町村の状況については、もう今さら言うまでもなく財政的に豊かなところ、高齢

化少子化がまちまちでございます。それぞれの行政課題をどのように位置づけるかによっても違ってくると思いますが、そういったところで不公平な対応しかできない状況になっていくことはどういうことなんでしょうかねということ、ちょっと給食費を出して提案はさせていただいたところでございます。知事からも、「そのとおりだ」というご発言をいただきました。

ご承知のとおり、医療費の所得制限の撤廃も含めて、塩竈市は残念ながら14市の中で一番最後ということになっております。そして、また給食費の問題が出てということで、大変重要な課題だと捉えておりますので、気持ち的には出したいのは当たり前でございますが、今この1億8,000万円という財源を毎年出し続ける、もしくは小学校6年の方、中学校3年の方、ほかの自治体が行っているやり方をさせていただいたとしても、医療費の撤廃だけで4,100万円、毎年同水準でいけばかかってまいります。給食費についても、まだ、そういった計算をするに至っていないのは、それだけまだ今の段階で取り組める状況ではないと判断しておりますが、周辺の状況の情報をしっかりと捉えて、その上で県に対しても不平等にならないようにぜひ国に対しても強気に働きかけていただきたいということは、今後とも継続してお願いしていきたいと考えてございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。これから小学校6年生、中学校3年生なんてどうですかなんていう話もさせていただこうかと思ったんですが、確かに国あるいは県もなかなか踏み出していだけない、こういった状況については私もじくじたる思いであります。

そういった中で、様々自治体間格差という話もありましたけれども、そういった自治体の努力の中で、今まさに広がりが出てきているなど捉えておりますので、確かに1億8,000万円は非常に高いハードルであるということについては認めるものの、先ほど市長自らご紹介いただきました例えば教育費のかさむ6年生ですとか、中学校3年生ですとか、あるいはよその自治体を見ていると多子世帯の部分についてですとか、あとは給食費の一定の割合分について様々な取組が行われているということもございますので、その辺りにつきましてはぜひ今後重要課題として強くご検討いただければなと思っておりますので、お願いを申し上げます。

続きまして、2点目新型コロナウイルス感染症拡大の現状と感染者等への支援についてということでお伺いをいたします。

それで、この間感染者の全数把握について執り行わないということになりまして、なかなか入ってくる情報が少なくなったという中で、報道等ではアルファベットが多岐にわたり過ぎて

なかなか覚えられないんですが、様々変異株の話なんかも出てきている中で実感として非常に感染者が増えてきているということは感じつつも、その状況がよく分からないという声が聞こえてきているところであります。

そこで、冒頭本市における新型コロナウイルス感染症拡大の状況について、この間の傾向・推移等についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 末永新型コロナウイルス感染症対策専門監。

○総務部政策調整管理監兼公民共創推進専門監兼新型コロナウイルス感染症対策専門監（末永量太） お答えいたします。

本市におけます、新型コロナウイルス感染症拡大の状況についてでございます。まず、議員もご承知のとおり、去る9月2日以降県におきまして陽性者の全数把握の在り方を見直しまして、現在発生届の簡略化が実施されておりますので市町村としても、仙台市は例外なんですけれども、各市町村ごとの全数把握、感染者数が公表されていないという状況でございます。例えば、本市におきましても具体的な数字が公表されていないので、分析はなかなか難しい状況だというのが前提としてございます。

なお、今申しましたとおり、県内全体の数字は公表されておりますので、その傾向についてちょっとお話しさせていただきますと、まず現在既にニュース等でもありますとおり第8波が始まっているのは間違いないだろうと考えています。10月10日以降ひたすら増加傾向が続いていまして、11月の末日11月30日には4,447人という過去最多に迫る人数を記録していますが、実は先週なんですけれどもさらにその人数を超えまして、12月14日に4,704人という陽性者数の公表がございました。ただ、これ実は最高人数ではないです。

年代別の分析で見ますと、11月で1か月で捉えますと20代・20歳代以下の若者世代が全体の44.9%、そしてその親世代に当たる30代・40代が合わせて31.2%ということになっていまして、推測なんですけれども家庭内での感染者数が主な今のはやりの状況なのかなと捉えているところでございました。

なお、12月の中旬あたりを見まして、現在のところ陽性者数というのはピークから若干減少傾向も見えるんですけれども、依然として高止まり傾向にあるというところでございます。今後、年末年始を迎えます。人の流れも非常に多くなるかと思えます。そういったことから、全く油断はできない状況だというのが現在の状況と捉えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。なかなか難しい状況が、まさに目の前にあるということで、受け止めさせていただきました。

それで、次のところに行くんですが、次に新型コロナウイルスに感染した際に、実際どういった行動を取ればいいのかというところについても、全数把握との考え方との関係でいろいろ変わってきたところもあるかなと思っております。それで、65歳以上の方、あるいは入院を要する方、また重症化リスクがあって治療・投薬等が必要な方、可能性がある方を含む妊娠されている方、こういった陽性者の方のみが発生届の対象となるということで、これ以外の方については基本的に保健所では介入しないということで、サポートセンターというものがあるものの、基本的には自己判断における対応というものが求められるようになってきているということで、「じゃあ、どうすればいいの」という戸惑いの声が聞かれているわけでありまして。

そこで、教えていただきたいのですが、仮に何らかの病院なり検査なりで陽性者として診断されたという場合に、どういった行動が求められるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） では、私からお答えします。

まず、自主検査等で陽性になった場合の対応については、議員ご指摘のように県が設置します陽性者サポートセンターに登録していただくという形になります。そちらに登録していただいて、例えば宿泊施設の紹介であったり、あるいは療養における生活の支援品、そちらの支援を受けることができますし、あと万が一体調が悪化したときなども陽性者サポートセンターには医師が常駐してございますので、そちらの判断を仰ぐという形になります。

あと、どういった行動が求められるのかというお尋ねに対しましては、療養期間中感染拡大防止のために、まず外出を自粛していただくというのが一つ基本になりますし、あとその後ご自身で健康観察を行うという形になります、自己検査の場合は。万が一悪化した場合には先ほど申し上げた陽性者サポートセンター、こちらへ相談していただくという流れになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりましたというか、これが非常にハードル高いといえますか、なかなかどのように判断をしていいのかという意味では、難しさがあるかなということでお聞きして

おります。

先ほどもございましたとおり、発生届対象外の感染者の方についても物資の支援ですとかホテル療養、こういった支援というのが受けられることにはなっております。陽性者サポートセンター登録、そこから更新申請という形であるようなんですが。

公表しましたので申し上げますと、私自身はこの全数把握の終了直後にコロナに感染いたしました。その中で、私自身発生届の対象外ということで非常に苦勞した経過もありましたので、そのことも踏まえてお話し申し上げたいと思います。

それは、先ほど家族感染が主になっているというお話もありました。家族という一つの輪の中でも、まさに出発点がどこからか分からない。そういう中で体調が悪くなれば病院に行くなり、体調が悪くなくても家族がかかったから自主的に検査を受けるとか、様々陽性が分かるケースというのも分かれてきます。そういう一つ一つのケースを踏まえて、支援の申込みですとかそういったものも、基本的には自分でやらなきゃいけない。

そういった状況がある中で、実際にじゃあ何らかの支援を受けようとなったときに、基本的にはインターネットを通じた申込みというのが、県から案内されております。この時点で65歳未満であっても、一定の年齢を重ねた方からは「これが、まず難しいんだよね」というお話も聞こえているわけなんですけど、支援を受けるに当たりましては氏名・住所等々基本的な情報を入力することに加えて、仮に医療機関からそういった診断を受けた方については、配布される患者説明用シート、これを写真を撮ってネットからアップロードすれば支援の申請ができる。登録番号というのは、ここで必要ないということになりますので、大体2日程度で支援が受けられるのかなと思っています。

一方で、「ホテル療養というのは、どうなるんですか」と私自身も聞いたんですが、「調整等で申請から大体3日、4日、5日、そのぐらいかかります」ということで、それまでは自宅等の療養となる。「果たして、これ意味あるのか」という思いもいたしました。

一方で宮城県の無料検査等々、そういった検査等で陽性が分かった方については、先ほど部長からお話ありましたとおり、支援申請の前段としてインターネットから陽性者登録を行う。私も登録してみました。これ、実際に管理番号が発行されるまで2日かかります。そこからその番号を入力して、改めて支援の申請を行うと。そして物資の申請であれば、そこから大体2日間程度。ということで、陽性となった日から数えて4日ぐらいかるんですよ。ホテル療養であれば、そこから5日とかそういった期間かかってくるので、1週間近く実際はホテル療養

というのは受けられないという現状がまさに目の前にあったわけであります。

そこで、次の新型コロナウイルス感染者世帯への生活支援についてということでお伺いしたいわけなんです、私自身発生届の全数把握をしないということになってすぐでしたので、対応のほうも難しかったのかも分からないんですが、こういった実態がある中で実際に感染した方からすれば、まず陽性というのが分かった時点で外出自粛だと。そうであるならば、例えば食べるものについてどうしようというところで、まず一つの悩みがあるかと思います。

そこで、実際に支援物資というものが届くまで約4日間、こういった現実がある中でお伺いしたいんですけれども、こういった実態を踏まえての生活支援ということで、例えば以前本市で行っていた物資の支援があったかと思うんですが、改めてその制度の概要と、あと終了した理由があればお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

感染者・濃厚接触者の生活支援に関連しまして、本市で行ってきた物資の配達のお尋ねかと存じます。

本市では、陽性となった同居家族がいて、買物ができずに支障を来す世帯、こちらを対象としまして生活支援物資の配送をする取組を行ってまいりました。期間的には、今年の2月から5月まで。それと、7月からまた再開しまして、7月から9月までの2回行ってございます。こちらは、ちょうど子供たちが休みにかかるということもあって、学校で給食を取ることがないというのも含めまして、在宅の子供たちも含めた生活支援という趣旨から行ったものでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。趣旨としては、そういった思いがあつてされた事業だということについては、改めて理解いたしました。

それで、実際に買物に出られないという状況があつた中で、国の言い方ですけれども、全数把握の終了とセットで「症状がない場合には、人がいない時間帯で買物に行ってもいいよ」とか、そういった言い方もされているようなんですが、これが非常に心理的なハードルが高いわけなんです。たまたま症状が落ちついたということがあつても、実際に診断を受けた人間からすれば、例えば周辺への影響ですとかそういったものを踏まえると、なかなかこういった行動には

出にくい。

そういったことがある中で、しからばということなんです先ほどご紹介いただきました制度については、対象の要件ですとか考え方様々あったかと思うんですが、改めて対象の要件、考え方あるいは支援の内容等々、こういったものについて整理をしていただきながら迅速な支援を、ぜひ必要な方に改めて最前線で住民と触れる市の取組として届けていただきたい。そういった思いがありますので、ぜひ本市独自の物資支援という形になるかどうかは別として、そういった支援を改めて行うということができないかどうかご検討いただけないか、お伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

議員からご指摘ありましたとおり、確かに9月7日から宮城県のコロナの対応が緩和されてきて、例えば療養期間も7日から5日に短縮されたり、あと議員ご指摘があったように陽性あるいは濃厚接触問わず療養期間中でも症状によっては「買物に行ってもいいですよ」という、必要最低限の外出が可能になったという形になっております。ですので、私どもとしては一旦この措置を見て、休止しているというのが今の状況でございます。

これは、例えばの話になりますけれども、今後医学的知見に基づいた行動制限が例えば強化される。それを踏まえて、宮城県が今発出しております宣言というのがいろいろございます。そちらの中に、極端な行動制限等が盛り込まれるということになった場合には、私どもとしてもその再開を検討したいと考えているところです。

なお、今宮城県において人口220万人で、新型コロナの罹患者の累計というのはもう大体40万人ぐらいになりまして、県民の約2割弱ぐらいの方が今罹患しているという状況になります、累計ですね。ということは、誰しも感染するリスクが高いということであると思いますので、私どもとしては、ご家庭におかれても例えば生活用品を常備していただくといったものについても、今後呼びかけを行ってまいりたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

当然、災害に対する備えではないですけれども、各ご家庭での備えというのはこういった状況ですので、基本的に一定ご理解を得ながらというところはあるんでしょうが、一方で私が申

し上げての実態はまさに目の前にあることですので、ぜひ改めてご検討いただければと思います。

それでは、続きまして3番目のところに移ってまいりたいと思います。適格請求書等保存方式、インボイス制度というものについてお伺いいたします。

それで、この間インボイス制度が来年10月から本格実施をされるということで、市内の商店ですとか事業者、いろいろなところでお話をお伺いしてきたんですが、まず言われるのは「そもそも周知徹底が十分にされていないよね」ということで、「中身がよく分からない」という点が制度の前段として多く聞かれたわけであります。

そこで、国税の制度と申しますか、そういった国の制度ではあるんですが、ここで制度の中身について一定前段お伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） それでは、インボイス制度に関するご質問でございます。

この制度に関しましては、今議員おっしゃられたとおり国の税金でございます消費税、こちらが令和元年10月から10%引上げに関連して、適正な税率を確保するための仕組みとして来年、令和5年10月1日からこの適格請求書等保存方式、インボイス制度が導入されるということになってございます。

この適格請求書でございますが、なかなか分かりづらい状況でございますが、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号のほかに一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、その他これらに類する書類をいうものでございます。この適格請求書を発行できるのは、税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者に限られるというものでございます。

具体的な取扱いの流れでございましたが、商品や製品の販売やサービスの提供などの取引において、課税・売上げに係る消費税、売上税額から課税仕入れ額等に係る消費税額である仕入税額、こちらを差し引いて消費税を計算して税務署に申告や、税を納付する際に仕入れ税額控除の要件としてこの適格請求書（インボイス）が必要となる、こういう制度でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） なかなか「分かりました」というのも難しい話かなと思うんですが、一定のご説明をいただきました。

それで、この制度について私も勉強会等々でもお話を伺ってきまして、難しいながらも非常に現時点で進めていくには問題のある制度かなと捉えているところであります。先ほど、「適正な税収の確保」というお話もありましたが、果たして「適正な税収」というのは何をもち「適正」なのかという辺りについて、その辺りについて私としても疑問があるなと思っております。

それで、先ほどご説明にありました「発行するためには登録事業者になる必要がある」という中身であったんですが、これまで消費税とセットで免税の制度なんかも進められてきたわけですけれども、これを発行するに当たっては、言ってしまうと売上げ1,000万円以下であっても課税業者にならなければいけないと、そういった必要があるわけでありまして。そういったことで、そのこと一つとっても零細事業者等に配慮してセットでつくったはずの免税の制度が、そこが果たして適正な税収という話に絡んでくるのかなと捉えれば、そもそも免税という制度の在り方を踏まえて本当は議論しなきゃいけないはずなんだと思うんですが、そこをちょっと飛び越えてしまったような印象も私としてはしている思いです。

そういった形で、免税事業者の方にとっては新たな税負担が発生して営業を圧迫する。「じゃあ、課税業者にならないという選択があるじゃないか」というお話もあるんですが、そうではなくて事業者間の取引において、指定の際に消費税額を差し引くことができなくなりますから、事業者間の取引において登録業者になりなさいと。あるいは、消費税分の価格からの切捨予告というものが既に届いているということも伺っております。そういった点で、今まさに反対ですとか延期を求める声というのものも、大きくなってきているのかなと捉えております。

それで、国税の制度とは言いながらも伺いをするんですけれども、もし分かればということなんですが、本市における事業者の実態といいますか、例えば課税事業者と免税事業者の数、あるいは割合ですとかそういったものがもし分かれば。あるいは、インボイス制度について何か相談が来た事例ですとか、あとは市内で執り行われた説明会の有無等々、そういったインボイスに関わることで、何かつかんでいることがあれば、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） こちらのインボイス制度、なかなか分かりづらい制度ということでございます。こちらをめぐっての事業者の現状でございます。今現在、市としてこちらの状況をつかんでいるものではないのですが、仙台国税局が発表している令和2年度の塩釜税務署管内の課税事業者の届出件数、こちらが3,582件となっております。基準期間における課税

売上高が1,000万円以下の免税事業者につきましては、今現在把握が困難だということで実際の数字は把握している状況ではございません。

こちらの、なかなか分かりづらいと言われるインボイス制度でございますが、事業者への周知でございますが、こちらに関しましてはまず国税庁でこのインボイス制度に係る特設サイトの設置がなされているようでございます。あわせて、インボイス制度に対する一般的な問合せのコールセンターの設置などもされているということもお聞きしてございます。

また、あわせて塩釜税務署に関しては消費税のインボイス制度の説明会、あるいは登録申請相談会、こういったものも開催するとお聞きしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。なかなか割合ですか、そういった部分の把握が難しいということでは前段お聞きしておったわけですが。

本市に対してお願いをしておきたかったのは、直接税務署に相談になるのかも分かりませんが、仮に事業者の方からのインボイスの対応を含めて経営も含めたご相談ですとか、そういった部分があった際の寄り添った対応と、できればということなんです、一定実態の把握に努めるような取組ができないかどうか。「どういったものをつかまえばいいの」というお話もあるんですが、その辺りでご努力願えればなと思うんですけども、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） こちら、もともと国税である消費税に対する制度ということで、市で直接ご相談をお受けすることは、なかなか難しいかなと考えてございます。ただ、これから年度明けになりますと、申告の機会なんかもあるものですから、そういった機会を通しながら国税の相談、こちらの促しをぜひさせていただければと思っております。

また、あわせて登録事業者となるためには、今年度末、令和5年度の3月の末までには登録をしなくちゃならないというところの制約なんかもあるものですから、こういったアナウンス・周知も進めていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。推移は見守りたいと思いますが、なかなか難しいというか、

厳しい制度だなど捉えております。

それで、本市との関わりで1点確認をしておきたいんですが、様々な行政事務の中においても事業者との契約というものは当然あるわけで、そういった意味でこのインボイス制度というものが本市の行政事務において影響を及ぼすことがあるのかといった点をお聞きしたいと思うんです。

例えば契約先の事業者で、「インボイスを発行できないですよ」といったケース。そういった場合に、本市への何らかの影響があるのかといったところをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 本市との契約との関係ということで、お答えをさせていただきます。

消費税の申告におきまして、仕入税額の控除の適用を受けるためには相手方のインボイス発行事業所の登録申請が必要になると、先ほどもあったところでございます。登録を受けていない場合は免税事業者ということになりまして、控除が受けられないという制度になっているということです。

地方公共団体の入札関係におきましては、消費税の申告義務のない一般会計では影響は特にないと思いますが、特別会計・企業会計につきましては相手方がインボイス発行事業所の登録を受けていない場合、地方公共団体側の消費税負担が増加いたします。これにつきましては、総務省からは「負担増を理由として、免税事業者等の競争入札からの排除といったことのないように」との通達が出されておりますので、来年度からインボイス制度がスタートいたしましても競争入札の参加要件等には影響はないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。競争入札等の資格要件等々において、例えば先ほどおっしゃられましたとおり本市の消費税負担等が増加することを理由に、その資格要件にインボイス発行事業者であることを定めることについては、総務省からの通知において適切ではないということで、この通知については私も見させていただきました。

それで、この通知を見て「あれっ」と思ったんですが、自治体については要は不利益を被ってでも免税事業者の排除を行わないようにと言いながら、まさに事業者間取引においては免税事業者に対し税負担の増、あるいは取引から排除というものが現実的に起きていると。ここにも私としては、制度の大きな矛盾を感じるわけであります。

ここで、「じゃあ、塩竈市はこうしてください」「ああしてください」ということではないんですけども、少なくともこの通知に基づいて免税事業者が免税事業者であることをもってこういった行政事務の中で排除されてしまうことがないようにということについては、重ねてお願いをしておきたいと思います。

それでは、最後の利府中インター線整備事業についてということでお伺いをいたします。この利府中インター線整備事業につきましては、この間の推移ということで市道越の浦春日線から県道利府中インター線へと昇格をする中で、様々しおりふれあいトンネル部分も含めてこれまで長期間にわたって整備が進められてきたわけでありますが、改めてこの路線の位置づけとございますか、第2期工事分まで含めて完成した暁には「こういった道路になって、こういった目的、こういった交通状況が生まれるんですよ」という辺り、お伺いできればと思います。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 小高議員にお答えさせていただきます。

利府中インター線の整備事業につきまして、お答えさせていただきます。まず、機能及び整備効果につきまして、お答えさせていただきます。

この路線につきましては、三陸自動車道利府中インターチェンジと国道45号を結ぶ路線といたしまして、県により整備が進められてございます。令和3年4月には、本市石田地区までの区間、延長460メートルにおきまして供用開始がなされてございます。今後国道45号に接続し全線が開通いたしますと、新浜周辺地域から利府中インターチェンジへのアクセスが改善されますことから、本市の水産物流におけます重要な路線として、さらに有事の際には内陸部からの緊急輸送路としての機能が発現するものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

塩竈市越の浦地域、国道45号線から三陸縦貫道へのアクセスをしていくというこの路線においては、先ほどお話もありましたとおり災害時の重要な避難経路、避難道路にもなっていくと。また越の浦近隣、新浜町内、魚市場、仲卸市場、水産加工団地等々まさに基幹産業の集積地ということで、水産物の流通にとっても非常に重要な路線といった位置づけがされているわけがあります。

それで、この間県の土木事務所ですとか、そういったところにも何度かお伺いをして、供用

開始の見通し等々についても、様々お願いをしてきたわけなんですけど、そういった中で先ほどご説明ありましたとおり、令和3年3月のところで第1期工事が終了して、吉津トンネルが隧道の手前のところまで開通したんですが、そしてそこから一定期間がたったわけなんですけれども、あそこまでの工事が460メートル完成したということで、例えば交通状況にこういった変化があったですとか、そういったものがもしあるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 第1期工事完了後の利用状況についてお答えさせていただきます。

第1期工事完了後共有されておりますのは、しおりふれあいトンネルから石田地区までの区間、行政界からですと延長約1.8キロメートルとなっております。このため、現状では国道45号と接続されていないことから、主に周辺地域にお住まいの皆様がご利用なされるものと捉えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。そういった点では、しおりふれあいトンネルが開通したという時点においては、利府中インターとの交通状況というのは一定トンネルを介することで一定の改善といたしますか、そういったものが図られたのかなと思うんですが、第1期工事分について460メートルという区間で供用が開始されたものの、実際のところしっかりと国道45号線まで接続されなければある意味では、意味がないと言ってしまふとあれなんですけど、そこまで完成させて初めて効果を発揮していく、そういった路線であると捉えております。

そういった点で、第2期工事というものが今後進められていくかと思うんですが、現時点での進捗のところをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 第2期工事の進捗と今後につきまして、お答えさせていただきます。

先般、所管の常任委員協議会にもご報告させていただきましたが、工事を所管いたします宮城県仙台土木事務所に確認いたしましたところ、現在は2期工事区間（延長約1.5キロメートル）の予備設計を踏まえまして、関係機関と協議を進めている状況とのことでございます。JRや特別名勝松島などの区域を横切る大規模な事業となりますことから、着工までには時間を要する旨のお話をお伺いしてございます。

本市といたしましては、本年10月に市長から宮城県土木部長に対しまして、利府中インター線の整備のさらなる事業推進につきまして要望させていただいたところでございます。全線開通することでその機能を発現する路線でございますから、引き続き早期完成につながるよう要望してまいります。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。予備設計ということであったんですが、実際近隣住民の方々にもお話をお聞きしますと、一定月日がたつ中でだんだん届けられる情報というのも少なくなっていく中で、「果たしてどうなっているんだ」というお声ですとか、「位置的にどの辺通って、どういうふうに行くんだべね」ということで、様々想像めぐらせる中で一定の疑問の声といったものも聞こえてきているわけでありまして。

それで、現状を踏まえてお伝えいたしますと、実際に通学路の部分で大型の輸送車が走るですとか、そういった状況が今まさに生まれているということもありますので、その辺りも含めて「早期に」という声はいただいております。それで本市として、県と連携してこの事業をぜひ迅速に進めていただきたいのと、それと同時に近隣住民の皆さんに対して例えば節目節目で丁寧なご説明ですとか、ご意見の聴取といいますかどういった意見があるのかということも含めて、その辺りの対応をお願いをしたいなと思うんですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 小高議員にお答えいたします。

今大切なご意見をいただきましたので、節目節目に状況が変化した中で県に説明会等を要望させていただきながら、当然市としても関わっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

前段ご説明を受けましたとおり、その目的等々を踏まえても非常に重要な路線かなと思っておりますので、当然今後用地買収等々の関係も含め様々難しいことが出てくるかと思うんですが、ぜひともその辺り県等とも連携をしていただきまして早期の着工完成といいますかそういうことを含めて、ぜひご努力をいただければということについて重ねてお願いを申し上げます。

げまして、私からの一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 以上で、小高 洋議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は15時5分といたします。

午後2時51分 休憩

午後3時05分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。7番今野恭一議員。

○7番（今野恭一）（登壇） オール塩竈の会の今野恭一でございます。このたび、一般質問の機会をお与えくださいました先輩並びに同僚議員の皆様に心から感謝を申し上げ、質問をさせていただきます。

猛威を振るった新型コロナウイルスが、少しずつではありますが収まる気配を見せ、6月22日には38人となり、このまま収まってくればいいなと誰もが思っていたのに、徐々に少しずつではありますがまた増える傾向になり、減ったり増えたりを繰り返しているようですので、僕をはじめ市民の皆様や職員の皆様方も、十分ご留意なされて健康な毎日をお過ごしいただき、来る2023年の新玉の年を健やかに迎えられるよう心からお祈り申し上げます。

新型コロナウイルスに感染された方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、それでは質問に入らせていただきます。

まず、初めに交通インフラの整備についてであります。国道45号線と八幡築港線、以前にも同じ質問をさせていただきましたが、その後どの程度の進捗が見られたのかお聞かせ願います。

その他の質問につきましては、自席からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 7番今野恭一議員の一般質問にお答えをいたします。

交通インフラの整備についてご質問をいただきました。国道45号線と八幡築港線のその後の進捗についてでございますが、6月定例会でも答弁申し上げましたとおり、このことについま

しては引き続き機会を捉えながら、国県にご相談をさせていただいております。

特に、去る11月には東北地方整備局の山本局長にわざわざ塩竈市にまで足をお運び賜りまして、現地を視察していただき意見交換したところであり、また10月をはじめ先月また今月にも、宮城県の土木部長に機会あるごとにお会いさせていただいて、様々な要請をさせていただいているところでございます。こういった意見交換を継続するとともに、今後の港湾計画改定にもご配慮いただくよう要望をさせていただきました。

仙台塩釜港塩釜港区の港奥部を埋め立てて、新たな空間を創出するとともに、港町から北浜地区方面へと直進する新たな動線を整備することは、物流機能の強化や本市ベイエリアの魅力向上につながるものと捉えておりますので、引き続き丁寧に議論を積み重ねながら、地元の皆様方、または関係する方々と意見を交換し続けて、その意見を積み上げてよりよいものにつくり上げていくように、これからも鋭意意見交換をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 今野恭一議員。

○7番（今野恭一） 6月定例会の市長の答弁の中には、港奥部を埋め立て新たな空間を創出するとともに、港町地区から北浜地区方面へと直進する新たな動線を整備することは、本市ベイエリアの魅力向上や利活用の促進につながるものと捉えておられました。ただいまも同じ認識を持っておられるということで、11月には県それから土木部長にもお会いしているということで、意見交換をされておられるというご答弁をいただきましたので、少しずつであろうかと思いますが前に向いて進んでいるんだなと捉えさせていただきました。

その上で、いかなる整備を行う場合も県の港湾計画改訂が前提条件となることや、北浜地区での県道接続においてはJR仙石線高架橋との交差に係る制限や、新たな変則交差点が生じることなどを挙げられましたけれども、私の手元にも仙台塩釜港港湾計画書なるものが平成25年の6月、そして平成29年の3月にそれぞれ改定されたものが手元でございますが、こうやって県を動かすということになれば、やっとな市の思いも実現するのかなと思っております。そこで、私は県道と国道を一緒にやるのではなくて、まず最初に県道八幡築港線を北浜4丁目の付近に接続して、その後に国道を移動するほうが渋滞も少なくて済むと考えております。

先日、八幡築港線を多賀城方面から、元自動車学校があった付近から港町方面に進んでまいりましてずっと見通してみますと、見事に東北ドックの東北造船所のクレーンが見えました。「ああ、ここなんだ」「きつとここに橋がかかれば、あそこに行くんだな」というイメージが

湧きまして、非常にわくわくしていたところなんでありますが、まずは八幡築港線が既に片側2車線できていますから、それを先に渡してやらないと港町の国道45号線との合流点で必ずこの渋滞が生じてしまう。今は、まさにその状態ではないかなと思っております。

その渋滞を一刻も早く解消してやることによって、いろいろな業者の方々はもちろんのこと、それから観光にいらっしゃる方々、あるいは本市を通過して隣町に行く方や、もっとほかの町に足を伸ばされる方もいるでしょうが、ここを通過する皆さんが「塩竈というのは狭くてね」とか「渋滞が多くてね」とかという思いにならずに進んでいけるのではないかなと思いますので、どうかそこのところをひとつ酌んでいただいて、市長には汗をかいていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） この件については、私の選挙時の公約でもございましたので、それに縛られるわけではございませんが、いろいろ先日山本整備局長とお話したときも、「ああ、こういう国の見方はするんだ」というご意見をいただきました。国からすると、やはり国道45号線というキーワードがないとそれをどのようにつなげていくかということで国の関わりになってきます。県道という話になると、県道から県道につなぐため、例えば今野議員がおっしゃっていただいた八幡築港線、あそこの道路は貞山から港町に来る築港大通線とはまた違う道路になります。それを向かい側にかけるということは、その向かい側にどのような道路があるかということで考え方が変わってまいります。山本局長からは、「国とすれば、国道45号線をどのようにしっかりと活用していただけるか」という視点をご示唆いただきました。

ですから、45号線を下馬からずっと走ってきて、実は観光棧橋のところで左に曲がっていきます。それを、この間まで無電柱化されて整備をされた。国からすると、「そういった道路を整備しているんだから、もっと活用してほしい」という感覚がございます。

私の場合は、国道45号線を「いな長」の前から向かい側の北浜まで、それで国道45号線につなげる。そのために、例えば県道になるので、国道45号線を向かいにつなげることで国のお金を何とか引き出せないか。もしくは、県の協力をいただきながらということ考えておりますので、ここ20年ぐらいの議論を聞いていると、昔1回そういうことがございまして、そのときには国道をつなげるために県の港湾道路でつなぐことについてはいささかの違和感があるということは、当時県の港湾の江口さんという所長からご指摘を受けたことがございました。そういうことを鑑みながら、実はこれにこだわっているわけじゃなくて、ベスト・セカンドベス

ト・サードの3つぐらいの案を考えてご提案していくという重要性を、いろいろな方からご指摘いただきました。まずは、そういうことを含めてしっかりとやることが重要だろう。

あと、一番大事なのは、発信し続けること。言わなきゃ伝わらぬので、「こういった考えがある」「これが駄目であれば、こうしたい」、そういうことを言い続けないと国・県には伝わりにくい。そういうこともよく分かりましたので、今野議員にご指摘いただいた部分についてもどういう形が一番いいのかというのは、これから本格的な議論になってきますので、大切にそういった議論を積み上げていながら、もしくは伝えながら、動向を探りながら、現実性に近い形の動き方をぜひさせていただきたいと思っておりますので、いろいろな形でいろいろなアイデア等々につきましても、ご示唆をいただければ大変ありがたいと思っております。

○副議長（山本 進） 今野恭一議員。

○7番（今野恭一） 市長の思い、よく分かりました。ぜひこれからも熱を冷まさずに、熱の冷めないうちにどんどん撃って撃って撃ちまくっていただきたいと思っております。

次に、越の浦春日線の進捗状況についてお伺いいたします。越の浦春日線は、今年の3月吉津集会所の前まで道路工事が進んでおりますが、あの路線は国道45号線まで延伸してアクセスすると聞いておりますが、その後の進捗はいかがでしょうか、お聞かせ願います。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 越の浦春日線の整備につきまして、ご答弁させていただきます。

この道路は、先ほども申し上げましたように国道45号と接続され、全線が開通することによりまして本市水産物流における重要路線として、また有事における緊急輸送路として機能が発現するものと考えてございます。

本市といたしましては、本年10月に市長から宮城県土木部長に対しまして、さらなる事業推進を要望させていただいたところでございます。今後とも、機会を捉えながら早期完成を要望してまいります。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 今野恭一議員。

○7番（今野恭一） 越の浦春日線の重要性について、部長もお感じになっていると捉えました。これは、時間がたてばたつほど市内の企業の営業が不利になってまいります。特に新浜町に工場を持つ企業や、北浜地区で営業している企業を支援するためには、一刻も早くこの事業をなし遂げなければなりません。

もう既に、待ち切れずに塩竈市から撤退して仙台新港の周辺に移転した会社がありますし、いつ出て行こうかタイミングを見計らっている企業もあるやに聞いております。一刻の猶予もありませんので、部長、覚悟を決めて取り組んでいただきたいのであります。よろしく願いします。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 今野議員にお答えさせていただきます。

先ほどからお話しさせていただいておりますとおり、本市の仲卸あるいは魚市場と接続する重要な路線であるということで私どもも認識させていただいてございます。先ほども答弁させていただきましたように、県の事業で行ってございますので、本年10月に市長から県の土木部長に直接事業のさらなる推進をお願いしているということでございますので、そういった機会を捉えながら、県に要望させていただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 今野恭一議員。

○7番（今野恭一） 非常に重要な路線でもありますので、一刻も早いその実現を見たいものだなと思っております。よろしく願いします。

次に、もう一つは北浜沢乙線の赤坂から向ヶ丘間の整備について、これも進捗状況をお聞かせ願います。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 北浜沢乙線の赤坂から向ヶ丘の整備につきまして、ご答弁させていただきます。

北浜沢乙線の未整備区間におけます今後の在り方を検討するため、「都市計画道路見直し」検討事業の中で一定の整理・検討を行ってございます。宮城県に都市計画道路として整備していただく場合には、道路の構造基準を満たしつつ赤坂交差点から向ヶ丘・大日向地区までの高低差をクリアする必要がございます。現道を中心に、約60メートルの幅で既存の住宅を切り開き、谷底に道路がある形状とするのが最も経済的な整備手法となります。この場合の概算事業費は100億円を超える見通しでありますことから、一般にその10分の1の額を市が県に対しまして負担金として支払うこととなります。

このことから、様々な行政課題を抱え、今後重点課題に優先順位をつけながら取り組もうとしております本市におきましては、その事業の実施につきましてははすぐに結論を出せる内容で

はないと考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 今野恭一議員。

○7番（今野恭一） 確かに事業を起こそうとすれば、お金が必要になることは言わずもがなでありましょうけれども、塩竈市は古くから発展した町でありますので、昔は非常にすばらしい町で周りの多賀城や利府などからもうらやましがられたところだと思っております。したがって、人口もどンドンどンドン集積して、昭和30年代にはどンドン増えてきて、昭和40年代に5万人を超え、あるいは昭和40年代で6万人まで到達したんですよ。

それが、今度は逆にこれ以上開発するということが非常に難しくなっている、「化け学」の世界では飽和状態というんですかね。そういう飽和状態になったところを、これから新たにまた開発するということが非常に難しくなっている。なぜならば、道路の両脇にはびっしりと人家が建っておりますし、ましてや事業を営業している方々もたくさんおられますから、その道路を広げたり、あるいは新たな道路をつくったりということになれば大変な抵抗がありますから、当然それを切り開くには相当のパワーを要するだろう。もちろん、そのパワーにはお金も含まれるわけですけども。

先ほどの部長のお話では、100億円を見込むというお話がありましたが、その1割の10億円を本市が負担しなければならないということがあるとお話がありましたので、いかにしてそうした資金を生み出したりしながら県にお願いをするか、そこら辺も一朝一夕にはできないんだろうけれども、これもフルパワーで県にお願いをしたり国にお願いをしたりしながら、進めていかなければならないんだろうと思っていますので、部長、ひとつよろしく願いします。

部長幸せですよ、いっぱい仕事があつて。今どき、仕事のない人のほうがつらいんですから。コロナ禍で仕事をなくした人もたくさんいます。そんな中で、張り合いのある仕事があるということは、大変幸せだなと感じて取り組んでいただきたいと思っております。

次に、商工観光についてお伺いいたします。中でも、「鹽竈神社」の氏子三祭についてであります。ご存じのとおり、「鹽竈神社」のみなと祭は日本三大船祭りとして称賛され、今年も7月18日の海の日に催行されました。

そこで、以前にもこのことについては質問をしておりますが、これは質問というよりぜひやっていただきたいお願いであります。土曜日に前夜祭の花火大会をして、日曜日に「神輿渡御」を行うことによって、第3月曜日には「神輿」の担ぎ手にもゆっくりと体を休めていただ

き、それでこそハッピーマンデーになります。祭りの当日、遠くからいらっしやっている観光客の方々は夜の「神輿」のご還御まで見物して、翌日の月曜日にはゆったりと町を散策し、買物などを済ませて火曜日からの仕事に備えて早めに帰路につくことができるということになります。

みなと祭は、市当局がみなと祭協賛会の事務局として深く関わって運営しておりますが、そのような配慮はできないものでしょうか。それとも、配慮するような人がいないのか。来年も同じ轍を踏むことになりそうな気がしてなりません、その後の進捗はいかがでしょうか、お聞かせ願います。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） お答えいたします。

みなと祭につきまして、曜日を土曜日にしてはどうかというご提案でございます。みなと祭につきましては、関係者の方も大変多い市民総出でやってきているお祭りということでございまして、事務局の考えですとかといった部分だけでは決められない部分もございまして、この辺りは、以前から今野議員からもご意見をいただいていた部分でございまして、みなと祭協賛会として多くのいろいろな方々のご意見をお聞きして、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（山本 進） 今野恭一議員。

○7番（今野恭一） お祭りは、土曜日じゃないですよ。土曜日は前夜祭をやって、そして日曜日にお祭りをやる。月曜日の海の日はみんなで休みましょうという、そういうことなんです。ですから、課長は多くの市民が関わっているとおっしゃいましたが、だからこそそうしてほしいんですね。なぜならば今は、いや五、六年ぐらい前まではまだよかったです。最近になったら、担ぎ手が少なくなっています。

なぜ、それは高齢化。お祭りを担ぐ人がいつまでも若くていられるわけじゃないので、組織として新しい担ぎ手を生み出していかなければならないのは当然であります。しかしこんなこと言うと変ですが、今の若い人と昔の若い人で差をつけるわけではありませんけれども、やはり時代は刻々と変わっております。昔は、意気を感じてお祭りに出て、肩が痛くなるのも承知でお祭りに出たんでありますが、ところがこう言っちゃ何だけれども、今の若い人たちはそういう人が少なくなっています。ですから、せめてお祭りで「神輿」を担いだ人、あるいは「供奉行列」でまちを歩いた人、そういう人たちの休む時間をつくってあげないといけないな

と思っております。

本市には、重要文化財に指定された「奥州一之宮」といわれる「鹽竈神社」がありますから、それを何とか盛んなまま後世に引き継いでいくためにも、ぜひそれを考えて実現していただきたいと思っております。

次に、重要文化財に指定された「奥州一之宮」であります、その門前町を活気のある門前町にする、すなわち門前町の活性化についてお考えがあればお聞かせ願います。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 今野議員にお答えさせていただきます。

門前町の活性化についてご質問いただきました。本年度の取組といたしましては、地域内外の関係者や大学生・高校生等と、「目指す門前町の姿」を描くワークショップを開催し、出された意見の分析を進めてございます。今野議員にも参加していただいて、本当にありがたく思っております。そういった状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 今野恭一議員。

○7番（今野恭一） ワークショップ、私も一度参加させていただきました。二度目は、たまたまスケジュールが合わずに参加できませんでしたけれども、二度目の参加をした方々何人かに「そのときの状況を教えてください。私行きかねたので」と言ったら、いろいろと教えていただきましたが、話の焦点が「何を求めて話し合いをするのか、どうもそれが見えない」ということを言っていましたね。

市内の方々だけではないし、学生さんなんかがたくさん参加されていまして、そういった学生さん方のアイデアを拾うというか、アイデアを出していただくということが狙いなのかも分かりませんが、実際に本市に住んでいる人と違って何を話したらいいのか分からなくなっている状態であったと聞いておりますので、そこら辺一工夫、二工夫していただいて、そして何とか先が見えるような、「そういう門前町の先が見たいな」ということもあると思います。そういうことをひとつ工夫しておやりいただければ、なおいいのかなと思っております。それは、今後の課題としてお願いしておきます。

次に、公園の維持管理についてお伺いいたします。伊保石公園の整備については、市民の皆さんから「パークゴルフ場をつくってほしい」という声があり、若い世代からは「スケボーの競技ができる施設が欲しい」という要望がありますが、見直しをお聞かせ願います。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 伊保石公園の整備計画、進捗状況についてお答えさせていただきます。

昨年度策定いたしました基本構想を基に、今年度から来年度の2か年にかけて整備の方向性をお示しします基本計画の策定を、現在行っております。今年度は、伊保石公園や周辺施設の人口動向調査、また公園の管理方法などにつきまして先進自治体の視察などを行っております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 今野恭一議員。

○7番（今野恭一） ただ、一口に公園と言ってしまうと、身の周りの公園を考えてしまうかもしれませんが、そうじゃなくて自分たちが行って見て楽しい公園。何ができるか、そこに行ったらどんな楽しいことがあるのか、それがその名前を出しただけで浮かんでくるような、そういう公園がぜひあったらいいなと思うんです。

例えば、皆さん想像してください。加瀬沼公園、今春です。桜が咲き始めました。加瀬沼公園の桜の下で何をしましょう。きっと、お花見の宴会が盛り上がると思いますね。それから夏、木々の下の日陰のところで肉を焼いたり魚を焼いたりしながら、バーベキューなんかも楽しめますよね。それから、秋には枯れ葉を集めてそのかまどにくべて、その火をもつても煮会なども楽しめる、そういうことが、加瀬沼公園という名前が出てきただけでイメージできますよね。

伊保石公園といったときに、皆さん何が浮かんできますか。そういう楽しいことがないと、浮かんでこないんですよね。ですから、今は荒れ放題になっているので、すごく大変なように感じられるかもしれませんが、「案ずるよりも産むが易し」ということわざがありますように、意外と愛好家の市民の協力もいただいたりして前に進んでいけるかもしれませんので、ぜひ楽しいイメージの湧く公園にしていきたい。

例えばトイレ、いつ行ってもトイレ使えますか。それから「喉が乾いた」「水が飲みたい」、水飲場の水道はちゃんと出ますか。それから、火があったらここで煮炊きして食べることができるのになと思っても、「火をたいはいけません」みたいなそういう規制がかかっていませんか。そういうことをちゃんと想像できるような、楽しいことが想像できるような公園に、ぜひ皆さんの手をつくってください。今まで、何十年も荒れ放題にしてきた公園でありますから、

ぜひこの際に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市立病院についてお伺いします。

これまでも、何人もの同僚議員がいろいろな角度から質問してまいりましたが、どうしても納得がいかない。30年前には、たくさんの患者さんが来ていました。ガラスのドアを開けると、受付や会計の窓口が見えないほど患者さんが来ていました。それが今では、いつ行ってもがらんと空いています。

よく考えてみれば、なじみの先生が開業して患者さんを連れていくというか、それよりも先生が開業すると患者さんが先生を慕っていくようであります。それは患者さんの自由だと言われれば仕方ありませんけれども、それはこれからの病院の将来を考えるとどんなものなのでしょうか。何かいい解決策があったら、聞かせてください。

○副議長（山本 進） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 病院の歴史を踏まえた改善策といいますか、在り方についての大きい話だと思います。

考える上で、3点ほどあると思います、考える課題としては。まずは、経営の安定というところが最大の重要なところだと思います。もう一つは、高齢化がこの地域は特に進んでいるという中で、高齢者や地域に住む住民の方々に必要とされる医療をどのように守っていくかという視点。あと最後が、ちょっと老朽化している建物をどうしていくかという視点だと思います。

経営の安定に関しましては、議会にも報告させていただいておりますが、これまでの取組の中で一般会計の繰り出しの減少という形で対応させていただいているというところでありまして、残りの2つにつきましては今重点課題の検討会議というものを庁内に立ち上げておりますので、その中で今後の方向性を見極めていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（山本 進） 今野恭一議員。

○7番（今野恭一） 部長、ぜひここでどうもつかみどころがないというか、患者さんだとすればどこが悪いのか分からないような状態でありますから、はっきりと何がどうなっているのかレントゲンで見るとつぶさに見ていただいて、そして病院の健康を取り戻していただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（山本 進） 以上で今野恭一議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は、15時55分といたします。

午後3時47分 休憩

午後3時55分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番西村勝男議員。

○2番（西村勝男）（登壇） 12月議会、最後の質問者となりました。無所属の会の西村でございます。質問の機会をいただきました議員の皆様方に、心より感謝申し上げます。

それでは、項目が多いものですから、早速質問に入らせていただきます。

デジタル化の対応について。行政のデジタル化と「デジタル田園都市国家構想」について、質問させていただきます。

デジタル化の目的は、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」となっております。また、業務負担の軽減や作業の効率化などを図り、生産性をアップさせ、行政経費の大幅な削減が可能となると言われています。

塩竈市では、デジタル推進係を設置し、「自治体のDXの推進、行政手続のオンライン化、情報システムのオンライン化、AI・RPA等のデジタル技術の導入などを進めております」となっておりますが、現在のデジタル化への進捗状況をお知らせください。

これは、前回の阿部眞喜議員と重複する部分ありますが、高齢者にも分かるような形で説明していただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 2番西村勝男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

デジタル化対応についてのうち、デジタル化とデジタル田園都市国家構想についてのご質問をいただきました。本市におけますデジタル化の進捗状況についてでございますが、マイナンバーカードの関連事業といたしまして、国の基本方針に基づき転入転出と子育て・介護関連の手続のオンライン申請が可能となるよう、現在準備を進めております。

また、既にデジタル化に対応した事業としまして、職員の業務改善として電子申請作成ツ-

ルを導入し、電子申請ホームの作成やオンラインによる各種アンケートへの回答などに活用しております。そのほか、デジタルデバイト対策として10月から高齢者を対象としたスマホ教室を開催しており、高齢者のデジタルに対する苦手意識を解消することで、インターネットを活用した行政情報の取得などの活用につなげる取組を行っておるところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） お答え、ありがとうございました。

次の質問等で、ここ一、二年でどれだけ進んで、新しい住民サービスが図られたのかというお話を聞こうと思いましたが、今市長からお答えをいただいたので、様々な企画に対して先進的に進められているということで、分かりました。ありがとうございます。

そこで、次のデジタル化の基盤であるマイナンバーカードについてということなんですけれども、今市長のお話にありましたが2024年には健康保険証の廃止に伴い、マイナンバーカード一本化の方針が示されていますということです。現在のマイナンバーカードの交付状況について、お知らせください。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

11月30日現在でございますが、現在塩竈市としては52.4%の普及率ということで捉えています。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。52.4%。進んでいる地域では78%、80%まで進んでいる地域もあり、業務の効率化を進めている上では一番進んでいるというところもありますが、各地区では出張してマイナンバーカードの申請の手続をやっているところもありますが、今現状どういう状況で進めているのか教えてください。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） マイナンバーカードの普及促進の取組でございます。塩竈市に関しましては、マイナポイント付与に係る申請者の増加、マイナポイントの第2弾の現在取組が行われているところでしたが、今年3月から東側第2分庁舎の2階に臨時窓口を開催しながら、カード申請あるいは交付だけではなくて健康保険証としての利用登録などについて

のサポート、こういったものも行ってございます。

また、あるいはカード普及促進の具体的な取組としては、9月には大型小売店舗あるいは市内の事業所などでの出張申請受付、こういったものも行ってございます。あるいは、清水沢及び錦町の災害公営住宅の集会所などにおいて、マイナポイントの説明会なども開催している状況にもございます。あるいは、今年6月に連携協定を締結しております宮城県の行政書士会との連携によりまして、12月6日から10日にかけて5日間になりますが、「ふれあいエスブ塩竈」における申請サポート、こちらでも100名以上の方が申請を行われているという状況にもございます。

こちらのお出張申請、あるいは説明会の開催でございましたが、事業所あるいは町内会の方からのご相談、こういったものがあればぜひ取組をさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 分かりました。大変ご苦労さまです。

私は北浜に住んでいますけれども、コミュニティーセンターで例えば出張で加入申込をするとかという部分で、各地域地域今数か所挙げられましたけれども、出張って行って加入を促進するというのも一つだと思います。また、この前テレビで「郵便局でも申請を受け付けています」という報道もありました。それも含めてもう少しやっていかないと、75%・80%までいかないような気がしますので。1万5,000円、2万円のプレミアがつくからというだけではなくて、「これから、これを利用するとこういうメリットがありますよ」ということをPRしながらやっていただければと思うんですが。

その辺について、また広範囲にそういう交付活動をしていただきたいんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） ただいま「郵便局での申請受付を」というところでございましたが、現在に関しましても例えば携帯ショップでの受付、そういったものも行ってございます。今現在も、宮城県内の各市町村におきまして郵便局の申請取扱い、こういったものに関しましても現在協議を進めて、取り組ませていただく方向で打合せをさせていただいているという状況でもございます。

あるいは、出張の予定でございました当の郵便局の職員向けにも、先日前伺いしながら郵便

局職員向けの出張サービスといったものを行って、あるいは本当に本日でございましたが市内の障害者施設、こういったところなんかに関しましてもお伺いしながら、入所されている方々の申請のご相談、受付を行っているという状況にもございます。

よろしく申し上げます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。どうしても「分からなかった」という方もいらっしゃると思いますので、場所とか受付方法とかを全てPRしていただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。

次に、広域のデジタル化の対応についてということでお聞きします。

全国各地の自治体の広域での情報システムの標準化が進んでいます。システム改修のコスト削減につながり、生み出された時間と人員を活用して広域での住民サービスを充実させている事例があります。塩竈市として、広域でのデジタル化対応についてどのように捉えているのか、お聞かせください。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 広域でのデジタル化についての考え方というご質問でございました。

それぞれの市・町で導入をしているシステム、あるいはDX化に向けた進捗状況はそれぞれ違いがあるかと思いますが、DXの取組を進める上での共通課題、これは多くあるのではないかと考えておりますので、まずはそのような課題の共有から取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 昨年12月に、この議案については質問させていただきました。そのときには、新潟県の三条市が5つの自治体が共同でクラウドをしながら、あと共同システム化をしながら、10年で50%ぐらい経費を削減している。100億円から50億円になるという事例も紹介されております。

今年になりまして、会津若松市でも13市町村が連携を組み合わせながら、このシステムに取り組んでいらっしゃるということなんで、塩竈市の場合は2市3町、すごく組みやすい状況にあるように聞きますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 繰り返すという形になりますが、それぞれの進捗状況は異なるところがございます。ですから、近隣ということでやりやすいというのは、今アドバイスを頂戴したとおりでございますので、まず課題の共有といったところに今後取り組んでまいりたいと考えます。よろしくお願いいたします。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） どうぞよろしくお願いいたします。1件でやるよりも、割り勘で進む自治体であれば安く済むという部分もありますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと違う話なんですけれども。私も、2市3町議員連絡協議会という議員の集まりがあります。その中で、東北大学大学院情報科の研究員の川村教授をお招きして、2市3町地方議会のDXについて学ばせていただいております。これも、検討課題としてやり続けているわけなんですけれども、今後は提言書がまとまりつつありますので、実際には市長なり議長・副議長を含め関係者の方々にお持ちして、提言書を見ていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。広域化の中でそういう事情もある、議会の中では検討しているということでご認識いただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。

次、「デジタル田園都市国家構想」の戦略についてお伺いします。地域の豊かさとともに、暮らしや産業などデジタルの力を新たなサービスや共助のビジネスモデルに生かし、地域の皆様へのデジタルの恩恵を目指すという趣旨があるそうですけれども、こういう構想が出て私もちんぷんかんぷんなどありますので、塩竈市として取り上げている部分でどう対応しているのか、もしお考えありましたら教えてください。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 「デジタル田園都市国家構想」についてということで、その状況ということでございます。

「デジタル田園都市国家構想」は、人口減少、少子高齢化、過疎化、一極集中、地域産業の空洞化といった地方が抱える課題を背景にしまして、デジタルの力を活用して社会課題を解決することで全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すというものでございます。

この構想に基づき、国は財政支援とか人材派遣などを行いまして地方のデジタル化をバックアップしているということですが、本市におきましてはまだ利用の実態はございませんが、今後こういった国の有利な支援策といったものを活用しまして、デジタル化による地方課題の解決といったものに取り組んでいきたいという考えを持っているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。デジタル化は、目的ではなく手段であり、住民市民のためにどうデジタルを使って利便性を向上させていくかというのが目的となっておりますので、どうぞその辺をよろしくお願ひします。

また、2024年度末までに、1,000の地方自治体がK P I 重要業績評価指標のもとにゴールを決めて、まちづくりや地域づくりに努めるということになっているそうでございます。年数も限られた期間しかありませんので、その辺を含めて前に進んでいただければ幸いですので、よろしくお願ひします。

では、次に移ります。町内会の組織運営の強化についてお伺ひします。

町内会のコミュニティー強化支援事業、1町内会に10万円ということでの支援事業なんですけれども、新型コロナウイルス感染症により活動自粛を余儀なくされた町内会や自治会等住民自治組織に対して、補助金を交付する事業です。新たな生活様式に基づいた、新型コロナに負けない地域のコミュニティーづくりを支援する事業となっておりますが、支援事業の内容をもう一度教えていただきまして、交付実績についてどのような交付実績になるのかお知らせください。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） こちら、今議員からもお話あったとおり新型コロナウイルス感染症により活動自粛を余儀なくされた町内会等に対して補助金を交付して、新しい生活様式に基づいた新型コロナに負けない地域コミュニティーづくりを支援する事業でございます。

この事業でございましたが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域コミュニティーづくりの一環として町内会の活動支援のために新型コロナの感染防止対策、あるいは防災・防犯・環境美化事業なども対象としながら、より活用しやすい補助金を目指して各町内会に対して10万円を上限に支給をしてきた事業でございます。この実績でございましたが、市内の全町内会165団体を対象としております。こちらその結果でございましたが、申請のあった126団体、76.8%の団体に対しまして交付を行っている状況でございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ご説明、ありがとうございます。

9月までの締切りのときに、165の団体の103とか105ぐらいだったものですから、その後に改めて申請をご案内申し上げて、改めてコミュニティー強化支援事業に参加された方が増えてきたということでしょうか。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） こちらに関しましては、あくまでも9月末までの申請というところで、駆け込みで申請をいただいたというところなんかもございます。全部で165団体全ての団体ではなかったものですから、例えば再度案内を通知したりあるいは電話での事業の申請に対する支援を行ったりしながら、こちらの最終的な駆け込みの申請に対応してきたという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 頑張っていたいて、126まで増やしていただいたこと、本当に感謝する次第でございます。

ただ、申し込まない町内会の内訳なんですけれども、600ある世帯の町内会と30しかない町内会、事業の内容が全然違う町内会がありますので、参加できなかった、しなかったというのはやっぱり小さい町内会だったんでしょうか、その辺分かれば教えてください。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） こちらに関しましては、165団体のうち39団体が未申請という状況でございました。団体の規模に関しましては、10数世帯から200世帯を超える大規模の団体までございます。こちらの具体的な内容でございましたが、町内会によっては特に行う行事の予定がなくて必要なものはない。あるいは倉庫だとか集会所がなく、備品を収納する場所がない。あるいは、町内会で話がまとまらなかったなどという状況で申請をしなかったという団体が39ほどあったという状況でございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 39団体ですか。やはり4月以降に募集されて、総会時点で来年の事業計画も進められている町内会もありまして、なかなか対応がうまくいかなかった。また新型コロナで役員会も開けない、班長会も開けない、その中で9月までということだったので、「私たちは手を出しませんでした」と。

また、町内会長も80歳を過ぎて、副会長が70歳過ぎて、あと班長2人か3人しかいなくて企画ができないということも言われていましたので、町内会の大きなところでは600世帯ぐらいになると、町内会長に連絡費等交通費で10万円ぐらい支給している大きな町内会もありますし、本当にそうじゃなくてボランティアで全部やっている町内会もありまして、なかなか本当にやっているだけでもありがたいということなんですけれども、手を出せなかったという町内会がありました。

ですから、できれば全ての町内会に10万円を渡していただいて、来年度まで期間を延ばしていただいて、「いろいろな町内会のコミュニティ形成のために使ってもいいよ」という形になれば、また新たに考えが浮かぶんだと思います。募集期間の短さもあるような気がしますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 今回に関しましては、コロナ禍の中での事業実施というところでもございました。今年に関しましても、初めての実施というところで、なかなか周知に時間を要してしまったということもございます。今お話があったとおり、事前の説明会なんかをさせていただいて、そのときに関しましてはかなり多くの町内会の代表の方が来ていただきながら、中身の確認をさせていただいたというところでもございました。

もし、仮に今後も実施するとすれば、当然申請に対する期間、こちら事前の検討に要する時間をなるべくつくれるように、早い時期での募集案内、あるいは周知を行いながら対応させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 補足をさせていただきます。

コロナ禍のみだけではなくて、新型コロナの臨時交付金を活用させていただいているということを、まずご理解いただければありがたいと。どの時期にどのぐらい金が出るかというのは国の都合で来ておりますので、それに合わせてどう使わせていただくか。その動きの中で「この時期にこういうことをやりましょう」と、議会の皆様方にご了承いただいておりますので、お出しをさせていただいているものですから。

ただ、西村議員今おっしゃっていただいたように、町内会長のところを回っていろいろなお話聞かせていただきました。意外だったのは、ごみの集積場のごみ箱をおつくりになったとい

うところが意外に多かったという事実もつかめましたし、あとはこういったものに関しては今町内会が相当疲弊しています。もともと、人口減少で疲弊している中であって、コロナ禍にあってなお疲弊してしまっている。「高齢化がすごい勢いで進んでいる」「今までのような活動はできません」、そういうことも一方で、ほとんどの町内会の皆様方からご指摘いただいています。

それに市としてどうお答えしていくかというのを、真剣に通常の一般財源の中で町内会の在り方を含めて考えないと、これは多分町内会の活動をし続けていただくことはもう無理になっているだろうと感じておりますので、その辺については真剣に議論させていただいて、対応させていただきたいと思っています。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。

私も質問しようと思ったんですけども、これは1回限りか今後も続けていかれるのか。つまりこの交付金、ベーシックインカムみたいな形で毎年必ず必要な町内会の経費を負担して、継続していくためのという負担関係で、継続してやれるのか今回限りなのかという部分についてはどうなんでしょうか。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 今市長の答弁にもあったように、国の新型コロナウイルス感染症対策対応の地方創生臨時交付金を活用した事業であるというところでございます。今後新型コロナ交付金が継続するかは、まだ分からない状況でございます。ただ、しかし町内会からの要請も高く、資金不足にこれまで自主的な事業が行えたという町内会からのお話なんかもございいます。コロナ禍の中でのコミュニティーづくりの重要性からも、今後市全体の財源を考慮しながら検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 検討、よろしくお願いします。

3年間のコロナ禍での活動自粛が続いています。ありがたい、本当にすばらしい企画で、町内会としては本当に喜んでいることと思います。ただ、期間が難しかったので。不要不急、必要でもないんだけど「買ったほうがいいな」というので買ってしまおう。先ほど言ったように「倉庫はないんだけど、物は買ってしまった」とか、そういうことにならないようにき

ちっと考える期間を置いて、今後支給される場合にはその辺も考えていただければ幸いですので、どうぞよろしく申し上げます。

では、次に移ります。町内会の未加入世帯への対応についてお伺いします。

町内会費は、主に社会福祉協議会、日本赤十字、交通安全協会防犯協会の諸会費をはじめ、防犯灯、慶弔費、子供会の助成、またごみ集積所の管理など、また市政だよりの配布など等に使われていますが、未加入世帯の方々も地域の行政サービスの恩恵を受けております。しかし、町内会への介入は個人の自由意思で法律上義務はなく、町内会に入ることは強制できないとなっております。塩竈市としまして、町内会未加入の世帯についてはどう把握されているのか教えてください。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 町内会の未加入世帯の状況でございます。

こちらに関しまして、毎年各町内会から加入世帯のご報告をいただいておりますが、未加入世帯の登録の統計に関してはご報告いただけていないということで、統計上の数字は把握していないという状況でございます。町内会から、転入転出のアパートにお住まいの方なんかに関しては把握が難しいというお話なんか伺っており、なかなか町内会としても加入に対する話に関しては難しいというお話を伺っている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 分かりました。

うちの町内会だと、未加入の方には市政だより等は配布し、ごみの処分は普通の町内会の方々と同じように全てやっています。ただ、それだけ未加入の世帯が多ければ、町内会に負担がかかってくるのかなという気はしていますので、塩竈市としても今度新しく転居された方がいろいろな形の申請に来られたときに、行政側としてのアプローチとして「町内会」ということは、そういうアプローチはあるのかなのか、それだけ教えてください。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 議員からも、先ほどお話があったとおり、町内会の加入に関しては加入の義務はなく、なかなか強制できないということで、市としても加入を進めることは難しい状況でございます。

ただ、一方で町内会の行事、あるいはごみの問題、防犯や子供会などの情報、こういった情

報を密に情報提供することによってコミュニケーションを図りながら、町内会の加入を進めているという努力をされている町内会なんかもあると伺ってございます。市としても町内会同士の情報交換、あるいは町内会の目的・仕組みなどを積極的に周知しながら、こういった支援を行っていただければと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） うちの町内会のことを話してまずいんですけれども、年間のスケジュールで事業を、市の広報と一緒に明記して「半年分はこういう事業をやっていますよ」と。例えば1年半・2年ぐらい前にはマスク1人当たり5枚ずつ、各家庭で20枚ぐらいは必ず無償で配布したりとか、あと今年の4月には無償でゴミ袋を配布して、町内会の活動が制限されている部分を補う部分でということ、配布したりしております。

ですから、なるべくやっているんですけれども、なかなか未加入世帯に関しましてはできない部分もあったりして、やっぱりまとまりの中で本当は全ての方々にお渡しすればいいんでしょうけれども、地域をまとめる上で町内会長の差配の中で今後進めていただければなど。また、各地域の町内会長さんもそれぞれ抱えている問題だと思いますので、その辺は指導的な立場で助言していただければ幸いですので、よろしくをお願いします。

では、次に移ります。安心安全なまちづくりについて、避難道路の整備についてお伺いします。

北浜地区から指定避難所第二小学校への道なんですけど急な登り坂で、途中で北浜保育園があるところなんですけれども、現在空き地の擁壁が崩れそうになっていて、テープで安全確保するため片側を通行止めにして今進んでおります。それで、交互にしか人が歩けないという状況の中で今大変苦労しております。この件については公明党の浅野議員はじめ共産党の曾我議員も課担当部署に行って、要望は出しているのかなと思っておりますが。

地域の住民の方々は、「なるべく早くしてほしい」と、6月の中旬頃に町内会長名で申請を出しましたけれども、個人の土地・民地だということでなかなか手につけられないというお話だったんですけれども、今後この対応についてどう考えるのかお知らせください。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 西村議員にお答えさせていただきます。

北浜地区から第二小学校への道の沿道に、経年劣化や地震の影響から民間の擁壁が変形して

いるとの情報につきましては、周辺の町内会からも寄せられてございます。現地を確認するとともに、擁壁が崩落した際の事故を未然に防ぐために、先ほどお話ありましたように注意喚起や通行規制を取らせていただき、安全対策を講じてございます。その後、土地の所有者の方とお話をさせていただきまして、対策工事に関する情報提供や、状況改善に向けました指導助言をさせていただいているところでございます。今後も引き続き対応してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） この件で要望出したのは、6月中旬頃でした。それですぐテープを張っていただいて、安全を確保するよという事で安全の三角コーンを置いていただいたりしたんですけども、今の状況はテープがぼろぼろで足に絡むのでという事で柱に巻き付けて、大変通行にも支障を来す状況になっております。ですから、そういう部分を含めて早めに対応していただければ幸いですので、よろしくをお願いします。

今年3月の地震で、仙台では300か所ぐらい擁壁や地盤が損傷したということになっております。今回の事案についても、地震が来て、台風が来て、崩れて被害が出てから始めるのではなくて、その前にできれば北浜地区の避難道路でもありますし、学校に通学また北浜保育園に通園する道路でありますので、その辺は早急に対応してほしいんですが、その辺どうでしょうか。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 道路内でございます民地の擁壁が崩落した場合でございますが、隣接する道路につきましては土木課が管理しております管理道路ということでございまして、今後何らかの原因で擁壁が道路側に崩れた場合には、生活道路の機能を維持する観点から落下物を除去させていただくことになります。まずは所有者との話し合いを継続するとともに、パトロールを行いながら、必要に応じまして防護壁対策につきましても検討させていただければと存じます。

よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ちょっと事例がありまして、福島県いわき市では災害時の危険防止のため「空家等緊急措置条例」を策定し、頻発する地震や強風などの自然災害に対して空き家等が周

辺環境に危機を及ぼす可能性がある場合には、必要最小限の措置を行うという、そういう自治体もあります。

ですから、そこで対応策を講じるという部分がありますので、こちらではそういう「緊急対処措置条例」もありませんのでそれはできないんでしょうけれども、結果として「けが人が出た」「ふさがった」等様々な事案が出てから始めるのでは遅く、今どうしても地震が頻発するような気がしますので、その辺も含めて早めに対応方よろしくをお願いします。あとは、テープが張りっ放しだったものですから、全てぼろぼろになって巻き付けている状況なので、その辺もちょっと見てください。よろしくお願いします。

では、次に移ります。事業者選定についてお伺いします。商品券事業の事業者選定の経過についてお知らせください。事業者の選定の経過について、どのような形で決まったのかお知らせください。よろしくお願いします。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 商品券の運営につきまして、その経過ということでご質問いただきました。

割増し商品券事業につきましては、第1弾から第4弾まで塩釜商工会議所に補助事業者として実施していただいていたございました。しかし、第4弾までの実施に当たりまして、「取扱店を塩釜商工会議所及び塩釜商業協同組合の会員としたい」との強い意向が塩釜商工会議所様からございました。市といたしましては、塩釜商工会議所などの会員・非会員の区別を問わず、全ての事業者を対象にしたいと考えておりましたので、市の考え方と一致しない部分がありましたことから、会員以外の方につきましては市が直接担当した経緯がございました。補助事業の性質上、補助事業者の意向も尊重されるべきこともございます。市の意向を反映することが難しいことから、第5弾では市の委託事業として実施させていただいているものでございます。

なお、今回委託事業としたメリットを若干ご紹介させていただきますと、希望する市内の全ての店舗事業者が参加することが可能となりました。取扱店の換金回数を増やすことができました。商品券販売店舗に、新たに大型店でも販売していただくことができました。換金手続を郵送で行うため、取扱店が換金所に出向く必要がなくなりました。これらのメリットが挙げられます。

また、委託事業は商品券の販売に係る事業や換金業務を一元的に取り扱う業務の特殊性から、

入札に当たっては市内の事業者の指名登録がございませんでした。しかし、商品券の印刷や申込みはがきの発送など、市内事業者で対応が可能な業務につきましては別契約として発注させていただいておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 別事業所でまとめられて、塩釜商工会議所また塩釜商業協同組合は手を引かざるを得なくなったということはお聞きしました。

ただ、今回の事案の中で、チェーン店や大型店じゃなくて、個店で改めてそういう参加者がどの程度あったのか。これの中では、ずっと塩釜商工会議所会員の参加者以外の方の店舗が分からないものですから、ちょっと教えてください。何店舗ぐらいあるのか。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） お答えいたします。

第5弾の商品券の参加店舗、総数で337店舗でございます、本日時点での数字になりますが。そのうち、小型の店舗が309店舗、大型店が24店舗になっておりまして、合計334店舗になっております。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 私質問したのは、塩釜商工会議所会員の個店の総数のほかに、加盟していない個店の数は何店舗ぐらいあったのかなと思ひまして、質問させていただきました。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 失礼いたしました。今回につきましては、会員か非会員かという部分は、塩釜商工会議所の事業ではございませんでしたので、こちらでは把握しておりません。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 分かりました。

ただ、もう今回スタートしております商品券事業、加盟店からの問合せとか質問とかそういう事案はありませんでしょうか。私には「なぜ塩釜商工会議所から仙台の業者に変わったのか」ということで、来ています。また、その書類を青森まで送らなくちゃいけないということで、

「なぜ青森まで送って、そういうことをしなくちゃいけないのや」という話も出ていましたので、そういう苦情じゃないけれども問合せはあったのかどうか、お知らせください。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 事業者が変わりまして、方法も変わったという部分ございましたので、「なぜ変わったのか」というお問合せは幾つか受けさせていただきました。ただ、変わったことによって困っているとか、ご迷惑をおかけしているという苦情のようなご意見はいただいております。

以上です。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 補足をさせていただければと思います。この辺ははっきり申し上げないと誤解を生むもので、はっきり申し上げさせていただきたいと存じます。

実は、前回商品券の販売をさせていただくときに、そのとき僕初めてその話を市役所の職員から聞かされましたが、再三再四にわたって塩釜商工会議所から「非会員の皆様方を取り扱うことについては、なかなか会員の皆様の方のご理解を得られないというお話を言っているのにもかかわらず」という話を言われました。実は、前回僕初めてそのことを職員から聞かされたというのが事実でございます。

その一方で、そのような話を塩釜商工会議所から3回ほど手紙で、「再三再四市役所に言っているにもかかわらず、やらざるを得ない」という文章の中身の発出が、3回あったんですね。そういうことがございました。それと、一番大切なのは、今回そのような状況があって、実は前回対象に外れた塩釜商工会議所の会員に入っていない皆様方からは、「何で今まで入れたのに、今回駄目だと言われなきゃいけないんだ」という苦情を、私も直接複数の方々から聞かされました。

また、大型店舗の方々からは、「これは会員に入らないとできないということなんです」 「決済もらうのに本社まで出さなきゃいけないから、その辺の理由づけ」 「今まではよくて、これからは駄目な理由をちゃんと行ってほしい」ということを、回ったときにお伝えをされたという実情がございます。

ですから、今回入札に当たっては、塩釜商工会議所も希望していただければ入札に参加できた話でもございますので、決して塩釜商工会議所を抜くとかではなくて、もっと僕らからすれば「塩釜商工会議所に入ってなきゃ入って、その上で登録してください」というのは、市の性

格上なかなかできないだろうという状況にもなりました。ですから、その辺について今はっきり申し上げさせていただいたのが、誤解を生むと大変まずいので、そのような経緯があって今回広く競争入札で募集をかけさせていただいて、その間に言われた様々な負の部分改善しながらやってくださいと募集させていただいた現状はあります。

その中の1つ、1か月に一遍換金をするということについては、小さいお店が1か月も例えば50万円・100万円立て替えるのは「大変しんどいんだ」ということもあったので、今回は20日に一遍換金させていただくという事業者からのご提案もあって、入札で決めさせていただいたという実情だけは是非ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 丁寧な説明、ありがとうございました。なかなか一般市民の方、一般事業者、零細企業の方々は分からない部分だったものですから、質問させていただきました。ありがとうございました。

次に、家庭ごみの中の金属くず・磁性くずの入札について、どのような状況でもってきたのかお知らせください。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 家庭ごみの中での金属くずと磁性くずの入札についてでございます。

こちら、中倉埋立処分場で発生する金属類に関しましては主に手で分別する金属くず、それと破碎処理の工程で発生する磁性くずがございます。金属くずにつきましては、これまで契約に基づき売払いを行いながら、年度によっては費用を負担しながら処理してまいりました。一方磁性くずにつきましては、市としての管理に不適切な部分があったことが判明したことから、令和4年1月に場外搬出を中止している状況でございます。

その後、複数の業者に磁性くずと金属くずを合わせて売払いができないか調査を行った結果、磁性くずを含めて売払いが可能であるということが明らかになってございます。ついては、令和4年3月に双方合わせて入札により売払いを行っている状況でございます。

なお、入札方式に関しましては、競争性を確保しながら適正価格での売払いを行うために、これまでの指名競争入札から一般競争入札へと改めた経緯がございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。

ちょっと小さな数字で、入札が仙台の業者に決まったということはお聞きしております。

数字を言っているのか分かりませんが、納税された税金や交付金を有効に活用するために商品券では加盟店に入っていて、大型店・専門店街等の利用も可能にし、消費者の利便性を図ったということでは理解できます。

あと、磁性くずの入札では指名競争入札でなく、一般競争入札でより高く買ってもらうためにということで認識してよろしいのでしょうか。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） まさしく議員おっしゃるとおり、競争性の原理が働く格好でより高く購入をいただけるというところで、一般競争入札に改めさせてもらっている状況でございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 私、個人的に考えられることなんですけれども、公共工事以外の物品購入業務では、市内が40%、市外が60%という割合になっている、物品購入ですね。ただ、これも指名競争入札じゃなくて一般競争入札になってくると、今度は外部委託が大分進んでくるのかなと危惧する部分があるんですが、市内発注が少なくなるということで進められるんじゃないのか。また市内の業者を大事にされて、ある程度考慮されながら進めていかれるのか、その兼ね合いを教えてください。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 今回の入札に関しましては、あくまでもごみの競争性が働くようにということで、市内業者・市外業者というところでのお話とはまた別な話になるのかなと考えてございます。あくまでも、市内だとすると対応できる業者が少ないというところもございまして、競争性が働くような格好で一般競争入札にさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 「分かりました」と言いたいところなんですけれども、なかなかこの事案2つについて仙台の業者と申しますか、塩竈市以外の業者が取られているということで、今後いろいろな物品納入についても一般競争入札になれば、塩竈市内の零細業者はなかなか太刀打

ちできないということになる可能性もあります。

ちょっと別な話なんですけれども、今給食関係で納入業者の部分で一般食品の部分、「塩竈市で納めていたんだけど、見積りで価格で負けて全部仙台の業者に持っていかれた」とか、あと生鮮食品についても「タマネギはむいて納める」「ジャガイモもむいて納めてください」「サツマイモは加工食品にして出してください」となると、全て仙台の業務用スーパーをやっている「S商会」に全て持って行かれていると。つまり、地元の発注がだんだん少なくなっているというのが危惧されてきたので、その辺はどんなものかなと思ったものですから、今回はこういう機会だったもんで質問させていただきましたので。できれば地元発注で、経済の循環を図る上ではできる限り、価格の差もあるでしょうけれども地域を大事にさせていただいて、市制80周年、80年支えた中小零細企業も面倒見ていただければなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○副議長（山本 進） 西村議員に申し上げます。通告以外の質問は控えてください。

○2番（西村勝男） 答えは結構ですので、今後地元の発注で考慮していただければということでのお話でした。よろしくをお願いします。失礼しました、どうもすみません。

○副議長（山本 進） 市長、反問権。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま、誤解を招くと大変なことになりますので、あえて西村議員に反問させていただきます。

今のお話の性格上、磁性くず・金属くずの入札の経緯・経過の話から、給食の材料のお話に至りました。これにつきましては、今ご覧になっている議員の皆様方はじめ市民の方々が、同じようにこの案件についてお感じになられると思います。

僕は、全く別だと思えます。一般競争入札で行った金属くずと磁性くずの今回の問題と、給食の材料の入札とか等々の案件は、僕は全く今回については違うと思えます。その辺についてどのような見解をお持ちか、お答えください。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） どうしても、経済活動の中で競争の原理が働くのは十分に分かります。ただ、今回地元の部分で弱小企業が多い中で、零細企業が多い中で、なかなか取り付けない部分があるのかなと思ったもので、私の不注意で関連して質問してしまいました。取り消していただいて結構ですので、よろしくをお願いします。よろしいでしょうか。

○副議長（山本 進） 静粛に願います。

○2番（西村勝男） 今回給食の話出してしまったのは、失礼しました。一般競争入札とか指名競争入札の中で、「できれば」という部分でのお話でしたので、ご理解いただければ幸いです。よろしくお祈いします。

次に、門前町再生についてお伺いします。門前町再生に向けた進捗状況についてお伺いします。町内会や商店街の経営者が門前町再生に向けて会議を開催されて、いろいろ討議されていると聞きましたが、進捗状況についてお知らせください。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 西村議員にお答えいたします。

門前町につきましては、重点課題の1つとして庁内組織により行ってまいりました議論を基に、学識経験者の助言を得まして取組を進めているところでございます。本年度は、地域が求める門前町の姿を分析するためのワークショップの開催と、その分析の検討を行い、門前町のデザイン画を作成してまいります。

ワークショップにつきましては、10月4日と11月21日に計2回開催してございます。地元商店主の方々や観光関連業者、大学生・高校生など若い世代にも参加をいただいております。未来に向けて活発な意見交換が行われ、たくさんのキーワードを集めることができております。今後、このキーワードをデータ化しまして、科学的に分析した結果を基に門前町の姿をデザイン画に起こし、ワークショップのメンバーと共有することで引き続き議論を深めまして、各種事業計画に反映できるよう検討してまいります。

また「ほこみち制度」の活用によりまして、歩道の多様な利用方法につきましても検討してまいります。あわせまして、人や情報が集まる拠点が必要であるとの考えから、拠点施設の整備を目指して取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。なかなか見えない部分だったので、確認の意味で質問させていただきました。皆様のご意見を伺いながら、門前町再生に向けて進んでいただければ幸いです。よろしくお祈いします。

次に、北浜沢乙線の環境美化についてということでお伺いします。北浜沢乙線の県道部分ですが、車道・歩道・植栽・水路を管理しているのはどこなのか教えてください。

○副議長（山本 進） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 北浜沢乙線の管理区分でございます。植樹帯ですとか街路灯、そういった道路の施設に関しましては宮城県が管理というところでございます。あと、道路にあります石碑ですとか石板、そういった修景施設に関しましては塩竈市で管理しているところでございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。

次に、雑草の除去についてということなんですけれども、観光客や市民も含めてあそこを通る場合には「ここは県の管理」「ここは市の管理」とかと分からないということで、できれば石碑や石板が皆さんに見えるような雑草の除去については、どうお考えなのか教えてください。

○副議長（山本 進） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 雑草の管理ということで、先ほど申し上げましたように植樹帯につきましては宮城県ということになります。植樹帯などの管理は、宮城県の仙台土木事務所が行っているというところで、初夏を迎える観光のハイシーズン前には、除草作業を行っているというところでございます。また、住民の要望などがあつた場合は、そのたび本市より仙台土木事務所へ内容を伝え、対応を行っていただいております。

本市でも、みなと祭の前にはメインストリートとなる当該路線を、本市の直営班の作業により除草作業や清掃作業を行うなど、お祭りを楽しむ方々を迎える準備に努めているところでございます。今後も宮城県と連携を図りながら、観光ルートとしてふさわしい道路の管理に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。塩竈街道の歴史的観光軸となっている道路でございます。歩く方・観光客の方は、「ここは県の管理」「ここは市の管理」じゃなくて、塩竈市に観光にいらっしゃって見て歩く方が多い。石碑が見えない状態では、ちょっと難しいのかなと思っていました。道そのものが博物館という形でやっていますし、そういう部分を含めてなるべく除草については的確に進めていただければありがたいので、よろしく願います。

あと、次に移ります。生活ごみの回収についてということでお伺いしました。つまり観光客が来る9時半・10時頃までには、全てごみの取り払いといえますか集積所から持っていくという形になっているのかどうか、それを確認させてください。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 環境美化の話でございます。北浜沢乙線、これは市民の方だけでなく観光客、多くの方にご通行いただいている状況でございます。現在のごみの収集でございましたが、時間までの収集というのはなかなか難しい状況で、現在の収集ルートの変更を行う、あるいは時間を変えるということに関しましては、委託している業者と協議しながらでないとなかなか難しいという状況がございますので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 塩竈にお越しいただける観光客、お客様に対しておもてなしとしてごみの山があつたり雑音があつたり、環境美化には注意していただければ幸いですので、よろしくお願い致します。

あと、塩竈市の有形文化財「勝画楼」については、門前町再生の中でどういう位置づけなのか教えてください。

○副議長（山本 進） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 「勝画楼」の位置づけでございます。本市におきまして、今文化庁の補助を活用いたしまして、市内の文化財を総合的に保存活用するための計画であります「文化財保存地域活用計画」の策定を進めております。今後、考古学や民俗学・建築学などの専門家による調査研究を行いまして、学識経験者や観光関係団体、市民団体等で構成いたします協議会で議論を進めていく予定でございます。「勝画楼」についてもこの計画の中での検討でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） よろしくお願いします。行政の施策の継続性という部分では、進めていただいているかどうか見えない部分だったものですから、再確認の意味で質問させていただきました。

次に、高齢者への支援事業についてお伺いします。高齢者あんしん見守り支援事業、素晴らしい企画の事業でございます。例えば2020年度版の厚生労働白書によると、高齢化の傾向が続き令和40年度中に65歳になる方の男性の4割が、女性の7割が90歳まで生きられる。あと、また女性の2割が100歳まで生きられるということが推測されております。本格的な人生100年時代になってきている中で、特に65歳以上の私みたいな高齢者の独り暮らしの世帯の割合は多くなっていると聞いております。

高齢者あんしん見守り支援事業、独り暮らしの高齢者の日常生活の不安を軽減し、安心して過ごしていただくために日々の安否確認や緊急事態の際の通報など、民間事業者が提供するセンサーや通信機器など I O T を活用した見守りサービスを利用する対象を助成するということになっていますが、これについて現在見守り支援事業の活用状況はどうなっているか教えてください。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

あんしん見守り支援事業の実績ですけれども、11月時点で32件となっております。以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 現在、独り暮らしの世帯数はどのようになっていますか。それ、教えてください。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） 独り暮らし世帯数、令和4年3月の数字になりますが4,375世帯となります。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 4,375世帯の中で32世帯が応募されているということで、やはり安否確認の部分で心もとない気がしますが、今後登録を勧める上で初期費用で1万5,000円、月額費用1か月分だけサポートしますということなんですけれども、それも含めて今後どういう展開をしていこうとされているのかお知らせください。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

あんしん見守り支援事業については、これまで広報やあるいは実態調査アンケートにお答えいただいた方で、例えばご相談する相手がいないといった方々にもお知らせをしておるところでございます。今後は、ご本人のみならずその方を取り巻く周囲の人々、あるいは不動産を所有しているオーナーの皆さんと申しますか、そういった方にも声がけして、周知に力を入れていきたいと考えています。

なお、今年度からは出前講座もメニューに加えておまして、この必要性あるいはメリットなども周知しているところでございます。そういった取組を強化してまいりたいと考えており

ます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。積極的に進めていただければありがたいので、よろしくをお願いします。また高齢者の2人世帯の支援については、どのように対応されているのかお知らせください。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） 高齢者2人世帯の支援の内容という事です。高齢者の2人世帯数は、これも令和4年3月末で3,208世帯となっております。基本的に健常な高齢者2人世帯を対象とした支援というのは、現在は本市では設けておりませんが、地域包括支援センターなどと連携しながらその世帯の実情に応じた相談、あるいは各種の支援などにつなげているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。どうしても、終活に向けての年代が近くなってくる人間としましては、そういうサポートは重要になりますので、よろしくをお願いします。

神奈川県大和市では「おひとり様支援条例」というものがありまして、葬儀生前契約支援事業、これ行政で携わっているんですけども、あと「おひとり様などの終活支援事業」「おひとり様遺贈」、財産を市に寄附したいという方のエンディングノートの保管事業などもやられていると聞いております。

こういう「おひとり様」といいますかはいこれから相談する相手もなく、やはり塩竈市でも窓口を設けて、この市でも窓口設けていらっしゃるやいまして、エンディングノートを掲げてやっていらっしゃるやいまして。そういう、例えば「おひとり様」対応の施策というのを考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

ただいま、大和市の状況をご紹介いただきましたが、ユニークな自治体で「終活支援条例」というものを持っていたり、あるいは「70歳以上を高齢者と言わない宣言」なども行っているところですが、ただ高齢化率は、大和市24%と結構低いところですが。

本市においても、今後のことを考えますと重要な課題になります。今、壺番館の1階で高齢福祉課というところがあらゆるサービスを受け付けておりますので、現状の体制の中で幅広いご相談を承っていきたいと考えております。あと、状況によっては専門の相談窓口などについても、他市の状況を踏まえながら検討していきたいと思います。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 相談窓口に行っても、何を相談できるのかが分からない状況もあります。

「こういう項目は相談できますよ」というのを明記していただければありがたいので、その辺もよろしくをお願いします。

市政の柱として大和市では「健康都市宣言」をし、「今日行く」「今日用」で「おひとり様」の健康増進を図ると。「今日行く」って何だろうと思ったら「今日行くところがある」、あと「今日用」は「今日用事がある」。朝、「今日何曜日だったっけ」「今日何しようか」というんじゃなくて、そういういろいろなイベントを開いていただいて、行く先々でそういうものを学ぶ機会・生涯学習の場をつくっていくということが施策の目標になっていると聞いておりますので、その辺も考えていただいて、対応方よろしくをお願いします。

最後になります。エンディングノートの活用について。塩竈市でもエンディングノートをつくっております。知っている方、知らない方もいっぱいいらっしゃると思うんですけども、活用によっては空き家対策にもなりますし、あといろいろな部分で亡くなった場合の終活支援にもなりますので、現状でエンディングノートはどのように使われているのかお知らせください。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

お問合せにありましたエンディングノートですが、本市では毎年約1,400部ほど印刷して準備しております。こちらの冊子は市の窓口、あるいは公共施設に設置しているほか、ご高齢の方と接する機会の多い介護支援専門員、あるいは地域包括支援センターの職員の皆様にもご配布して活用いただいているというところでございます。

あと、今年度からはこちらもお出前講座のメニューに加えて、エンディングノートの活用の仕方なども周知しているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） この自治体ではエンディングノートを保管するという、つまり亡くなって今後の身の振り方なり、いろいろな部分で財産を処分するにしても、全て市で保管して全てやっていくということもありました。

そういう部分で、ここに持ってきているんですけれども、出せないということなのでお話ししますけれども、本人の氏名・本籍・住所を書いてあって、緊急連絡先・支援事業や終活サークルなどの明記、あとかかりつけ医のアレルギー等の明記、あとリビングウィルの保管場所、エンディングノートの保管場所など全て書きそろえて、自治体で預かってもし亡くなられた場合独りで誰もサポートする人がいない場合には、これを基に全て後の始末をするということ自治体でやっていращやるということなんですけれども、こういうことにつきましてはどう考えられるか教えてください。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

今、ご紹介ありましたエンディングノートを市が保管するという取組、例えば横須賀市では市にそれを保管するという形で、当事者に何かあった場合、市が万が一の場合に関係機関連絡するという約束を生前に交わすという取組もあります。非常にユニークだなと思いますし、多分今後ニーズが高まるだろうというので、なお調査研究させていただければと存じます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村勝男議員。

○2番（西村勝男） 塩竈市でも高齢化が進んでおります。「おひとり様」「おふたり様」含めていつかは行く道なので、そういう部分での対応を万全にさせていただければ、安心して進んでいけると思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（山本 進） 以上で、西村勝男議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、20日を議会運営委員会開催のため休会とし、21日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 進） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、20日を議会運営委員会開催のため休会とし、21日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月19日

塩竈市議会議長 阿部 かほる

塩竈市議会副議長 山本 進

塩竈市議会議員 西村 勝男

塩竈市議会議員 小野 幸男

令和4年12月21日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）

議事日程 第4号

令和4年12月21日(水曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第62号ないし第73号
- 第3 請願第4号及び第5号
- 第4 議員提出議案第5号
- 第5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

出席議員(17名)

1番	阿部 眞喜 議員	2番	西村 勝男 議員
3番	阿部 かほる 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	今野 恭一 議員	8番	山本 進 議員
9番	伊藤 博章 議員	11番	志子田 吉晃 議員
12番	鎌田 礼二 議員	13番	伊勢 由典 議員
14番	小高 洋 議員	15番	辻 畑 めぐみ 議員
16番	曾我 ミヨ 議員	17番	土見 大介 議員
18番	志賀 勝利 議員		

欠席議員(1名)

10番 香取 嗣雄 議員

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤 光樹	副 市 長	佐藤 靖
技 監	鈴木 昌寿	総 務 部 長	佐藤 俊幸

市民生活部長	長 峯 清 文	福祉子ども未来部長	草 野 弘 一
産業建設部長	星 和 彦	市立病院事務部長	本 多 裕 之
		総 務 部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	末 永 量 太
上下水道部長	荒 井 敏 明	総 務 部 政 策 課 長	木 皿 重 之
総務部次長兼 総務人事課長	鈴 木 康 弘	総 務 部 総務人事課総務係長	阿 部 俊 弘
総 務 部 財 政 課 長	高 橋 数 馬	教 育 委 員 会 教 育 部 長	鈴 木 康 則
教育委員会 教 育 長	吉 木 修	監 査 委 員	福 田 文 弘
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小 倉 知 美		

事務局出席職員氏名

事務局 長	相 澤 和 広	議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	工 藤 聡 美	議事調査係主査	梅 森 佑 介

午後1時 開議

○議長（阿部かほる） ただいまから12月定例会4日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、10番香取嗣雄議員の1名であります。

出席者の方々に申し上げます。本日の会議は、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた塩竈市議会運営指針に記載のとおり感染症対策を行い、開催いたしております。発言の際にもマスクを着用したままで結構ですので、ご案内申し上げます。

また、体調管理の観点から水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第4号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、マスクの着用にご協力をお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、5番菅原善幸議員、6番浅野敏江議員を指名いたします。



日程第2 議案第62号ないし第73号

○議長（阿部かほる） 日程第2、議案第62号ないし第73号を議題といたします。

去る12月9日の会議において、各常任委員会に付託しておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。12番鎌田礼二議員。

○総務教育常任委員会委員長（鎌田礼二）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず議案第62号「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」は、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に関する規定が令和5年4月1日に施行されることから、新たな条例を制定するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、行政が本来公開すべき情報を、個人情報だからという言葉を安易に使い、公開を渋ることのないようにされたい。

次に、議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年等に関し関係条例を整備するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第65号「特別職の議員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和4年人事院勧告等を踏まえ、本市の一般職の職員の給与等及び本市の特別職の職員、市議会の議員及び市立病院事業管理者の期末手当等について所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、しおがま生活応援券事業費、ふるさと納税事業費、重点課題対策検討事業費、燃料価格高騰に係る公共施設等の維持管理費用の増額の予算、学校施設環境改善事業費、学校給食食材購入支援事業費などが計上されました。また、地方債補正において、中学校防災機能強化事業の追加、小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業の変更が提案され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、しおがま生活応援券事業は、物価高騰等の中、市民生活の支援を目的として、1世帯当たり5,000円の金券を配布するものであるが、市民の利便性向上の観点から、金券の取扱い店舗の拡大に努められたい。

1つ、ふるさと納税事業については、当初予算より寄附件数、金額とも倍増する見込みであることから、増額分の補正予算を計上するものであるが、今後もふるさと納税を取り扱うホームページへの掲載を増やすことにより、さらなる本市への寄附拡大に努められたい。

1つ、重点課題対策検討事業は、庁舎・市立病院のハード整備について、候補地選定の検討のための適地調査を行うものであるが、検討対象とする庁舎の範囲を、本庁舎のみとするの

か、あるいは現在分散されている分庁舎などを含めてなのか、調査範囲を十分に検討されたい。

1つ、学校施設環境改善事業については、玉川中学校及び浦戸小中学校の体育館の安全対策やトイレの改修の実施、また、学級数の増等を見据え、一部の小中学校で空調機器、Wi-Fiアクセスポイント等の設置、改修を行おうとするものであるが、本事業を含め、契約事務は公明正大に行われたい。

1つ、空調機器の設置時期については、児童生徒の体調に配慮し、暑くなる夏の時期に間に合うよう配慮されたい。

次に、議案第73号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」は、塩竈市スポーツ施設の指定管理者候補者として選定した塩釜市体育協会、フクシ・エンタープライズ共同事業体を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会では審査をした案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 鎌田 礼二

○議長（阿部かほる） 次に、民生常任委員会委員長の報告を求めます。4番小野幸男議員。

○民生常任委員会委員長（小野幸男）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第66号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」については、子ども医療費助成事業に係る助成対象者の所得制限を見直すため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、子育て世帯の経済負担を軽減する観点から、現行の所得制限を撤廃し、助成対象者を拡充することについては評価するものである。財源については、県や国に対し要望を行っているが、今後も継続して働きかけるなど、財源確保に努められたい。

次に、議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、燃料価格高騰に係る公共施設等の維持管理費用の増額、廃棄物処理施設整備基本構想の策定費用、

保育所等物価高騰対策補助事業等が計上されました。また、債務負担行為において、宮城県広域化予防接種事業委託、視力屈折検査機器購入、保健センター事務機器賃貸借等が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なものを申し上げます。

1つ、生活保護扶助費については、長引くコロナ禍や物価高騰等の影響により、生活保護の相談等が増加しているが、生活保護は、生活困窮者の大切なセーフティネットであることから、きめ細やかな対応をされたい。また、医療費扶助の増加の要因なども分析されたい。

1つ、廃棄物処理施設整備基本構想の策定については、県が公開しているみやぎ地域循環資源エネルギー高度利用モデル作成事業調査報告書なども参考にしながら策定に取り組まれたい。

次に、議案第68号「令和4年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」については、重油・軽油価格の高騰による市営汽船の運航に係る燃料費の増額が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「令和4年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、保険事業勘定において、施設利用者数の増加等に伴う地域密着型介護サービス給付費の増額、要介護認定者の平均要介護度が下降傾向にあることによる特定入所者介護サービス費の減額等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なものを申し上げます。

1つ、地域密着型介護サービス給付費の増額については、高齢化や長引くコロナ禍の影響で、老老介護の世帯が増加しつつあることから、市独自の支援や、地域包括支援センターなどにより一層連携を強化し、介護する方、される方へ寄り添った支援に努められたい。また、地域包括支援センターの役割は、高齢化が進むにつれ重要になってくるため、委託契約の際には、働く側のインセンティブの向上なども検討されたい。

以上が、本委員会では審査をした案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 小野 幸男

○議長（阿部かほる） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。1番阿部眞喜議員。

○産業建設常任委員会委員長（阿部眞喜）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月15日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第67号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、漁船員感染拡大防止対策支援事業、地場産品販売促進助成金事業、旅客ターミナル施設改修事業、みなと広場・シオーモの小径再整備事業、燃料価格高騰に係る公共施設等の維持管理費用の増額等が計上されました。また、債務負担行為において、市営住宅管理代行業務委託、市営住宅等管理業務委託が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なものを申し上げます。

1つ、コロナ禍の長期化や物価高騰などにより、厳しい経営環境にある水産加工業界では、各種支援制度に期待していることから、本市及び国の支援策についても、業界の方々に寄り添った形で制度内容の周知に努め、速やかに申請・採択がされるよう支援されたい。

1つ、マリンゲート塩釜は、観光船が離発着する本市の海辺の玄関口であり、多くの方が訪れることから、老朽化した施設の整備・修繕を図るとともに、塩竈らしさが感じられる施設を目指されたい。

1、みなと広場・シオーモの小径再整備事業については、単なるイベントスペース等の利活用を目的とするのではなく、「シオーモの小径」という名称の依頼である宮沢賢治と本市とのつながりから、ストーリー性を付加し、新たな観光資源となるような魅力ある事業としていただきたい。また、交通量の多い国道45号線沿いであることから、安全対策を講じるとともに、街路灯の設置や定期的な環境整備にも取り組まされたい。

1つ、市営住宅管理代行業務委託、市営住宅等管理業務委託は、市営住宅の修繕について、宮城県住宅供給公社との「空家等修繕協定」を締結した事業者が行っているところであるが、一部の市内事業者が協定に不参加であることから、宮城県住宅供給公社と市内事業者との協定の締結を促進され、協定の参加状況について議会へ報告されたい。

次に、議案第69号「令和4年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」は、最近の世界情勢や急激な円安を要因とした電気料金等の高騰に伴い、市場施設の稼働・管理に係る光熱水費が当初予算見込みを大幅に上回る状況であることから増額するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「令和4年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」は、東日本大震災により甚大な被害を受けた北浜地区の土地区画整理事業完了に伴い、関係条例及び特別会計の廃止に向け、事業費の精算を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、北浜地区の復興土地区画整理事業が完了となるが、今後、地盤沈下など、不測の事態が生じた際には、適切に対策を講じられたい。

次に、議案第72号「令和4年度塩竈市水道事業会計補正予算」は、令和4年3月16日の福島県沖地震の影響により被災した上下水道部庁舎の窓口に係る業務の移転費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、将来的な上下水道庁舎の在り方については、現在、市長部局で行われている新庁舎整備の検討と連動しながら、広く市民に利活用され、市民が集い、憩える庁舎となるよう検討されたい。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 阿部 眞喜

○議長（阿部かほる） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

議案第62号「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」、議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ） 日本共産党塩釜市議団を代表し、議案第62号「塩竈市個人情報の保護に

関する法律施行条例」と、議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、反対の理由を述べます。

最初に、議案第62号について、昨年5月の個人情報保護法の改定に伴い、現行の「塩竈市個人情報保護条例」を廃止し、国の法律に基づく「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するものですが、条例の目的が、企業利益のために、個人情報の保護から利活用に大きく転換されます。

塩竈市の現行条例は、「個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする」とされていましたが、改定個人情報保護法は、「個人の権利利益を保護することを目的とする」とはしているものの、「新たな産業の創出、並びに活力ある経済社会の実現に寄与するものであること」と、企業のための利活用が強調されています。

そのために、今回の法改正は、全国で約2,000の地方公共団体の条例を全てリセットして、全国共通ルール統一を自治体に押しつけるものであり、地方自治への侵害です。実際に、総務省の資料では、「条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを制限することは許容されない」、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない」などとされ、条例上で規定できるのは一部とされています。これまで自治体が積み上げてきた個人情報保護の取組をリセットし、個人情報保護を大きく後退させることは認められません。

次に、議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、反対の理由を述べます。

現在の60歳定年を65歳まで段階的に引き上げることに伴い、60歳を超えた職員の給料月額を、60歳前の7割に削減するものです。定年の引上げには賛成ですが、給与の7割への削減については、人事院が行った令和4年度職種別民間給与実態調査は、民間課長級給与水準77.4%、非管理職77.4%であり、民間準拠とはいうものの、給与水準についての整合性がありません。働き方との関係からいっても、同一労働・同一賃金の原則からみても整合性が取れておらず、継続雇用であるにもかかわらず7割に引き下げることから、反対をするものです。

以上、議案第62号、議案第63号に対する反対討論といたします。

○議長（阿部かほる） 次に、議案第62号「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」につ

いて、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。9番伊藤博章議員。

○9番（伊藤博章） 議案第62号「塩竈市個人情報保護に関する法律施行条例」に対して、賛成する会派を代表いたしまして、討論を行いたいと思います。

先ほど、所管の委員長報告、並びにただいま反対討論にもありましたとおり、令和3年5月19日に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、法第51条において、個人情報の保護に関する法律の改正により、現在、個々の地方公共団体が条例等において定めている個人情報保護制度について、改正後の法律において全国的な共通ルールが規定されることとなり、施行日については、公布日から起算して2年を超えない範囲、令和5年4月1日となったことが議案第62号を提案するに至った背景理由であります。

私どもの会派では、自治体DXを推進するためには、パーソナルデータの利活用を促進することが必要だと考えていますことから、常任委員会での同僚議員の質疑に対する当局の回答に条例案の妥当性は理解しつつも、疑問を抱かざるを得ませんでしたので、継続して担当部局と議論を深める機会をつくりながら、相互理解を深める努力を続けてまいりました。そうした中で、当局においては、全体の所管が国の独立機関である個人情報保護委員会に一元化されたことにより、条例作成に関して相談や専門的知見からの意見を受けるなどの作業があったと推察するとともに、そのやり取りにも時間を要したことを理解をしたところでございます。

さて、このたびの「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例案」は、積極的に情報を活用するために、国が全国統一の上位法を定めたことによりますが、そのことによって安全性への不安を感じる市民の皆さんもおられると理解をしているところですが、先ほど紹介しました個人情報保護委員会が、個人情報、特定個人情報を含むの有用性を配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とし、独立性の高い機関で、具体的には、個人情報保護法及びマイナンバー法に基づき、1つ、個人情報の保護に関する基本方針を策定・推進、1つ、個人情報などの取扱いに関する監視・監督、1つ、認定個人情報保護団体に関する事務、1つ、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督、1つ、特定個人情報保護評価に関する事務、1つ、相談・苦情・あっせん等に関する事務、1つ、広報・啓発などの業務を行って、その安全性を担保することとなっています。

また、議案62号の委員会審査の中で、議論になったのが匿名加工情報についてだと思います。匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことをいいます。また、匿名加工情報は、一定のル

ールの下で、本人同意を得ることなく、事業者間におけるデータ取引やデータ連携を含むパーソナルデータの利活用を促進することを目的に、個人情報保護法の改正により新たに導入されました。個人データを単にマスキングしただけで、法令に定める適切な加工を行っていない場合は、匿名加工情報ではなく、個人データとなります。匿名加工情報は、許可を受けた事業者が適切な加工を行ったものを指します。匿名加工情報の利活用により期待される効果を紹介しますと、1つ、ポイントカードの購買履歴や交通系ICカードの乗降履歴等を、複数の事業者間で分野横断的に利活用することにより、新たなサービスやイノベーションを生み出す可能性、または医療機関が保有する医療情報を活用した創薬・臨床分野の発展や、カーナビなどから収集される走行位置履歴等のプローブ情報を活用したことによる精密な渋滞情報や天候情報の提供などにより、国民生活全体の質の向上に寄与する可能性などが考えられます。

一方、法第43条1項、規則第34条により、匿名加工情報を作成する事業者は、個人情報を適切に加工する必要があります。以下の全ての措置を行わなければなりません。1つ、特定の個人を識別することができる記述等の全部または一部を削除すること。例えば、氏名は削除。1つ、個人識別符号の全部を削除すること。例えば顔画像・指紋などです。1つ、個人情報とほかの情報等を連結する符号を削除すること。例えば、事業者内で個人情報を分散管理して、データベース等を相互に連結するために割り当てられているID等は削除する。1つ、特異な記述などは削除すること。例えば、年齢116歳のように国内で数名しかいない場合など。1つ、上記のほか、個人情報とデータベース内のほかの個人情報との差異などの性質を勘案し、適切な処置を講じること。

このようなことを理解した上で、議案第62号に賛成するわけですが、一昨日の一般質問で同僚の西村議員さんがしておりました内容や、地方自治体が、情報システム標準化、行政手続のオンライン化などについて計画的に取り組む自治体DX推進は、このたびの個人情報保護法で個人情報を保護することを前提に、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要と指摘されており、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められていることから、対応できる組織体制整備が必要になります。その際は、1人の職員、または1つの事業者が一極的にコントロールする体制ではなく、同レベルの専門的知見を持つ複数の職員を配置し、外部の複数の専門的知見を持つ外部人材活用による相談・点検・評価ができる体制整備に

取り組まれるとともに、私たち議会にもその点検評価を公表していただき、議論を通して理解が深まることができるようにしていただくことをお願いを申し上げまして、議案第62号に賛成することを申し上げ討論といたします。

議員皆様のご賛同を賜りますことをお願い申し上げまして、賛成の弁といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 次に、議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、賛成する会派を代表し、討論を申し述べます。

まず今回の定年引上げの趣旨ですが、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する社会情勢において、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識・技術・経験などを継承していくことが必要なことから、定年の65歳への段階的な引上げや管理監督職の勤務上限年齢制限等の制度が導入されるものであると確認いたします。

次に、地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、地方公共団体が条例で定めるものとされています。国家公務員については、令和3年6月に国家公務員法等の一部を改正する法律が公布され、定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることが決定しております。このことに伴い、地方公務員も国家公務員と同様の措置を講ずる必要があるものと理解いたします。

また、60歳超の職員の給料月額、当分の間、100分の70を乗じて得た額とすることとされておりますが、この7割という水準については、国及び人事院が民間企業における高齢期雇用の実情を調査し、再雇用の従業員も含む正社員全体の給与水準を参考に設定されたことは、当局からの説明のとおりでございます。国においては、この給料の7割措置は、当分の間の措置として位置づけており、これは引き続き、給与制度について検討を行うことを前提としたものでございます。国家公務員法等の改正法附則においても、定年の段階的引上げが完成する令和13年3月31日までに、人事院における検討を踏まえ、政府が所要の措置を講ずることとする検討事項を設けております。

地方公務員の給料等については、社会一般の情勢に適応すべきとした情勢適応の原則と、

国家公務員との公務としての近似性、類似性を重視した均衡の原則が適用されるべきものでありますことから、この条例案は、国及び他の自治体の制度の状況を踏まえながら提案された適正かつ、極めて妥当性があるものであると考えるところでございます。

なお、市当局におかれましては、高齢期職員の配置、職員の採用抑制への対応、国における今後の検討の状況等を注視し、市政の適正な運営に資するよう、適切な制度運用いただきますようお願い申し上げます、議案第63号に関する賛成討論といたします。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（阿部かほる） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第62号について採決いたします。

議案第62号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立多数であります。

よって、議案第62号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第63号について採決いたします。

議案第63号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立多数であります。

よって、議案第63号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第64号について採決いたします。

議案第64号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立多数であります。

よって、議案第64号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第65号について採決いたします。

議案第65号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立多数であります。

よって、議案第65号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第66号ないし第73号について採決いたします。

議案第66号ないし第73号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。

よって、第66号ないし第73号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第4号及び第5号

○議長（阿部かほる） 日程第3、請願第4号及び第5号を議題といたします。

去る12月9日の会議において、所管の常任委員会に付託しておりました請願審査の経過とその結果について、委員長の報告を求めます。

まず、民生常任委員長の報告を求めます。4番小野幸男議員。

○民生常任委員会委員長（小野幸男）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、本委員会に付託されました請願第4号「来年度（令和5年度）の年金改定では、物価の高騰に見合った年金額に引上げを求める請願」については、12月14日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第4号については、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 小野幸男

○議長（阿部かほる） 次に、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。12番鎌田礼二議員。

○総務教育常任委員会委員長（鎌田礼二）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、本委員会に付託されました請願第5号「消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願」については、12月13日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第5号については、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 鎌田礼二

○議長（阿部かほる） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

なお、委員長報告はいずれも継続審査であります。

まず、請願第4号「来年度（令和5年度）の年金改定では、物価の高騰に見合った年金額に引上げを求める請願」について採決いたします。

請願第4号については、委員長報告のとおり、継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。

よって、請願第4号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第5号「消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願」について採決いたします。

請願第5号については、委員長報告のとおり、継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。

よって、請願第5号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第4 議員提出議案第5号

○議長（阿部かほる） 日程第4、議員提出議案第5号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。7番今野恭一議員。

○7番（今野恭一）（登壇） ただいま、議題に供されました議員提出議案第5号について、提出者を代表いたしまして、提案理由を説明させていただきます。

社会全体のデジタル化に対応したデータの利活用と適正な個人情報の保護の両立を図るため、これまで国の行政機関・民間事業者・地方公共団体等が、個別に規定していた個人情報の取扱いについて、全国的な共通ルールに一元化されたものでありますが、地方公共団体の議会については、独立性を確保するため、この法律の適用対象外とされたところであります。しかしながら、議会として、引き続き適正な個人情報の保護を確保する必要があることから、個人情報の取扱いの分かりやすさや公平性の観点を踏まえ、塩竈市が制定する「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」の取扱いと整合性を図り、新たな条例を制定するものであります。

以上、皆様方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の趣旨説明とさせていただきます。

オール塩竈の会 今野恭一

○議長（阿部かほる） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第5号については、委員会付託を省略することに決しました。

暫時休憩いたします。

議会運営委員会を開催いたしますので、委員及びオブザーバーの議員は、北側委員会室にご参集願います。

午後1時54分 休憩

午後1時56分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

議員提出議案第5号「塩竈市議会の個人情報の保護に関する条例」について、反対者からの発言を許可いたします。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 日本共産党塩釜市議団を代表いたしまして、議員提出議案第5号「塩竈市議会の個人情報保護に関する条例」に反対の討論を行います。伊勢由典でございます。

国の「個人情報保護に関する法律」の改定を受けて、都道府県議長会、そして市議会議長会、町村議長会は、議会としての個人情報保護条例案を各議会に送致いたしました。

議会条例案には、個人情報を企業が利活用するための仮名加工情報、匿名加工情報を条文に定めております。また、個人情報を保護するための制限項目である要配慮個人情報の収集制限、オンライン結合による提供制限は定めておりませんでした。

塩竈市議会議長から同議案の提案後4回にわたる各会派幹事長会が行われました。当市議団は、仮名加工情報、匿名加工情報の削除等を求め、修正案を出しました。また、幹事長会議では、「条例化の後、市民にパブリックコメントは必要」、「なぜ条例化を急ぐのか」などの慎重な対応を求める意見が出されました。その意見はもともと感じております。

こうした経過を踏まえまして、日本共産党塩釜市議団として、議員提出議案第5号に対しまして反対の意を述べさせていただきます。

本条例案は議会が、改定個人情報保護法の適用対象となっていないにもかかわらず、個人情報を企業に利活用するための、個人情報保護の取組を後退させる、改定個人情報保護法を踏まえた条例案であり、そうした点も含めて反対をするものであります。

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 次に、賛成者からの発言を許可いたします。12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二） 議員提出議案第5号「塩竈市議会の個人情報の保護に関する条例」について、賛成する議員を代表し、討論させていただきます。

今定例会に上程された議員提出議案第5号についてですが、社会全体のデジタル化に対応したデータの利活用と適正な個人情報の保護の両立を図るため、令和3年5月に、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、これまで国の行政機関・民間事業者・地方公共団体等が個別に規定していた個人情報の取扱いについて、全国的な共通ルールに一元化されたものであります。地方公共団体の議会については、独立性を確保するため、この法律の適用対象外とされていたところでもあります。

しかしながら、議会として、引き続き適正な個人情報の保護を確保する必要があることから、新たな条例を制定するものであります。また、塩竈市は国の法律改正に基づき、「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定し、令和5年4月1日に施行するとともに、現在、議会が適用されている現行の「塩竈市個人情報保護条例」を廃止することとしております。このことから、来年4月1日以降、議会において、引き続き適正な個人情報の取扱いを確保するためには、条例の制定が必要であります。

新たな条例では、対象とする個人情報を生存する個人に関する情報としております。現行条例では、遺族に限り死者の個人情報を請求することができる取扱いとしておりますが、新たな条例では、死者の情報は個人情報に当たらないことになっています。しかしながら、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当するものとして、引き続き、個人情報として取り扱われるものであります。

また、新たに仮名加工情報及び匿名加工情報を規定しております。これは、今後、議会において、仮名加工情報及び匿名加工情報を作成することは想定していないものの、当該情報を第三者から取得し、保有する可能性等はあることから、その際の適正な情報の管理等を確保する観点から規定しているものであります。

パブリックコメントの実施についてですが、議会が単独で作成する通常の条例とは異なり、個人情報の取扱いの分かりやすさや公平性の観点から、塩竈市が制定する「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」の取扱いと整合性を図ることが必要であります。塩竈市では法律から委任された事項や、条例での規定が許容される事項について、現在の条例に規定する個人情報保護や行政サービスの水準を維持していることから、パブリックコメントは行わないものとしており、議会においても同様の取扱いとするものであります。

D X時代の個人情報の保護に関しては、市民の権利と義務がひも付けられることによって、迅速かつ公平にサービスの享受や税の賦課等が行われることとなります。県内自治体でもマイナンバーカードの交付率が明らかになってきており、市民の関心も高まってきております。

反対者の懸念の1つに、全ての情報が国・自治体の管理下に置かれ、個人情報の保護が侵害されることを挙げられていることは、ある意味で理解するものであります。そのため、かかる違法行為に対し、刑事罰という抑止力を条例に明記しているものであります。

以上、議員提出議案第5号に対する賛成討論といたします。議員各位のご賛同を賜ります

ようお願い申し上げます。オール塩竈の会 鎌田礼二。

○議長（阿部かほる） 次に反対者からの発言を許可いたします。17番土見大介議員。

○17番（土見大介） 議員提出議案第5号「塩竈市議会の個人情報の保護に関する条例」を本定例会で可決することに対して、反対の立場の議員を代表して、反対討論を行います。

本条例は、国の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、独立性を確保するために、この法の改正の適用対象外とされた地方議会において、適正に個人情報の取扱いを行うべく制定するもので、令和5年4月の条例施行を目指して、本定例会に上程されたものです。限られた時間の中で、この条例案を作成してくださった議会事務局には感謝を申し上げます。

本条例の趣旨に対しては賛同するものではありませんが、一方、この条例案が塩竈市議会の各会派に提示されたのは先月の話です。この条例案を手にしてからまだ1か月もたっていないのが実情です。その後、数回開催された幹事長会議での各会派の対応を拝見すると、さらに各会派や市議会全体で議論を行い、新しい個人情報保護の考え方や本条例についての理解を深めていく必要があると考えます。

また、塩竈市のパブリックコメント手続実施要綱にもあるように、計画等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等への説明責任を果たし、市民等の市政への参画を推進するという観点から、パブリックコメントの手続を取り、多くの市民の関心と意見を集める必要もあります。

本条例は、施行までの時間がないという意見から、本来取るべきこのような様々な過程を省略して本日の上程に至るわけですが、他市議会の状況を見ると、さらに議論を重ね、市当局の条例案も含めて、パブリックコメントの手続を実施し、丁寧に過程を踏んで進められている例は、県内においても複数散見されます。塩竈市議会と同様に、令和5年4月の施行を予定している市議会でも、2月や3月の定例会に条例の上程を予定しているところもあります。

議会とは、合議制の住民代表機関として、地域の民主的な合意形成を進め、民意を集結して、団体意思を決定するという大切な役割を有しています。そのため、極力多数決に頼ることなく、丁寧に合意形成を図るとともに、パブリックコメントなどの手続を取って、広く市民の関心と意見を集めることが本市議会に求められる姿なのではないでしょうか。

本条例の提出者は9名、塩竈市議会議員の半数です。半数の議員からしかまだ賛同が得られていないという状況は、十分な合意形成が図られてない、その表れだと考えています。先般、他地域の事例についても紹介しましたが、本条例についてはまだ議論や意見収集の時間が残さ

れています。ぜひ今後も市民を巻き込みながら熟議を重ね、よりよい条例内容をつくり上げていきましょう。

以上のことから、議員提出議案第5号「塩竈市議会の個人情報の保護に関する条例」を本定例会で可決されることに反対をいたします。

議員各位のご理解とご賛同賜りますようお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 次に、賛成者からの発言を許可いたします。1番阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） 議員提出議案第5号「塩竈市議会の個人情報の保護に関する条例」について、パブリックコメントの実施というところでの、広く市民の理解を得るべきであるという意見に対し、今、反対の討論が行われましたので、私から原案賛成の立場から討論を行います。反対者は、市民の個人情報保護に関する条例案であり、保護すべき客体の権利を最大限保護すべく、当該条例案の内容について詳細に説明をし、市民からの意見を集約した上で、改めて条例案の内容を議員一同で精査をし、提案すべきものであると主張をしていると理解をしております。

いわゆるパブリックコメントは、平成17年6月の行政手続法により法制化され、規制の設定または改廃にかかる意見提出手続に基づく意見提出手続に代わって導入された制度であります。この意見提出期間は原則として、案の公示日から起算して30日以上とされます。

これまで本市におけるパブリックコメントの実施例は、第6次長期総合計画や教育基本計画など、まちづくりの基本的方針や市民の福祉向上、そして教育制度の新たな取組など、あくまでも重要かつ基本的な行政行為に関し、その内容を公示し、広く市民の意見を聴取するものであります。

さて、今、議題となっている、議員提出議案第5号について反対会派は、パブリックコメントを実施すべきであるとの主張であるが、本来的には、行政行為として当局案について検証してみた場合、その実施については明記はされておられません。実施の予定がない当該条例案について、議員提出条例案についてのみ実施となれば、実施においての特段の理由がなければならぬのではないのでしょうか。さらに前段述べたように、原則として案の公示日から起算して30日以上とされていることから、他自治体においてパブリックコメントを開催するという話もありますが、極めて厳しい日程とならざるを得ません。

当局の条例案は可決後、令和5年4月1日から施行を予定しており、議会における同趣旨

の議員提出議案についてパブリックコメントを実施した場合、その施行日とそごを来し、当局案条例と議員提案条例とで不統一性を露見することとなり、その混乱の不利益は市民そのものがかぶることとなります。市民の権利を守るべき条例が市民に混乱を来す結果となることは、回避をしなければならないものと考えます。よって当該提出条例案についてパブリックコメントを実施すべきとの会派に対し、反対の意見を表明をさせていただくものであります。

以上、原案に賛成の立場からの討論とさせていただきます。ぜひご賛同を賜りますようお願い申し上げます。オール塩竈の会 阿部眞喜。

○議長（阿部かほる） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。

議員提出議案第5号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第5号については原案のとおり可決されました。



日程第5 議員派遣の件

○議長（阿部かほる） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

以上で、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

午後 2 時 1 6 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

塩竈市議会議長 阿 部 かほる

塩竈市議会議員 菅 原 善 幸

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江